

1 免許番号 岡共第55号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第1種共同漁業

なまこ漁業

11月1日から翌年3月31日まで

あおのり漁業

1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市東区犬島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次結んだ4直線と最大
高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第425号 瀬戸内市牛窓町鹿忍城ヶ鼻南端に設置した標識

基点第617号 岡山市東区久々井大浦鼻突端に設置した標識

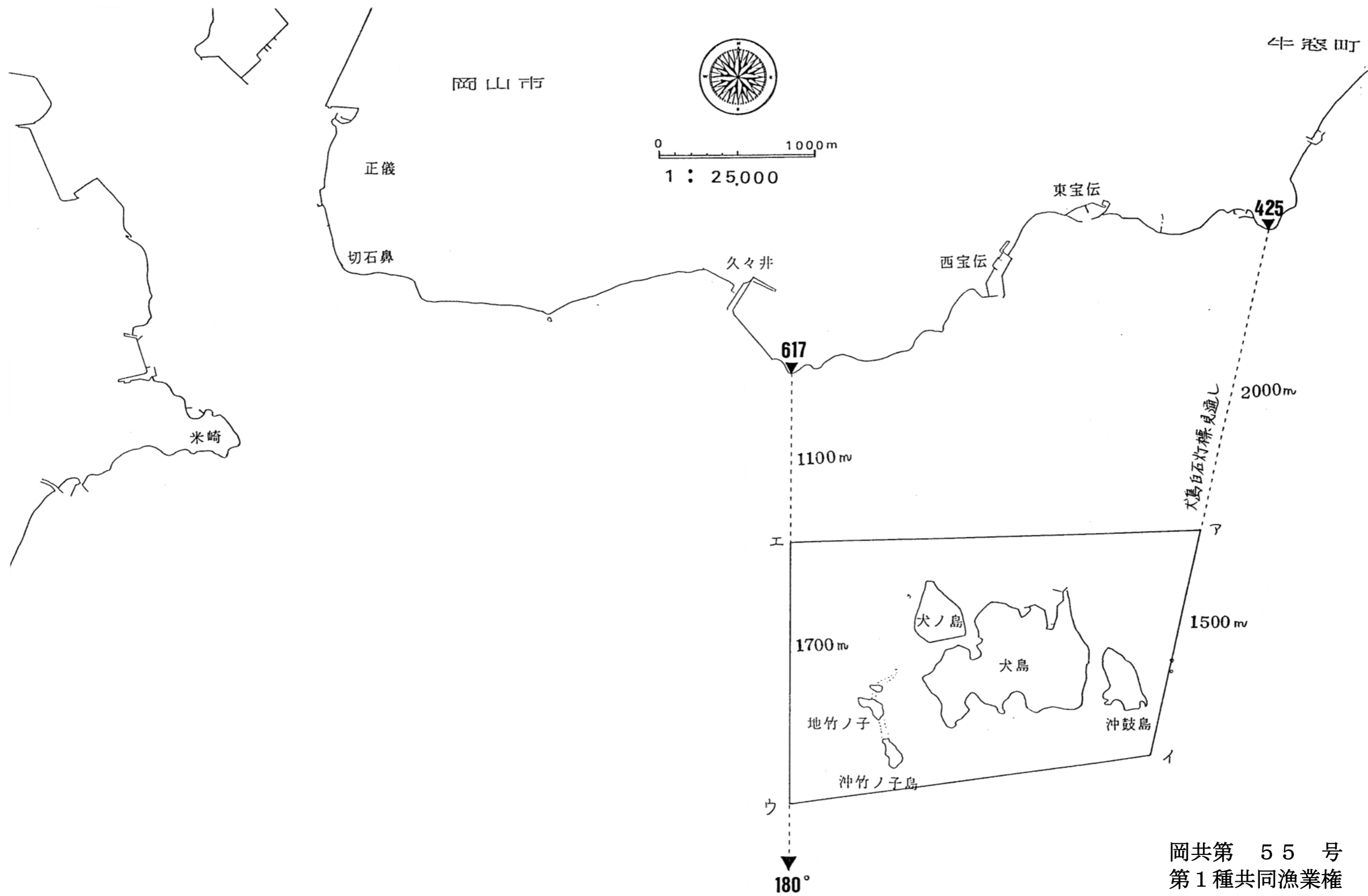
点ア 基点第425号から岡山市東区犬島白石灯標見通し線
上基点第425号から2,000メートルの点

点イ 基点第425号から岡山市東区犬島白石灯標見通し線
上点アから1,500メートルの点

点ウ 基点第617号から真方位180度見通し線上点エか
ら1,700メートルの点

点エ 基点第617号から真方位180度見通し線上基点第
617号から1,100メートルの点

5 関係地区 岡山市



岡共第 55 号
第 1 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第56号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業

なまこ漁業

11月1日から翌年3月31日まで

あおのり漁業

1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市東区正義、久々井、宝伝地先

4 漁場の区域 基点第601号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第620号の各点を順次結んだ7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第601号 瀬戸内市・岡山市界に設置した標識

基点第617号 岡山市東区久々井大浦鼻突端に設置した標識

基点第620号 岡山市東区正義津栗鼻突端に設置した標識

基点第621号 岡山市東区正義、南水門町界に設置した標識

基点第622号 岡山市東区水門町亀岩

基点第623号 岡山市東区東幸西岡山港幸西地区西防波堤基部に設置した標識

基点第672号 岡山市東区正義マリンマサギ西護岸北西角に設置した標識

基点第823号 岡山市南区小串宝録山東山麓南東端に設置した標識

基点第827号 岡山市南区小串米崎灯台

点ア 基点第601号から岡山市東区犬島沖鼓島東端見通し線上基点第601号から300メートルの点

点イ 基点第617号から岡山市東区犬島地竹ノ子島西端見通し線上基点第617号から400メートルの点

点ウ 基点第672号から基点第827号見通し線上基点第

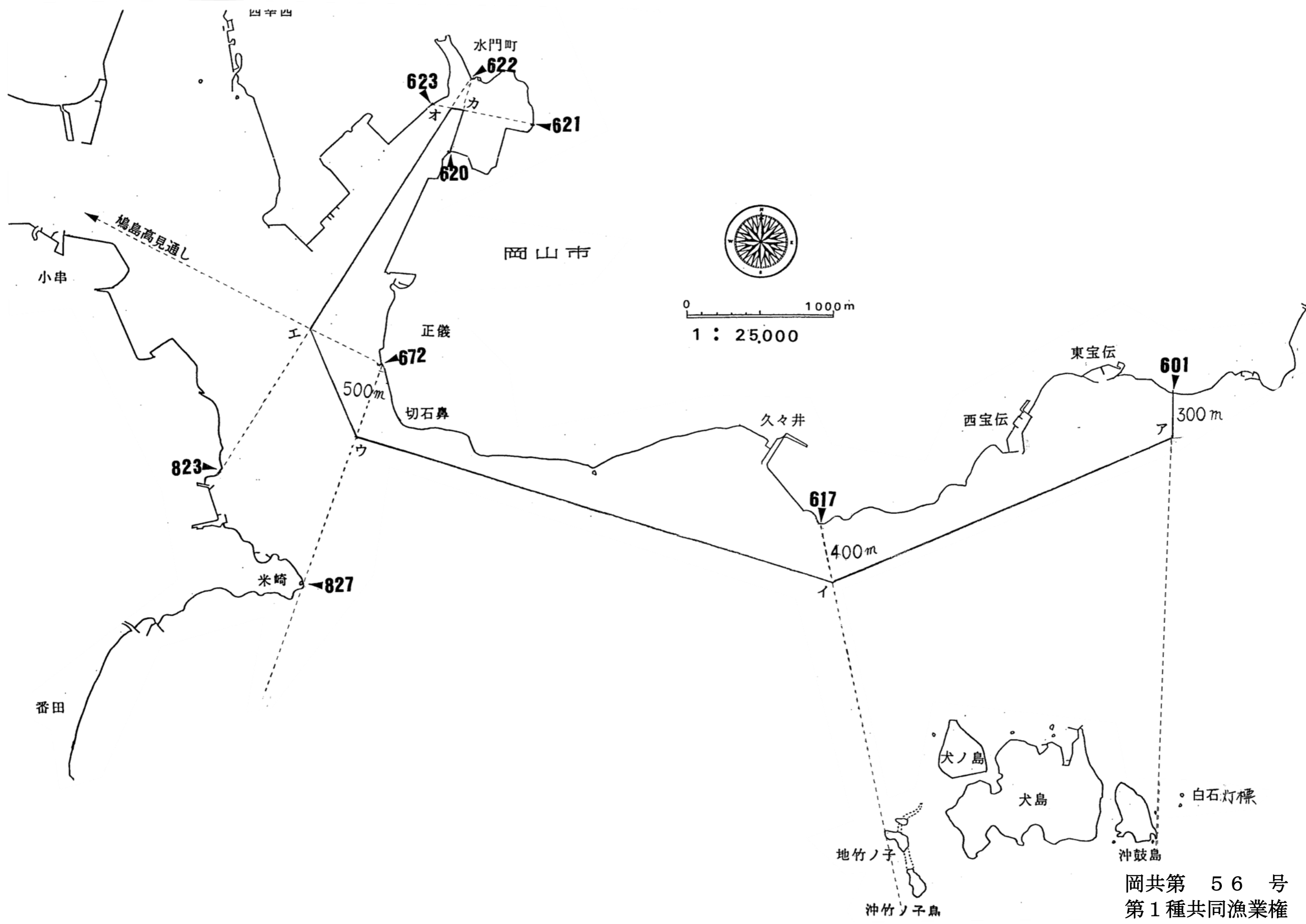
672号から500メートルの点

点エ 基点第622号から基点第823号見通し線と、基点第672号から岡山市東区鳩島高見通し線との交差点

点オ 基点第621号から基点第623号見通し線と、基点第622号から基点第823号見通し線との交差点

点カ 基点第621号から基点第623号見通し線と、基点第622号から基点第620号見通し線との交差点

5 関係地区 岡山市



岡共第 56 号
第 1 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第57号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
はまぐり漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市東区九幡地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によっ
て囲まれた区域

点の位置

基点第624号 岡山市東区西幸西外波崎突端大石に設置した標識

基点第625号 岡山市東区西幸西海水浴場堤防南端から北へ100メ
ートルの点に設置した標識

基点第628号 岡山市東区西幸西比沙古岩灯標中央

基点第631号 岡山市東区乙子水門西堤防南西端角に設置した標識

基点第636号 岡山市東区九幡九幡港東防波堤中部曲角部角に設置し
た標識

基点第820号 岡山市南区小串和光機工(株)護岸北西角に設置した標
識

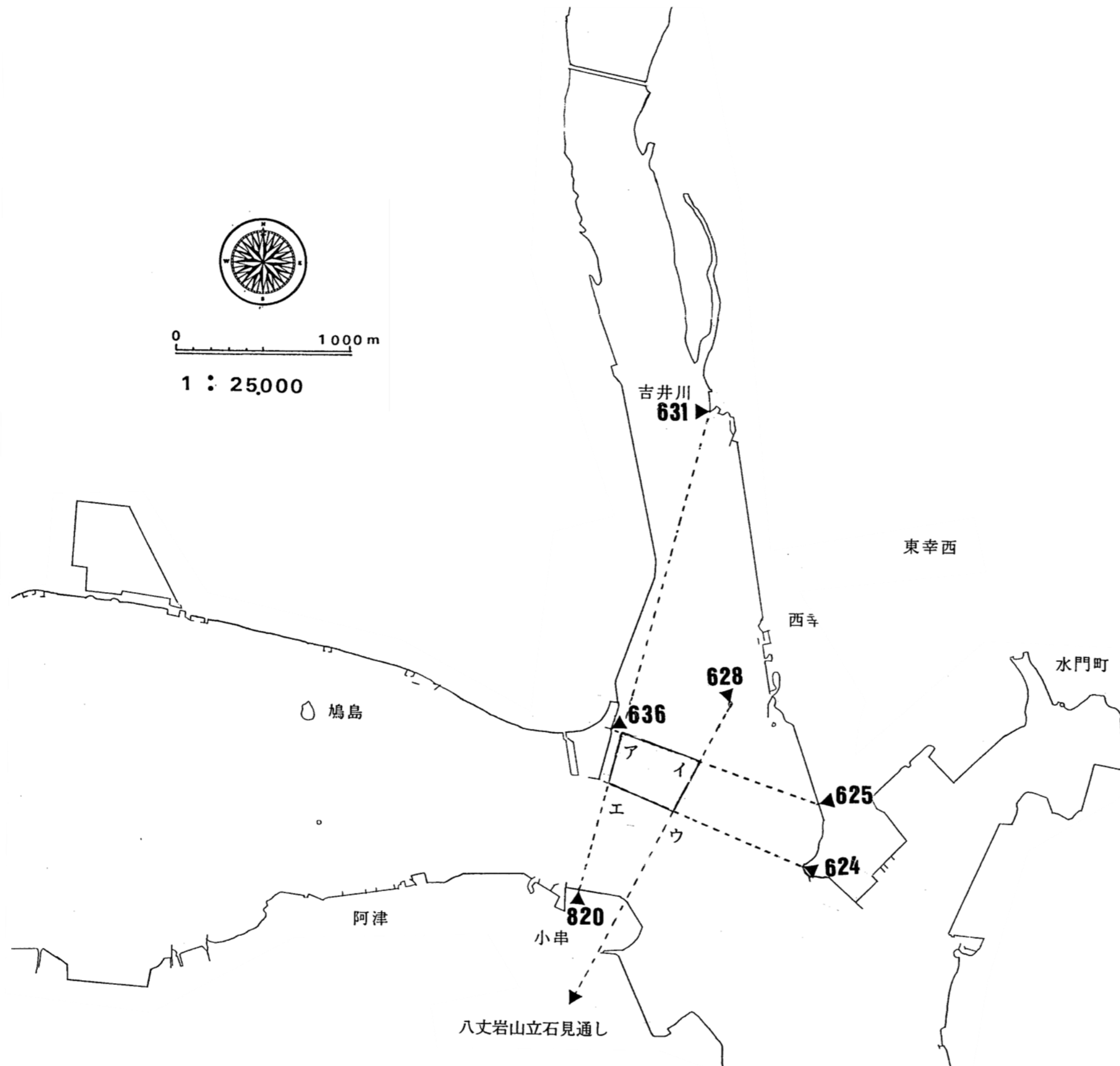
点ア 基点第636号から基点第625号見通し線と、基点
第631号から基点第820号見通し線との交差点

点イ 基点第636号から基点第625号見通し線と、基点
第628号から玉野市東兎町八丈岩山立石見通し線との
交差点

点ウ 基点第628号から玉野市番田八丈岩山立石見通し線
と、基点第624号から岡山市東区九幡九幡港東防波堤
南東端見通し線との交差点

点エ 基点第631号から基点第820号見通し線と、基点
第624号から岡山市東区九幡九幡港東防波堤南東端見

5 関係地区 岡山市



岡共第 57 号
 第 1 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第58号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第1種共同漁業

しゃこ、しじみ、あさり、はまぐり漁業

1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市東区九幡地先

4 漁場の区域 点ア、イ、基点第628号、点ウ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第628号 岡山市東区西幸西比沙古岩灯標中央

基点第629号 岡山市東区西幸西ボンボン山南護岸北端に設置した標識

基点第631号 岡山市東区乙子水門西堤防南西端角に設置した標識

基点第637号 岡山市東区九幡九幡港東防波堤基部燈籠

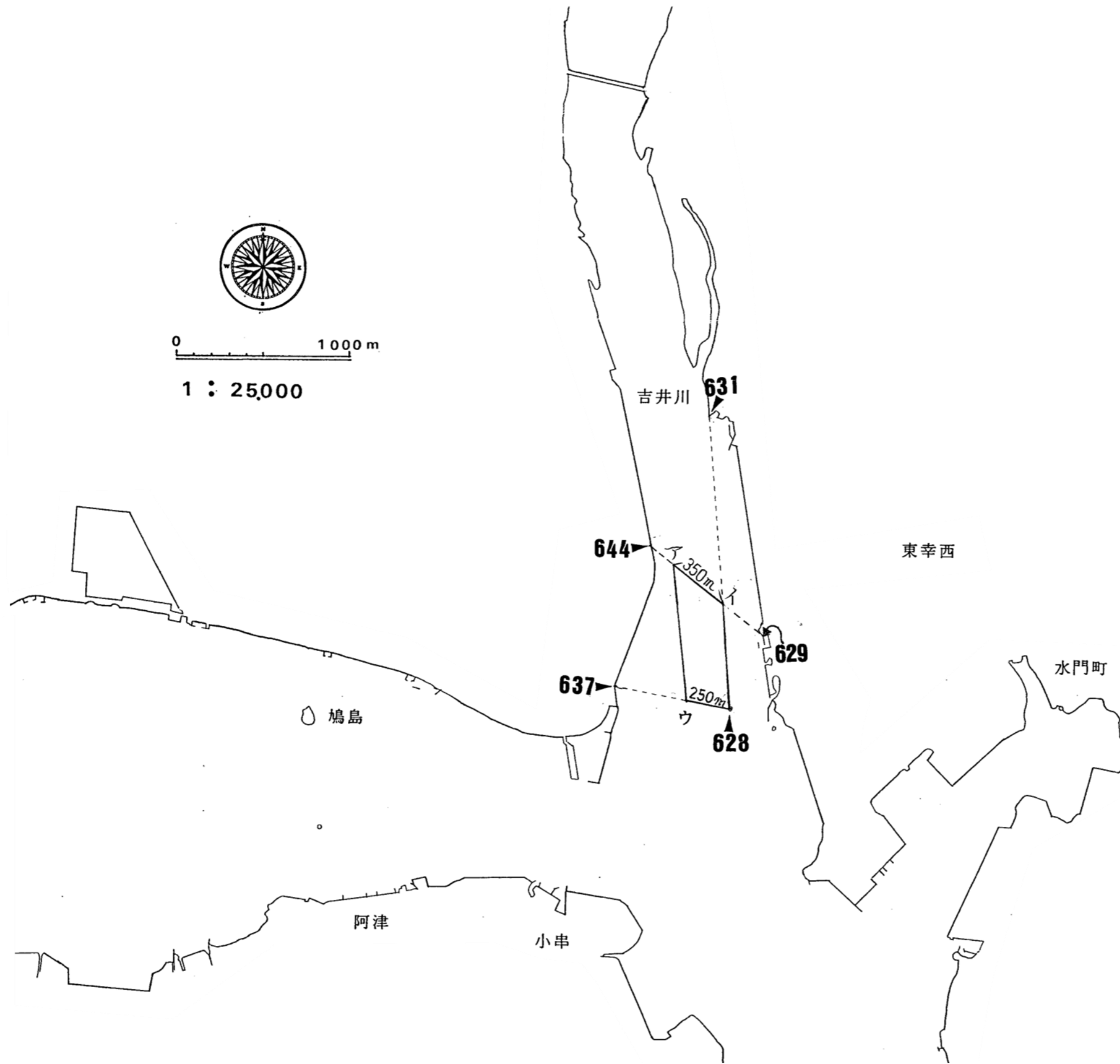
基点第644号 岡山市東区九幡九幡水位観測所

点ア 基点第629号から基点第644号見通し線上点イから350メートルの点

点イ 基点第629号から基点第644号見通し線と、基点第631号から基点第628号見通し線との交差点

点ウ 基点第628号から基点第637号見通し線上基点第628号から250メートルの点

5 関係地区 岡山市



岡共第 58 号
第 1 種共同漁業権

- 1 免許番号 岡共第59号

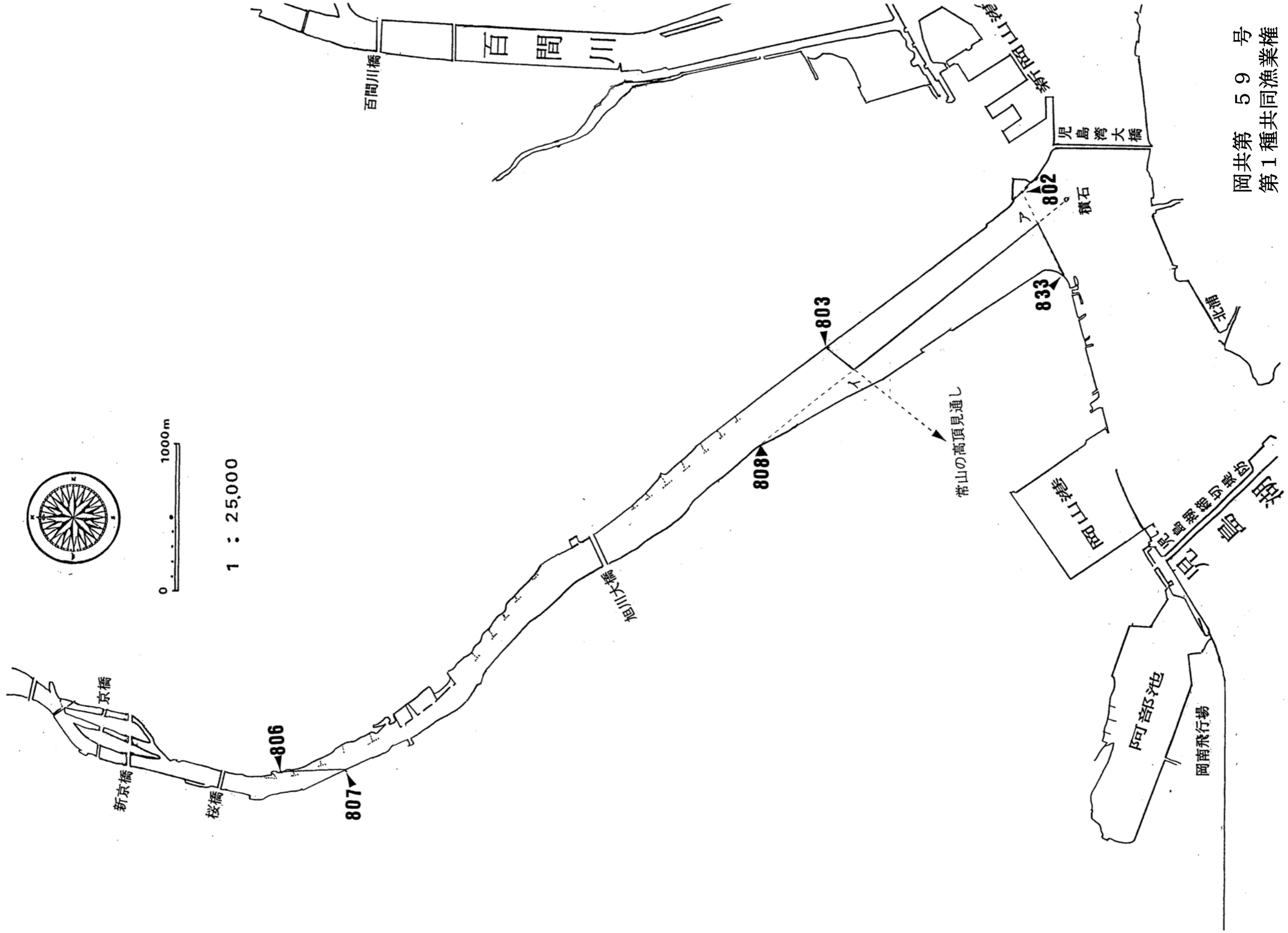
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
しゃこ漁業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 岡山市地先

- 4 漁場の区域 基点第806号及び基点第807号を結んだ直線、基点第803号、点イ、ア及び基点第833号の各点を結んだ3直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

- 基点第802号 岡山市中区江並三幡港北防波堤突端に設置した標識
- 基点第803号 岡山市中区江並旧渡船場に設置した標識
- 基点第806号 岡山市中区桜橋1丁目岡山ガス(株)荷揚げ場防波堤基部に設置した標識
- 基点第807号 岡山市中区七日市東町旧渡船場ガンギ南角に設置した標識
- 基点第808号 岡山市南区福島1丁目住吉神社南東端燈籠
- 基点第833号 岡山市南区海岸通1丁目旭川右岸(株)クラレ岡山事業所岸壁南東端に設置した標識
- 点ア 基点第833号から基点第802号見通し線と、基点第808号から岡山市旭川河口積石の石柱に設置した標識見通し線との交差点
- 点イ 基点第808号から岡山市旭川河口積石の石柱見通し線と、基点第803号から玉野市常山の高頂(307.2)見通し線との交差点



岡共第 59 号
第 1 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第60号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
しゃこ漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市南区高島東地先

4 漁場の区域 基点第801号及び基点第828号を結んだ直線、基点第829号、点ア及び基点第638号の各点を結んだ2直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第638号 岡山市東区升田津田港防波堤南西角に設置した標識

基点第801号 岡山市中区沖元百間川樋門南西角に設置した標識

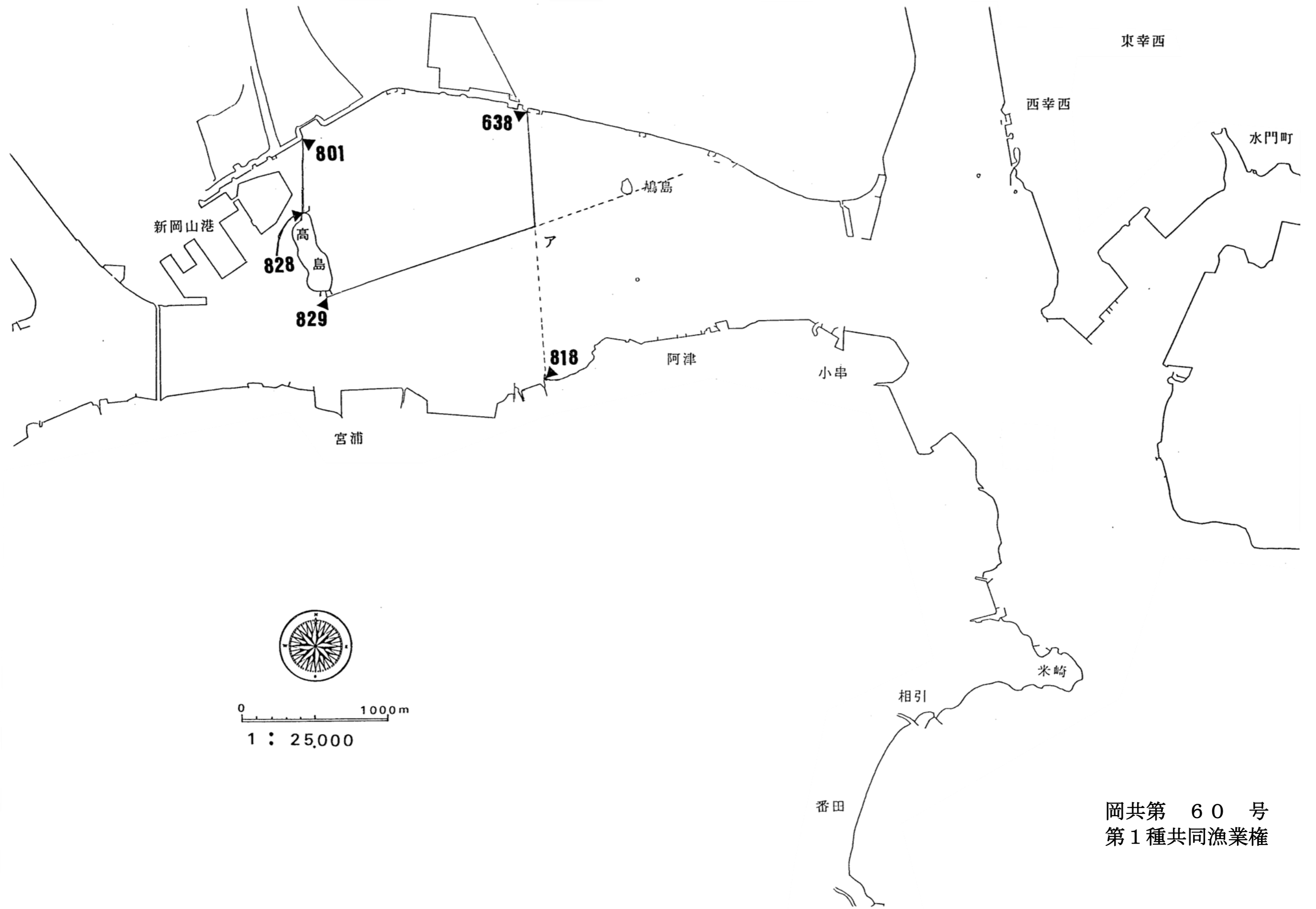
基点第818号 岡山市南区阿津大川原川河口右岸角に設置した標識

基点第828号 岡山市南区高島北端地藏岩に設置した標識

基点第829号 岡山市南区高島南端中央船着場南東角に設置した標識

点ア 基点第638号から基点第818号見通し線と、基点第829号から岡山市東区鳩島南端見通し線との交差点

5 関係地区 岡山市



岡共第 60 号
第 1 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第61号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
しゃこ漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市南区阿津、小串地先

4 漁場の区域 基点第818号及び点ア、基点第826号及び点イをそれぞれ結んだ直線並びに基点第818号及び基点第826号の間における最大高潮時海岸線から沖出し50メートルの線によって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第638号 岡山市東区升田津田港防波堤南西角に設置した標識

基点第672号 岡山市東区正義マリンマサギ西護岸北西角に設置した
標識

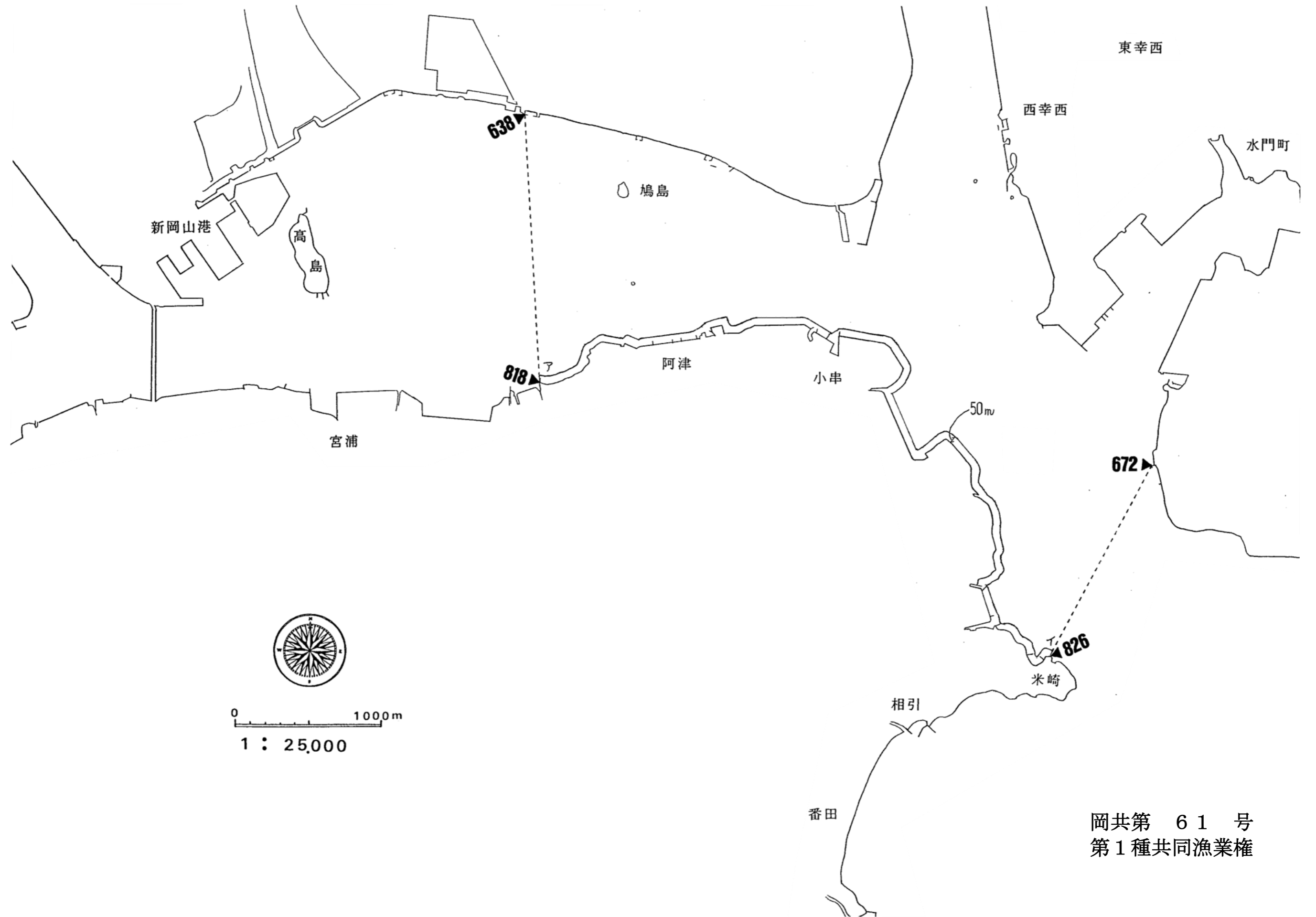
基点第818号 岡山市南区阿津大川原川河口右岸角に設置した標識

基点第826号 岡山市南区小串東米崎北端に設置した標識

点ア 基点第818号から基点第638号見通し線上基点第
818号から50メートルの点

点イ 基点第826号から基点第672号見通し線上基点第
826号から50メートルの点

5 関係地区 岡山市



岡共第 61 号
第 1 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第62号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
わかめ漁業
2月16日から9月30日まで

3 漁場の位置 岡山市南区小串米崎、相引地先

4 漁場の区域 基点第827号及び点ア、基点第919号及び点イをそれぞれ結んだ直線並びに基点第827号及び基点第919号の間における最大高潮時海岸線から沖出し50メートルの線によって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

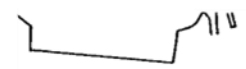
基点第827号 岡山市南区小串米崎灯台

基点第919号 玉野市番田相引川右岸河口えん堤北東端角に設置した
標識

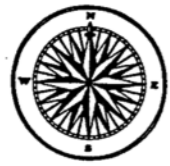
点ア 基点第827号から犬島沖竹ノ子島南端見通し線上基点第827号から50メートルの点

点イ 基点第919号から真方位152度見通し線上（香川県小豆郡土庄町豊島旧虻山高見通し線）基点第919号から50メートルの点

5 関係地区 岡山市南区小串



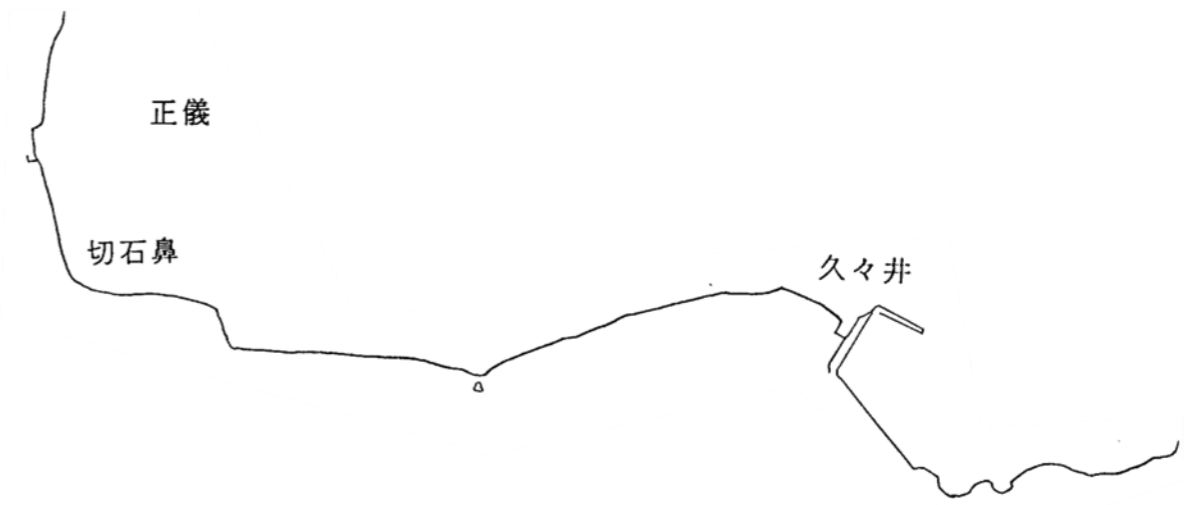
岡山市



0 1000m

1 : 25,000

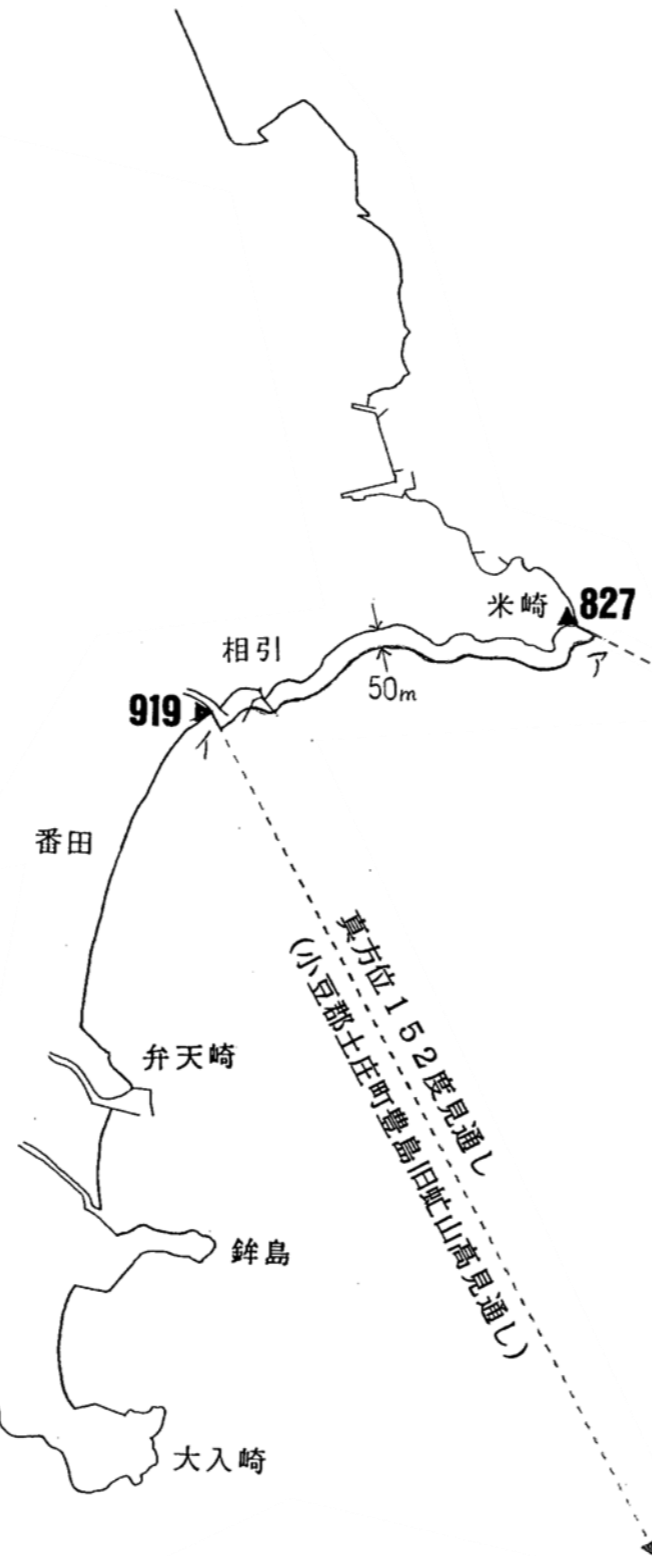
玉野市



正儀

切石鼻

久々井



米崎 827

相引

50m

919

番田

弁天崎

鉾島

大入崎

真方位152度見通し
(小豆郡土庄町豊島旧趾山高見通し)

地竹ノ子

胸上

波張崎

岡共第 62 号
第1種共同漁業権

1 免許番号 岡共第63号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
あおのり漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市東区西大寺浜、西大寺新、乙子、西幸西地先

4 漁場の区域 基点第624号及び点ア、基点第634号及び点イをそれぞれ結んだ直線並びに基点第624号及び基点第634号の間における最大高潮時海岸線から沖出し50メートルの線によって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第624号 岡山市東区西幸西外波崎突端大石に設置した標識

基点第634号 岡山市東区西大寺浜旧永安橋東詰下流基部に設置した標識

基点第642号 岡山市東区西大寺中3丁目旧永安橋西詰下流基部に設置した標識

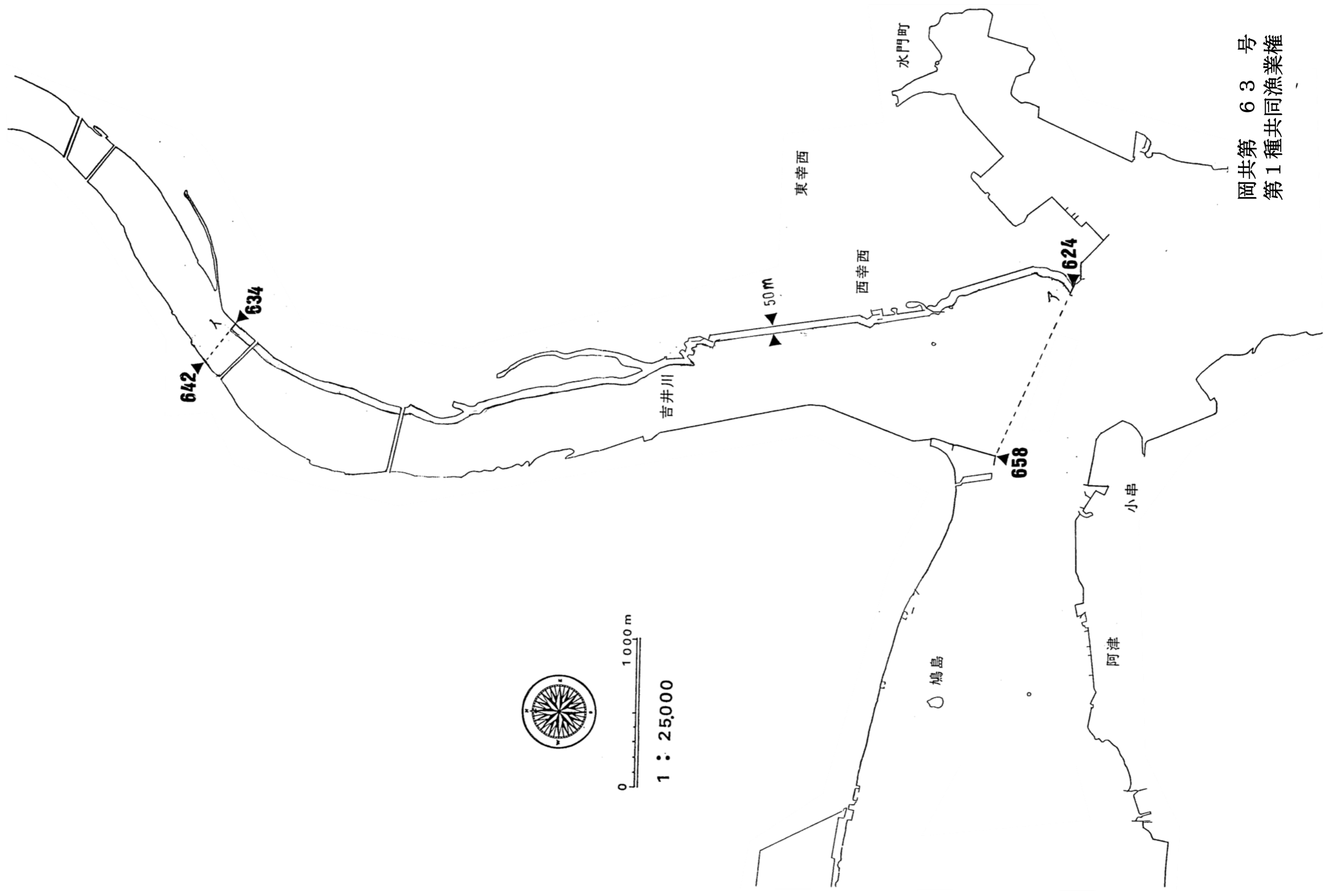
基点第658号 岡山市東区九幡九幡港東防波堤突端南東端角に設置した標識

点ア 基点第624号から基点第658号見通し線上基点第624号から50メートルの点

点イ 基点第634号から基点第642号見通し線上基点第634号から50メートルの点

5 関係地区 岡山市

岡共第 63 号
第 1 種共同漁業権



1 免許番号 岡共第64号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第1種共同漁業

あおのり漁業

1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市東区九幡、豊田、升田、沖元地先

4 漁場の区域 基点第635号と点ア、基点第637号と点イをそれぞれ結んだ直線並びに基点第635号と基点第637号の間における最大高潮時海岸線から沖出し50メートルの線によって囲まれた区域及び基点第637号と点ウ、基点第801号と点エの間における最大高潮時海岸線から沖出し100メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第628号 岡山市西幸西比沙古岩灯標

基点第635号 岡山市東区金岡東町3丁目日本エクスラン(株)西大寺工場南端堤防内石燈籠

基点第637号 岡山市東区九幡九幡港東防波堤基部燈籠

基点第677号 岡山市東区乙子永江川右岸河口突端に設置した標識

基点第801号 岡山市中区沖元百間川樋門南西角に設置した標識

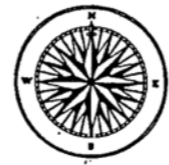
基点第828号 岡山市南区高島北端地藏岩に設置した標識

点ア 基点第635号から基点第677号見通し線上基点第635号から50メートルの点

点イ 基点第637号から基点第628号見通し線上基点第637号から50メートルの点

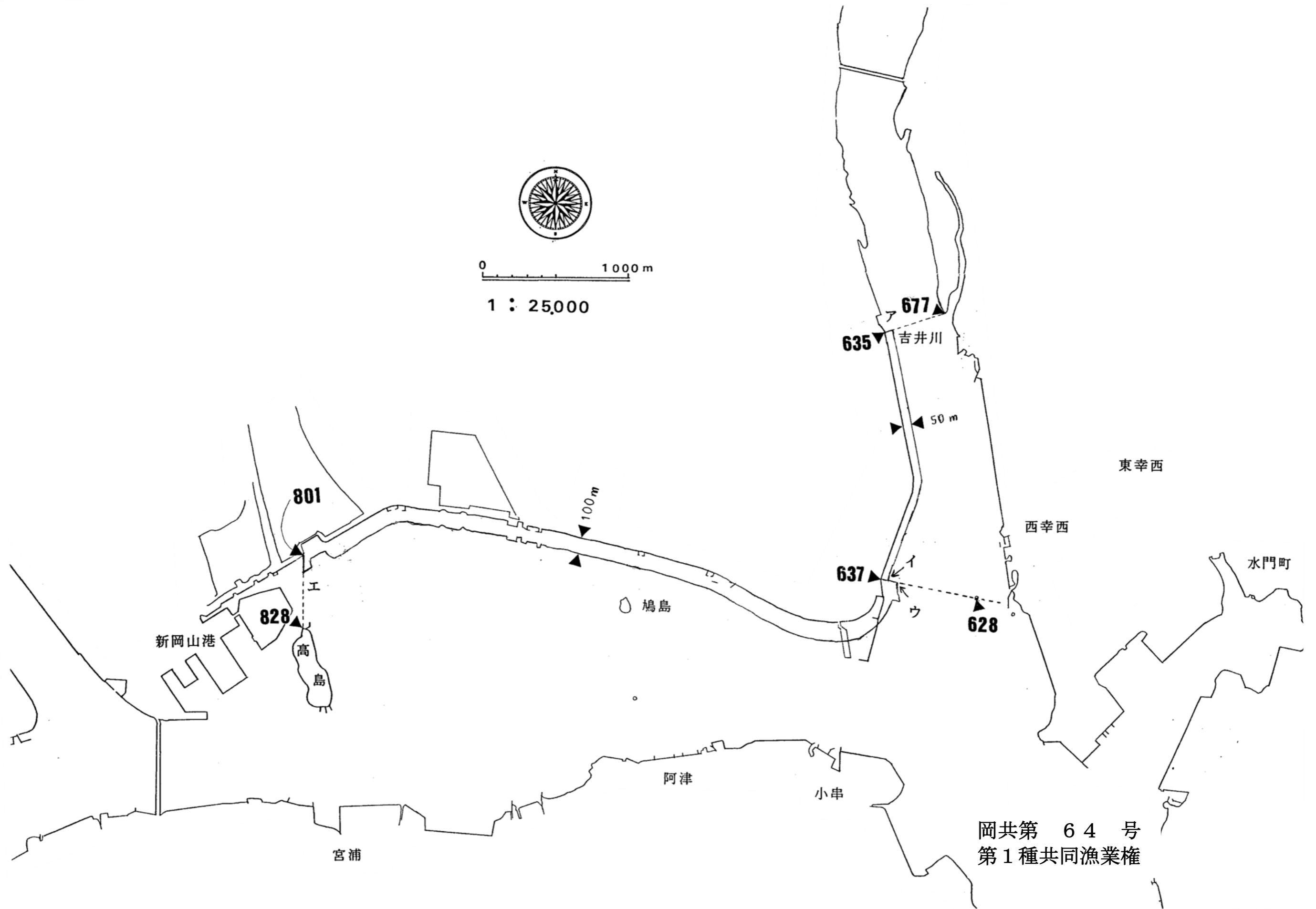
点ウ 基点第637号から基点第628号見通し線上基点第637号から100メートルの点

点エ 基点第801号から基点第828号見通し線上基点第801号から100メートルの点



0 1000 m

1 : 25,000



岡共第 64 号
第 1 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第65号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
あおのり漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市中区平井、江崎、江並地先

4 漁場の区域 基点第802号及び点ア、基点第852号及び基点第832号をそれぞれ結んだ直線並びに基点第802号及び基点第852号の間における最大高潮時海岸線から沖出し100メートルの線によって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第802号 岡山市中区江並三幡港北防波堤突端に設置した標識

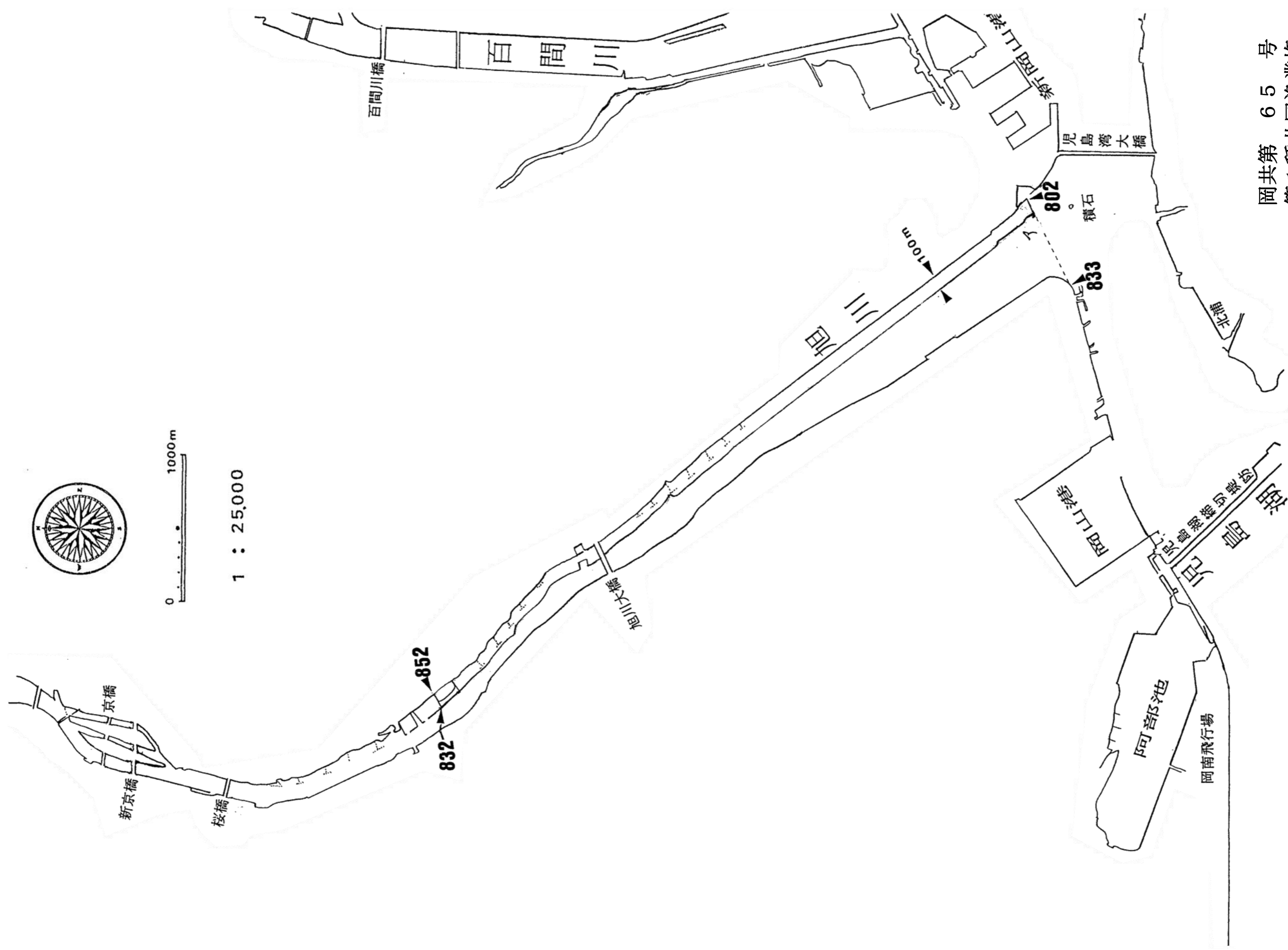
基点第832号 岡山市中区平井貯木場南防波堤南西端角に設置した標識

基点第833号 岡山市南区海岸通1丁目旭川右岸(株)クラレ岡山事業所岸壁南東端に設置した標識

基点第852号 岡山市中区平井貯木場南防波堤基部に設置した標識

点ア 基点第802号から基点第833号見通し線上基点第802号から100メートルの点

5 関係地区 岡山市



岡共第 65 号
第 1 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第66号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
あおのり漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市南区福島地先

4 漁場の区域 基点第808号及び点ア、基点第831号及び点イをそれぞれ結んだ直線並びに基点第808号及び基点第831号の間における最大高潮時海岸線から沖出し50メートルの線によって囲まれた区域

点の位置

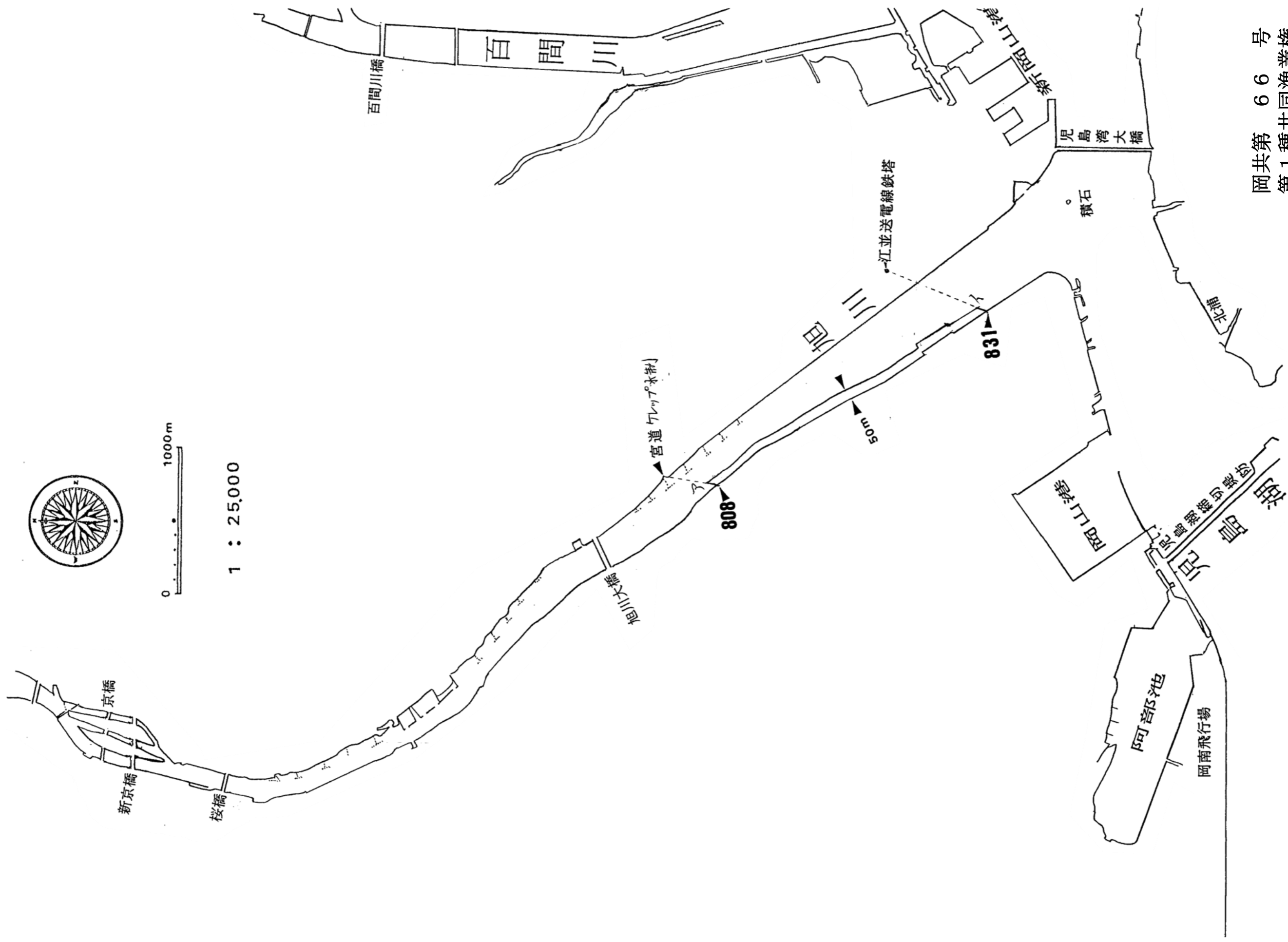
基点第808号 岡山市南区福島1丁目住吉神社南東端燈籠

基点第831号 岡山市南区海岸通1丁目(株)クラレ岡山事業所排水樋門防波堤突端に設置した標識

点ア 基点第808号から岡山市中区平井宮道ケレップ水制基部見通し線上基点第808号から50メートルの点

点イ 基点第831号から岡山市中区江並送電鉄塔見通し線上基点第831号から50メートルの点

5 関係地区 岡山市



岡共第 66 号
第 1 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第67号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
あおのり漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市南区高島地先

4 漁場の区域 基点第828号及び点ア、基点第829号及び点イをそれぞれ結んだ直線並びに基点第828号及び基点第829号（高島東）の間における最大高潮時海岸線から沖出し50メートルの線によって囲まれた区域

点の位置

基点第801号 岡山市中区沖元百間川樋門南西角に設置した標識

基点第828号 岡山市南区高島北端地藏岩に設置した標識

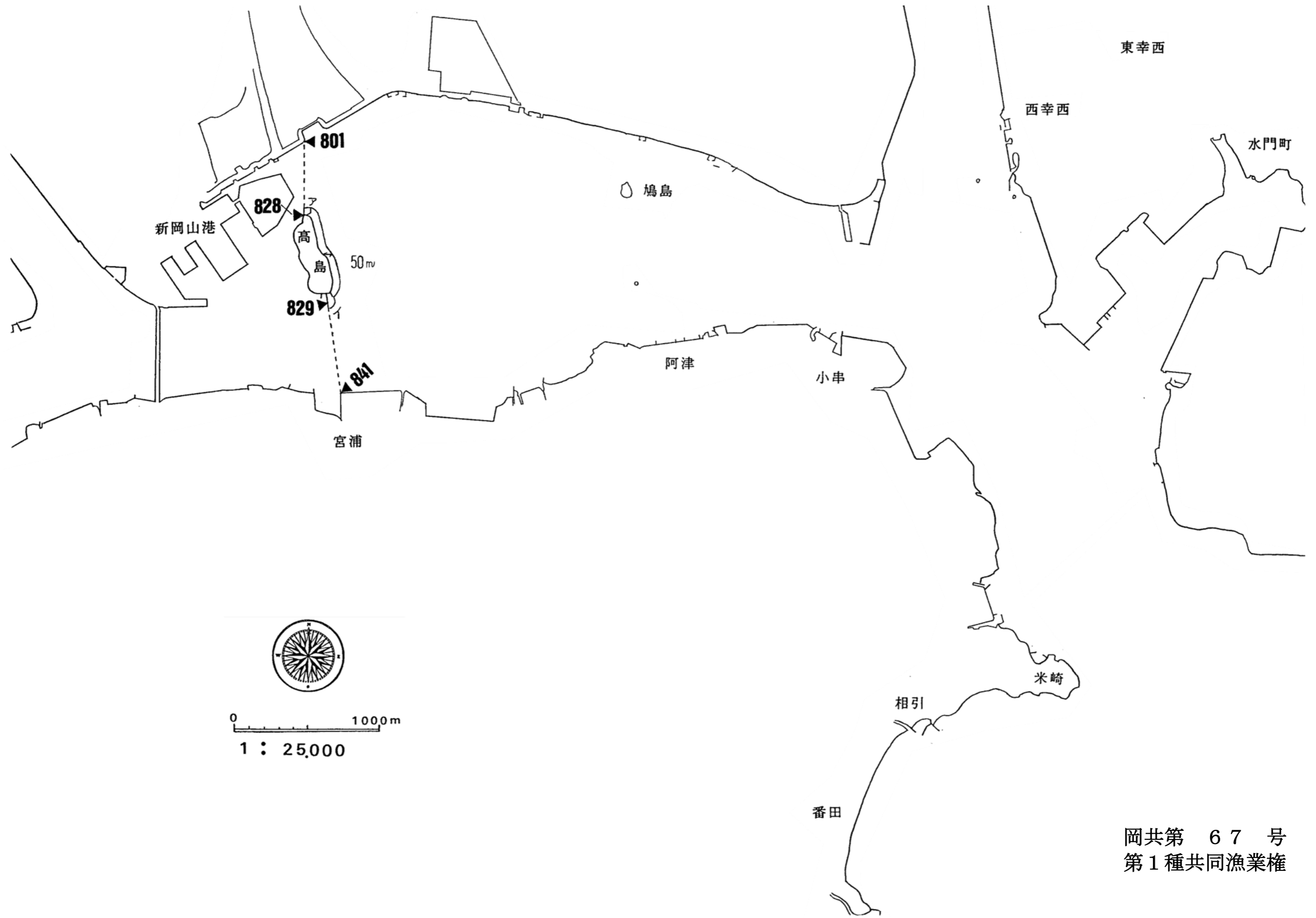
基点第829号 岡山市南区高島南端中央船着場南東角に設置した標識

基点第841号 岡山市南区宮浦宮浦港東堤防突端に設置した標識

点ア 基点第828号から基点第801号見通し線上基点第828号から50メートルの点

点イ 基点第829号から基点第841号見通し線上基点第829号から50メートルの点

5 関係地区 岡山市



東幸西

西幸西

水門町

鳩島

新岡山港

828

高島

50m

829

宮浦

841

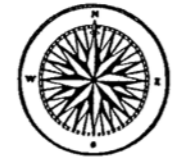
阿津

小串

米崎

相引

番田



0 1000m

1 : 25,000

岡共第 67 号
第 1 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第68号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
あおのり漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市南区郡、北浦、宮浦、阿津、小串地先

4 漁場の区域 基点第827号及び点ア、基点第853号及び基点第830号をそれぞれ結んだ直線並びに基点第827号から基点第853号の間における最大高潮時海岸線から沖出し100メートルの線によって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

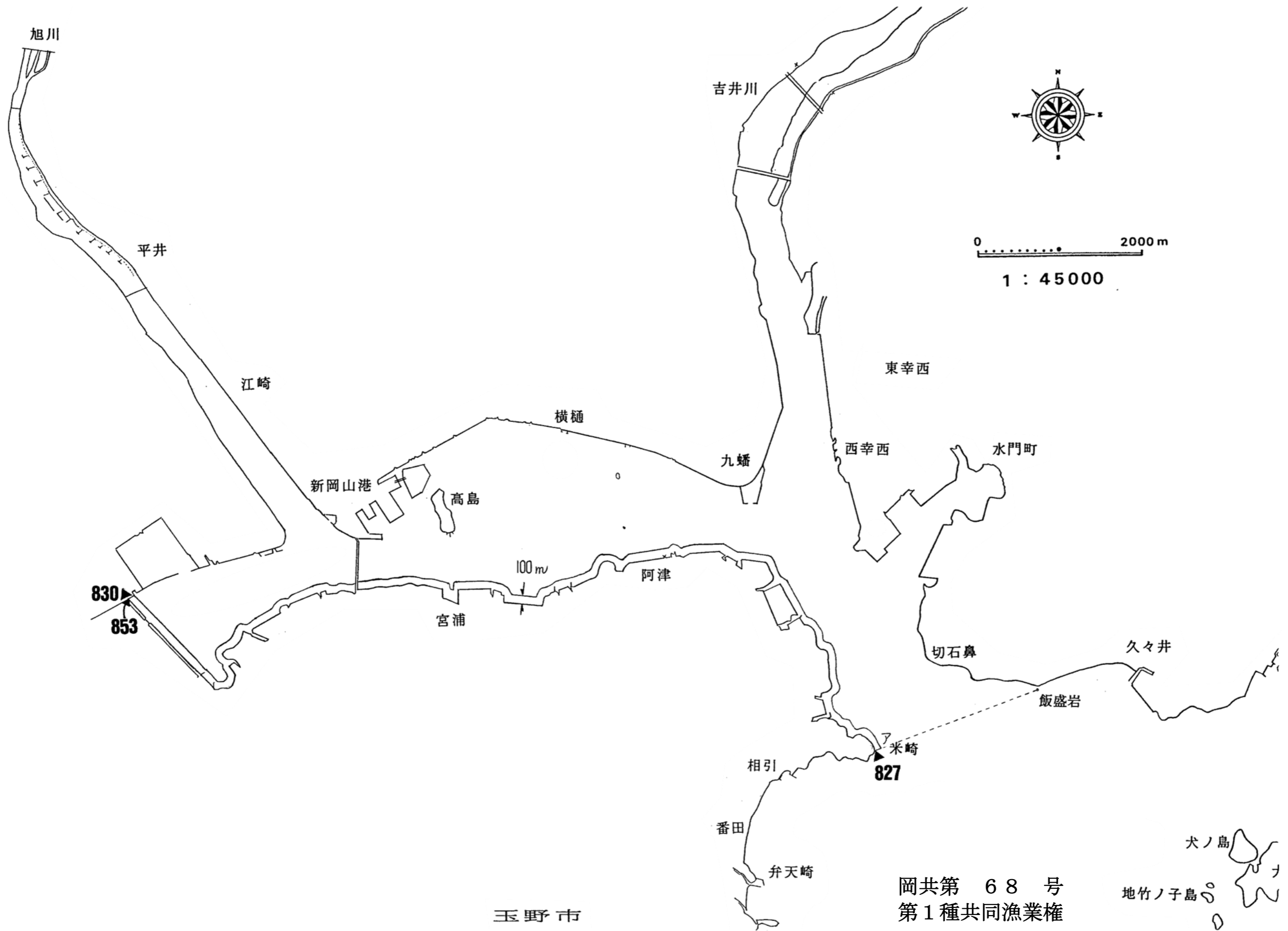
基点第827号 岡山市南区小串米崎灯台

基点第830号 岡山市南区築港栄町岡山港西樋門防波堤突端に設置した標識

基点第853号 岡山市南区築港栄町児島湖締切堤防北東詰に設置した標識

点ア 基点第827号から岡山市東区正義飯盛岩高見通し線上基点第827号から100メートルの点

5 関係地区 岡山市



玉野市

岡共第 68 号
第 1 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第69号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市東区正儀地先

4 漁場の区域 基点第672号、点ア、イ及び基点第619号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第619号 岡山市東区正儀SECカーボン(株)岡山工場堤防南西端に設置した標識

基点第624号 岡山市東区西幸西外波崎突端大石に設置した標識

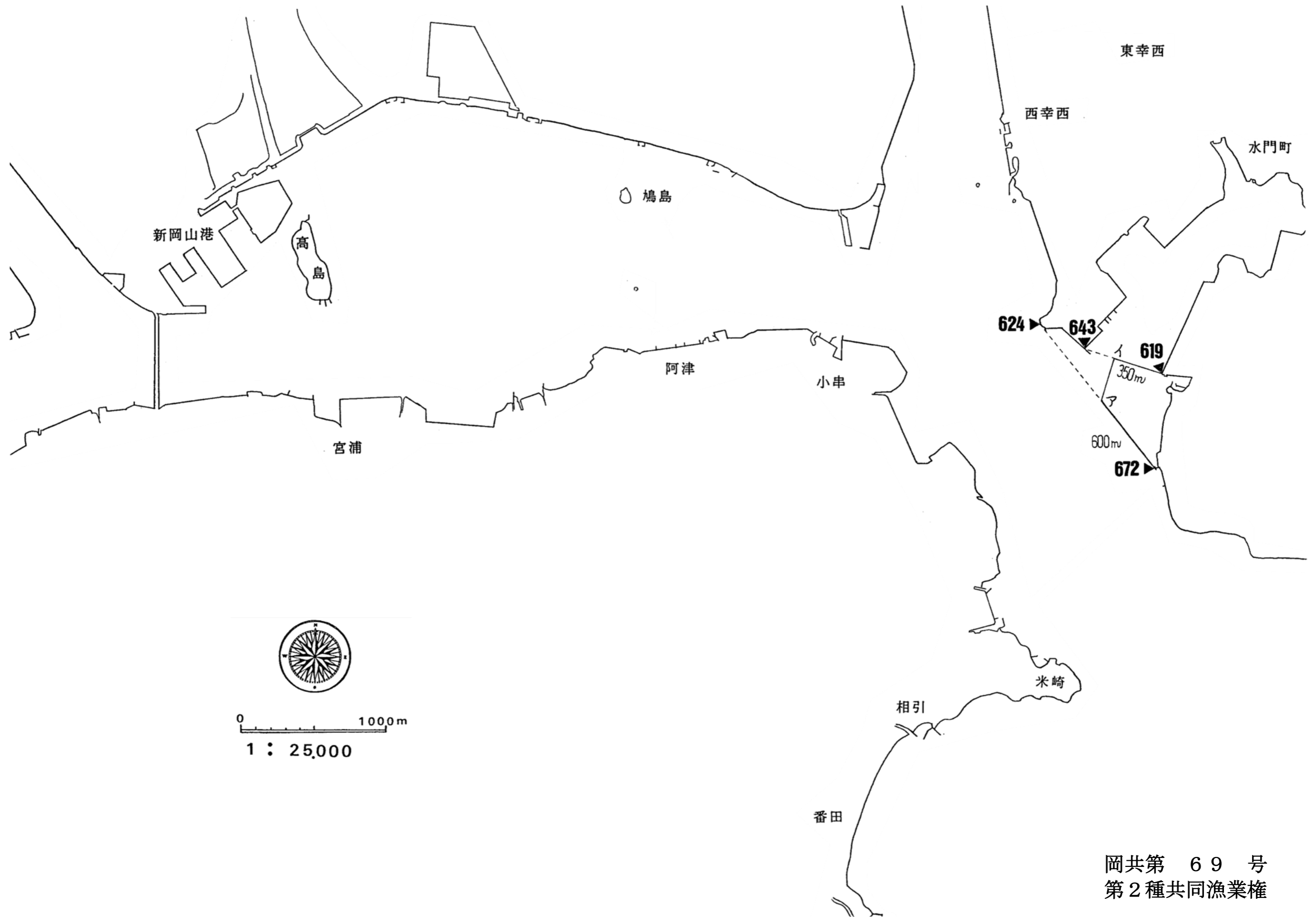
基点第643号 岡山市東区西幸西テイカ(株)工場敷地堤防南角に設置した標識

基点第672号 岡山市東区正儀マリンマサギ西護岸北西角に設置した標識

点ア 基点第672号から基点第624号見通し線上基点第672号から600メートルの点

点イ 基点第619号から基点第643号見通し線上基点第619号から350メートルの点

5 関係地区 岡山市



岡共第 69 号
 第 2 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第70号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市東区正儀、久々井、宝伝地先

4 漁場の区域 基点第601号、点ア、イ、ウ及び基点第672号の各点を
順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区
域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第601号 瀬戸内市・岡山市界に設置した標識

基点第617号 岡山市東区久々井大浦鼻突端に設置した標識

基点第672号 岡山市東区正儀マリンマサギ西護岸北西角に設置した
標識

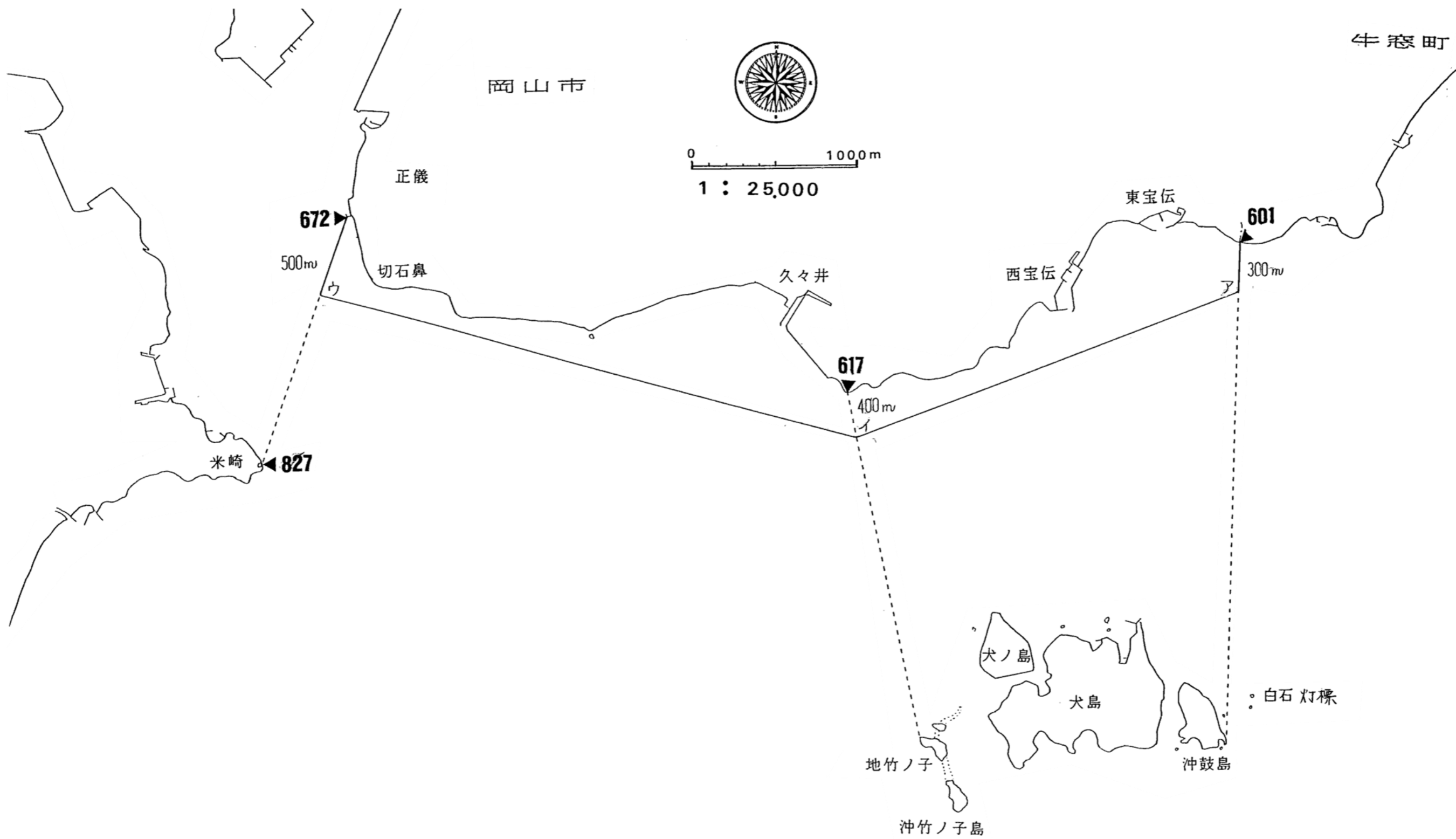
基点第827号 岡山市南区小串米崎灯台

点ア 基点第601号から岡山市東区犬島沖鼓島東端見通し
線上基点第601号から300メートルの点

点イ 基点第617号から岡山市東区犬島地竹ノ子島西端見
通し線上基点第617号から400メートルの点

点ウ 基点第672号から基点第827号見通し線上基点第
672号から500メートルの点

5 関係地区 岡山市



岡共第 70 号
第 2 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第71号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市東区犬島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次結んだ4直線と最大
高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第425号 瀬戸内市牛窓町鹿忍城ヶ鼻南端に設置した標識

基点第617号 岡山市東区久々井大浦鼻突端に設置した標識

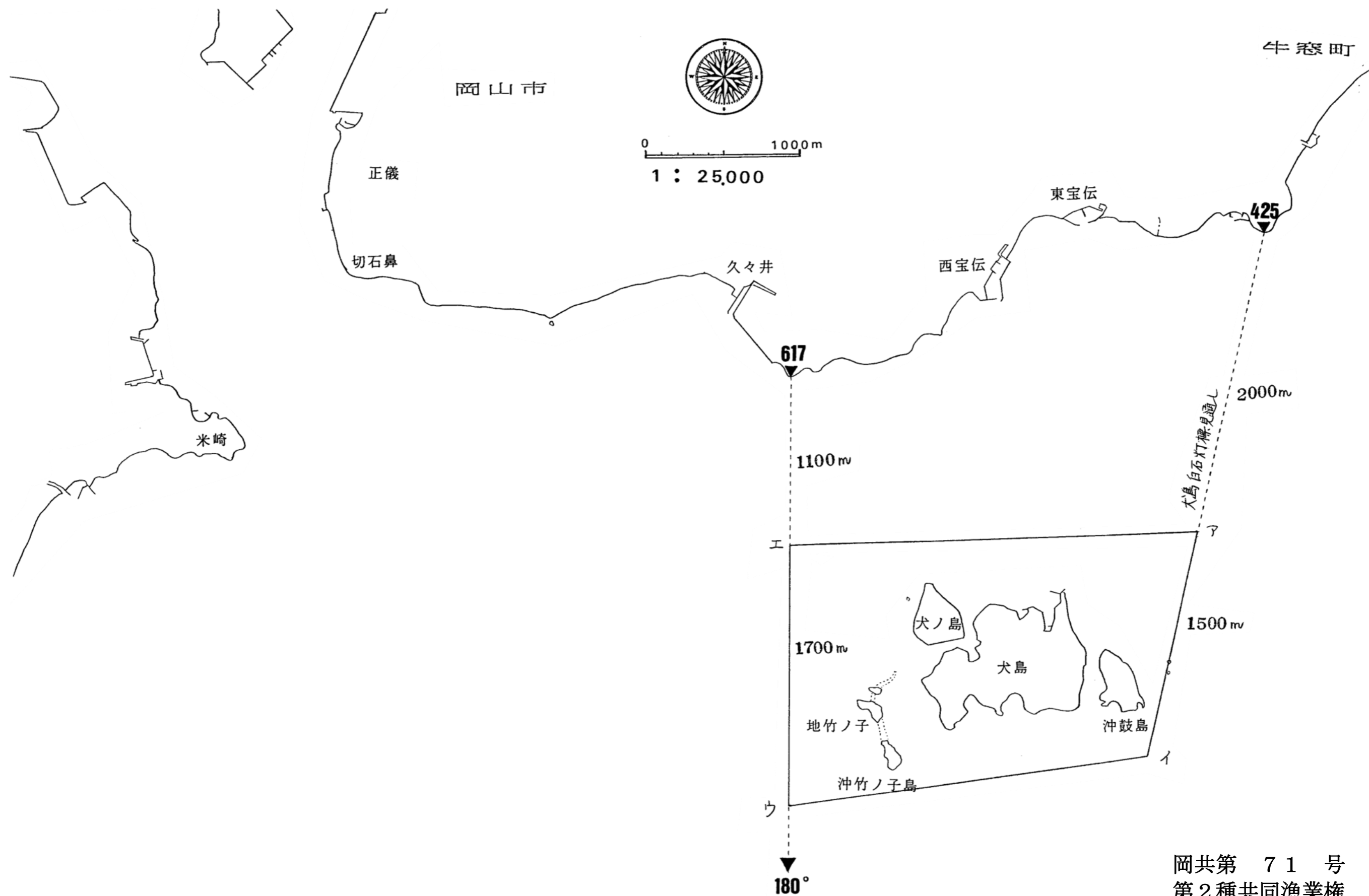
点ア 基点第425号から岡山市東区犬島白石灯標見通し線
上基点第425号から2,000メートルの点

点イ 基点第425号から岡山市東区犬島白石灯標見通し線
上点アから1,500メートルの点

点ウ 基点第617号から真方位180度見し線上点エから
1,700メートルの点

点エ 基点第617号から真方位180度見通し線上基点第
617号から1,100メートルの点

5 関係地区 岡山市



岡共第 71 号
第 2 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第72号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市南区宮浦地先

4 漁場の区域 基点第814号、点ア及び基点第815号の各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

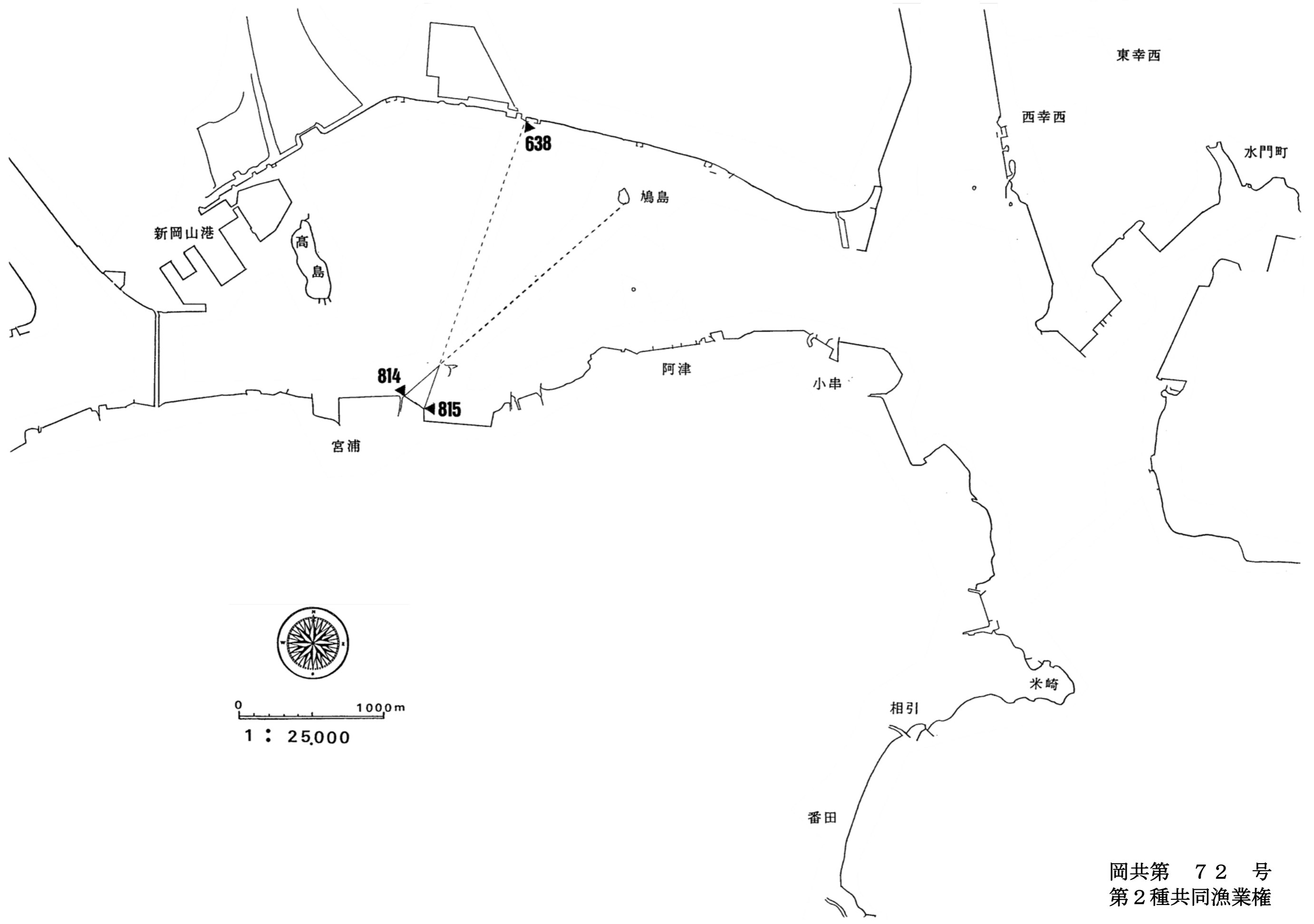
基点第638号 岡山市東区升田津田港防波堤南西角に設置した標識

基点第814号 岡山市南区宮浦東川右岸河口北端角に設置した標識

基点第815号 岡山市南区宮浦小川干拓堤防西側北東端（第一曲角）
に設置した標識

点ア 基点第814号から岡山市東区鳩島南東端見通し線
と、基点第815号から基点第638号見通し線との交
差点

5 関係地区 岡山市



東幸西

西幸西

水門町

新岡山港

高島

638

鳩島

814

815

宮浦

阿津

小串

米崎

相引

番田

0 1000m

1 : 25,000

岡共第 72 号
第 2 種共同漁業権

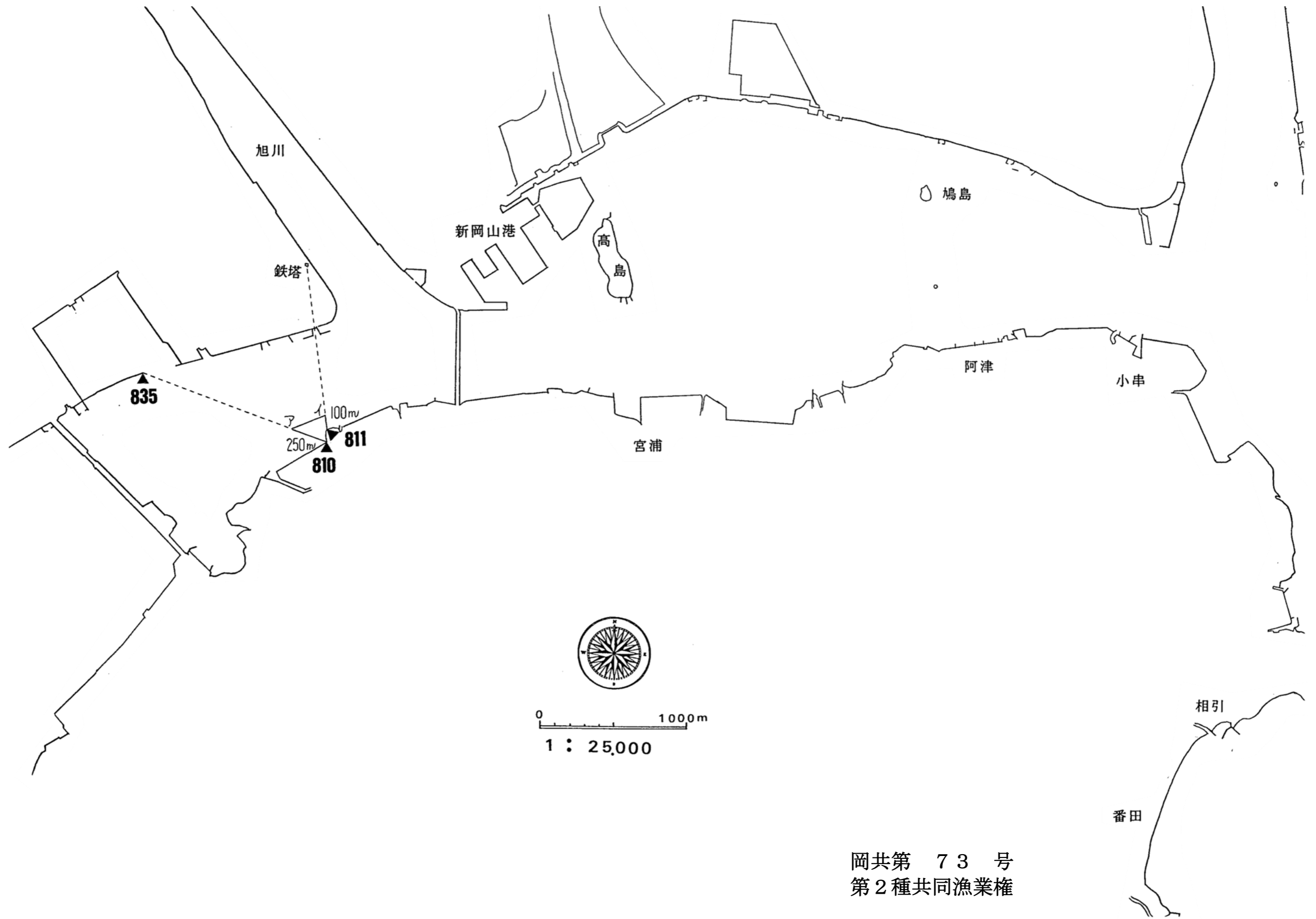
- 1 免許番号 岡共第73号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 岡山市南区北浦地先

- 4 漁場の区域 基点第810号、点ア、イ及び基点第811号の各点を順次
結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第810号 岡山市南区北浦箱崎鼻の南西基部樋門北角に設置した
標識
基点第811号 岡山市南区北浦箱崎鼻北西端に設置した標識
基点第835号 岡山市南区築港栄町岡山港西灯台
点ア 基点第810号から基点第835号見通し線上基点第
810号から250メートルの点
点イ 基点第811号から岡山市南区海岸通1丁目(株)クラ
レ岡山事業所内送電鉄塔見通し線上基点第811号から
100メートルの点

- 5 関係地区 岡山市



岡共第 73 号
第 2 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第74号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市南区小串地先

4 漁場の区域 基点第823号、点ア及び基点第824号の各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

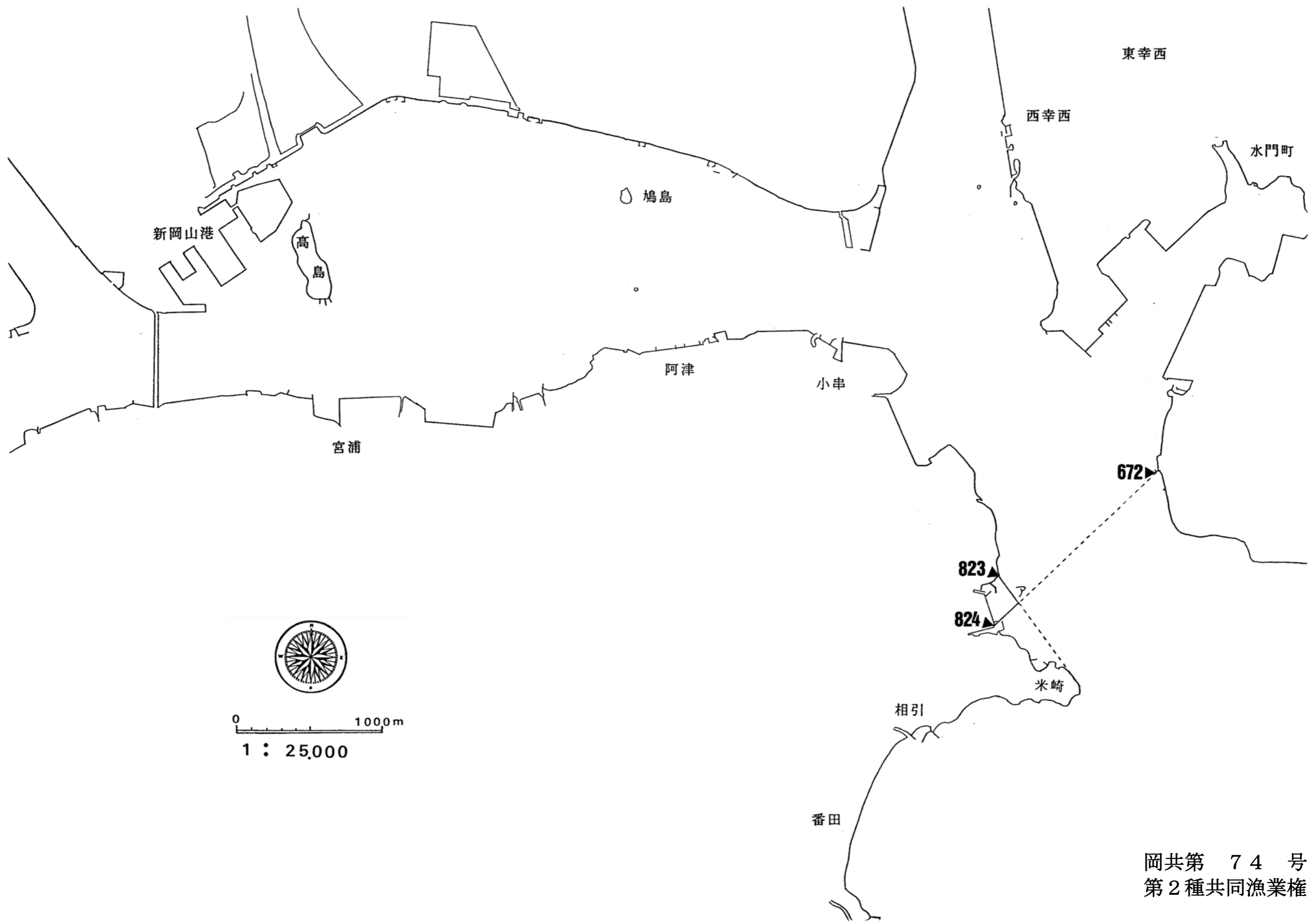
基点第672号 岡山市東区正義マリンマサギ西護岸北西角に設置した標識

基点第823号 岡山市南区小串宝録山東山麓南東端に設置した標識

基点第824号 岡山市南区小串米崎港北側堤防南東端角に設置した標識

点ア 基点第824号から基点第672号見通し線と、基点第823号から岡山市南区米崎北東端見通し線との交差点

5 関係地区 岡山市



岡共第 74 号
第 2 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第75号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市南区阿津地先

4 漁場の区域 基点第817号、点ア、イ及び基点第818号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第638号 岡山市東区升田津田港防波堤南西角に設置した標識

基点第814号 岡山市南区宮浦東川右岸河口北端角に設置した標識

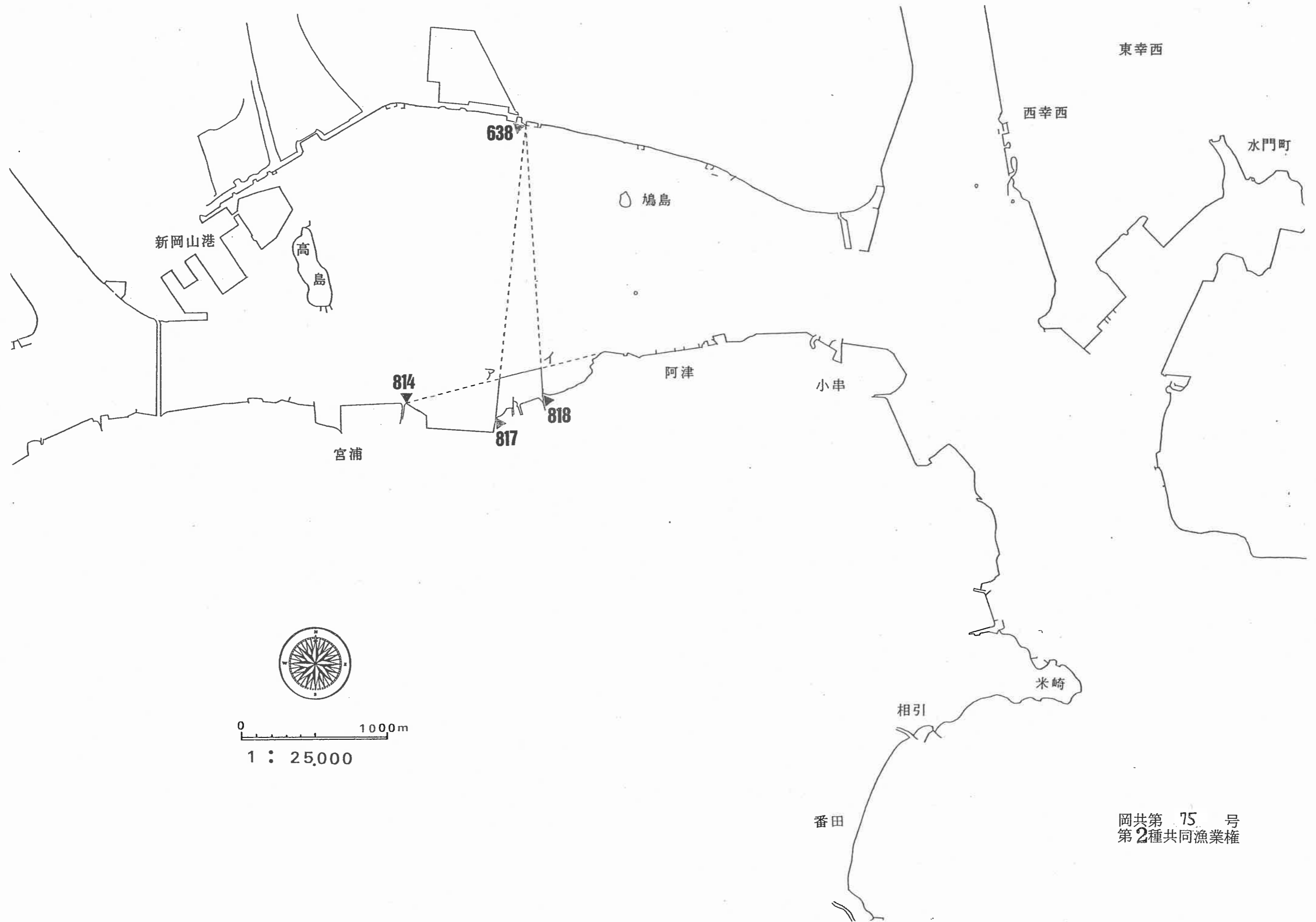
基点第817号 岡山市南区宮浦小川干拓東堤防北西端角に設置した標識

基点第818号 岡山市南区阿津大川原川河口右岸角に設置した標識

点ア 基点第817号から基点第638号見通し線と、基点第814号から岡山市南区阿津鼻面崎北端見通し線との交差点

点イ 基点第818号から基点第638号見通し線と、基点第814号から岡山市南区阿津鼻面崎北端見通し線との交差点

5 関係地区 岡山市



岡共第 75 号
第 2 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第76号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
建網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市東区正儀、久々井、宝伝地先

4 漁場の区域 基点第601号、点ア、イ、ウ及び基点第672号の各点を
順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区
域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第601号 瀬戸内市・岡山市界に設置した標識

基点第617号 岡山市東区久々井大浦鼻突端に設置した標識

基点第672号 岡山市東区正儀マリンマサギ西護岸北西角に設置した
標識

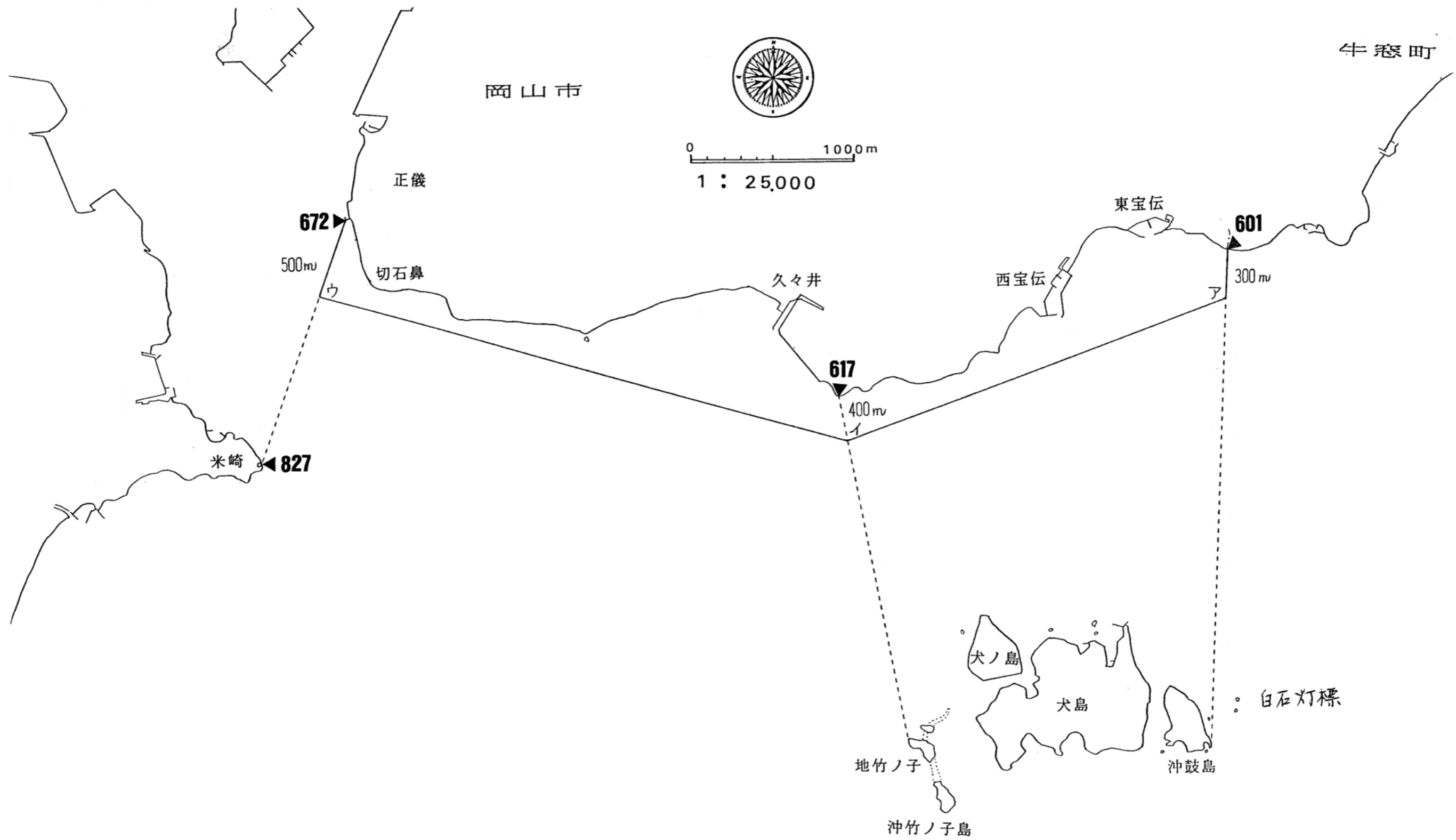
基点第827号 岡山市南区小串米崎灯台

点ア 基点第601号から岡山市東区犬島沖鼓島東端見通し
線上基点第601号から300メートルの点

点イ 基点第617号から岡山市東区犬島地竹ノ子島西端見
通し線上基点第617号から400メートルの点

点ウ 基点第672号から基点第827号見通し線上基点第
672号から500メートル

5 関係地区 岡山市



岡共第 76 号
第 2 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第77号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
建網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市東区犬島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次結んだ4直線と最大
高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第425号 瀬戸内市牛窓町鹿忍城ヶ鼻南端に設置した標識

基点第617号 岡山市東区久々井大浦鼻突端に設置した標識

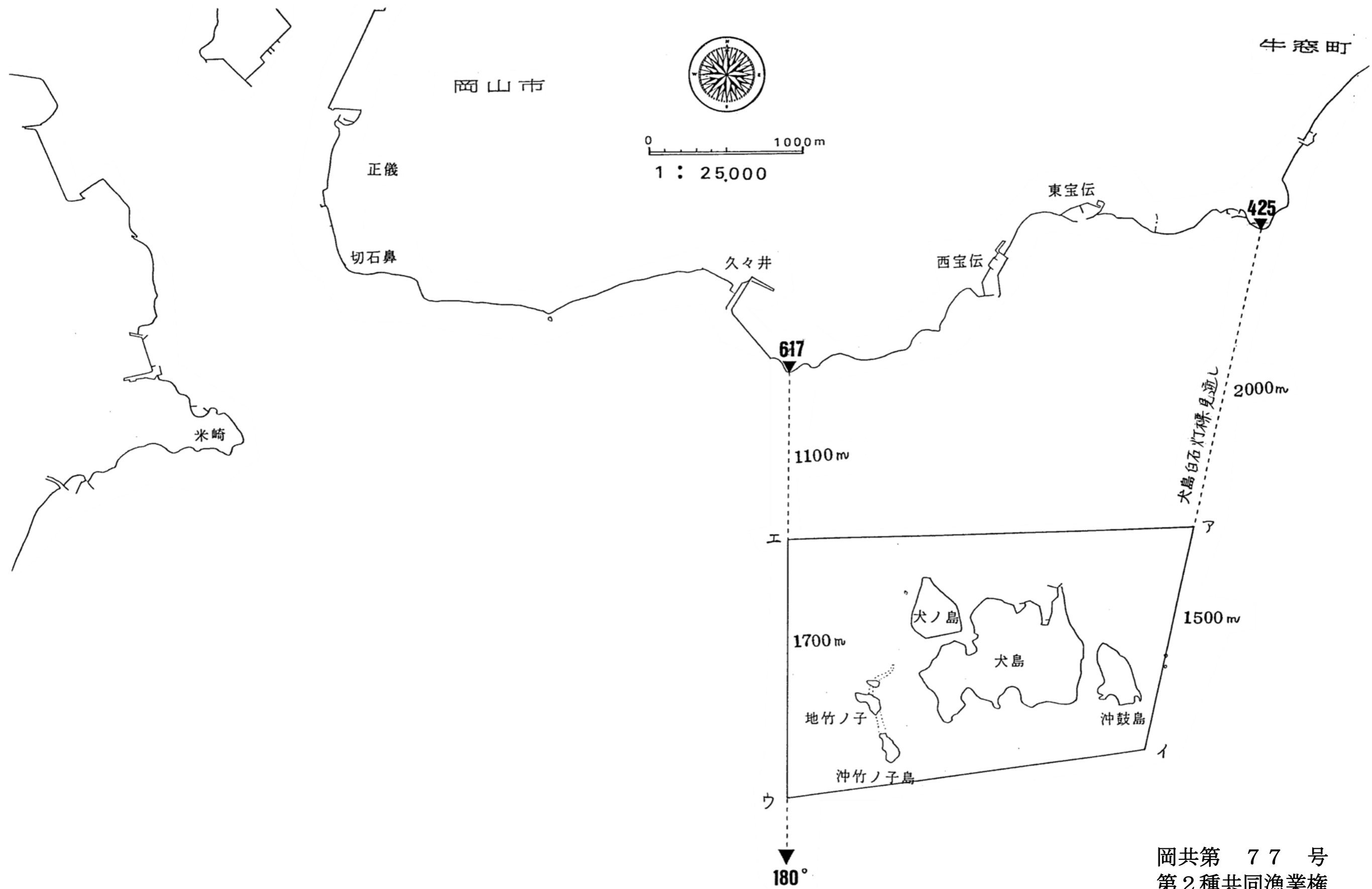
点ア 基点第425号から岡山市東区犬島白石灯標見通し線
上基点第425号から2,000メートルの点

点イ 基点第425号から岡山市東区犬島白石灯標見通し線
上点アから1,500メートルの点

点ウ 基点第617号から真方位180度の線上点エから
1,700メートルの点

点エ 基点第617号から真方位180度見通し線上基点第
617号から1,100メートルの点

5 関係地区 岡山市



岡共第 77 号
第 2 種共同漁業権

標識

1 免許番号 岡共第78号

点ア 岡山市中区新築港三幡港南防波堤突端に設置した標識

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業

建網漁業

1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 児島湾、吉井川及び旭川下流域

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)、(3)、(4)及び(5)に掲げる区域を除いた区域

(1) 基点第672号及び基点第827号を結んだ直線、基点第634号及び基点第642号を結んだ直線、基点第804号及び基点第805号を結んだ直線、基点第802号及び点アを結んだ直線、基点第835号及び基点第836号を結んだ直線並びに児島湾、吉井川及び旭川の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第634号 岡山市東区西大寺浜旧永安橋東詰下流基部に設置した標識

基点第642号 岡山市東区西大寺中3丁目旧永安橋西詰下流基部に設置した標識

基点第672号 岡山市東区正儀マリンマサギ西護岸北西角に設置した標識

基点第802号 岡山市中区江並三幡港北防波堤突端に設置した標識

基点第804号 岡山市北区小橋2丁目京橋東詰下流基部に設置した標識

基点第805号 岡山市北区京橋町京橋西詰下流基部に設置した標識

基点第827号 岡山市南区小串米崎灯台

基点第835号 岡山市南区築港栄町岡山港西灯台

基点第836号 岡山市南区築港元町岡山港東防波堤南西角に設置した

(2) 基点第620号、点イ及び基点第621号の各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第620号 岡山市東区正儀津栗鼻突端に設置した標識

基点第621号 岡山市東区正儀・南水門町界に設置した標識

基点第622号 岡山市東区水門町亀岩

基点第623号 岡山市東区東幸西岡山港幸西地区西防波堤基部に設置した標識

点イ 基点第620号から基点第622号見通し線と、基点第623号から基点第621号見通し線との交差点

(3) 基点第623号、点ウ及び基点643号の各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第621号 岡山市東区正儀・南水門町界に設置した標識

基点第622号 岡山市東区水門町亀岩

基点第623号 岡山市東区東幸西岡山港幸西地区西防波堤基部に設置した標識

基点第643号 岡山市東区西幸西テイカ(株)工場敷地堤防東角に設置した標識

点ウ 基点第643号から基点第622号見通し線と、基点第623号から基点第621号見通し線との交差点

(4) 基点第801号及び基点第828号を結んだ直線、点エ及び基点第829号を結んだ直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第801号 岡山市中区沖元百間川樋門南西角に設置した標識

基点第828号 岡山市南区高島北端地蔵岩に設置した標識

基点第829号 岡山市南区高島南端中央船着場南東角に設置した標識

点エ 岡山市中区新築港新岡山港西防波堤突端北東角に設置した標識

(5) 点ア、イ及を結んだ直線と防波堤及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

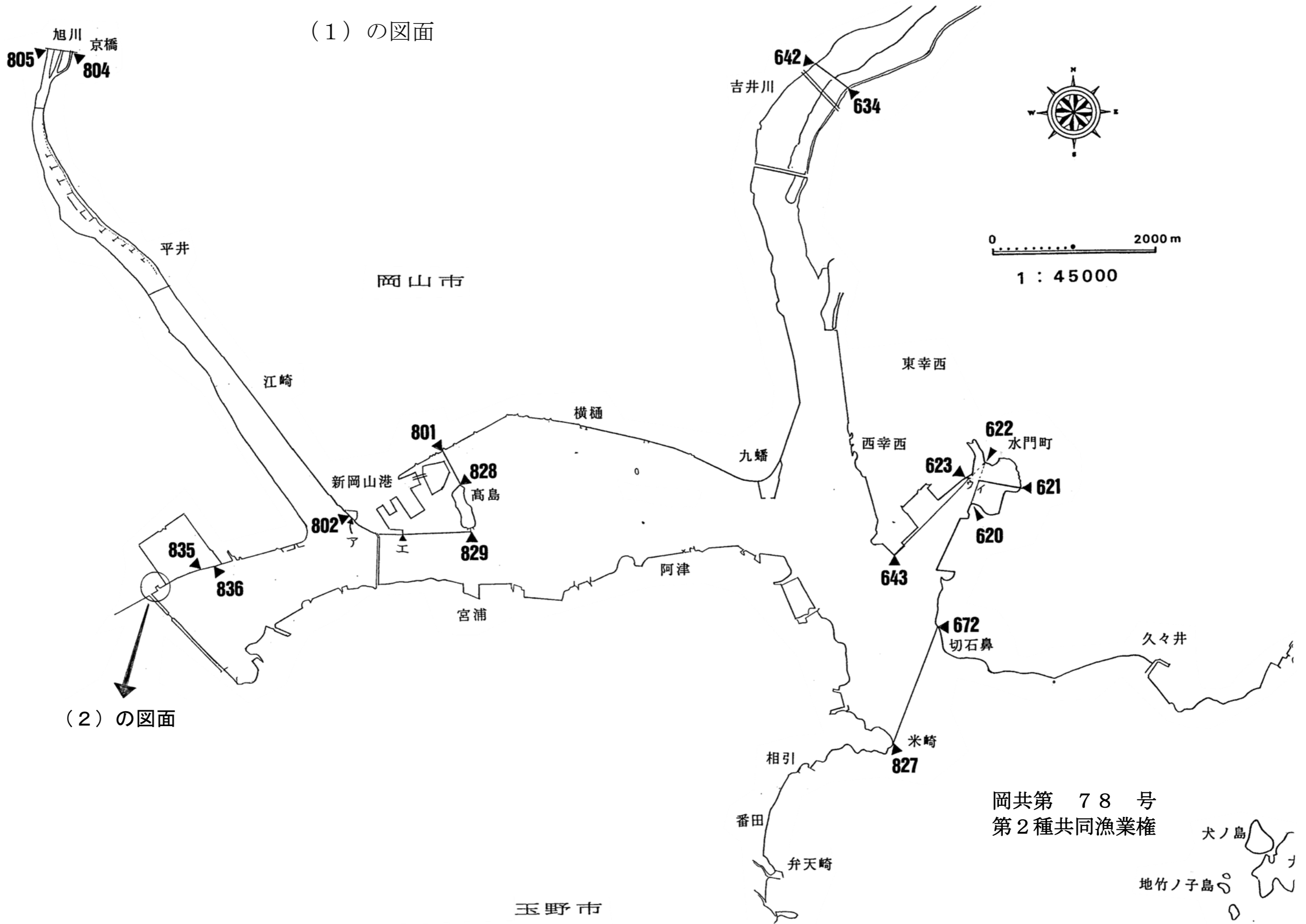
点の位置

点ア 岡山市南区築港栄町第二号水門東防波堤突端

点イ 岡山市南区築港栄町第二号水門西防波堤突端

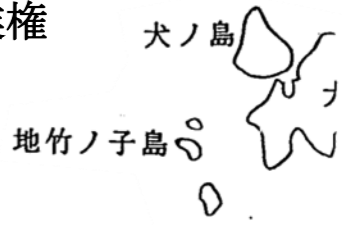
5 関係地区 岡山市

(1) の図面



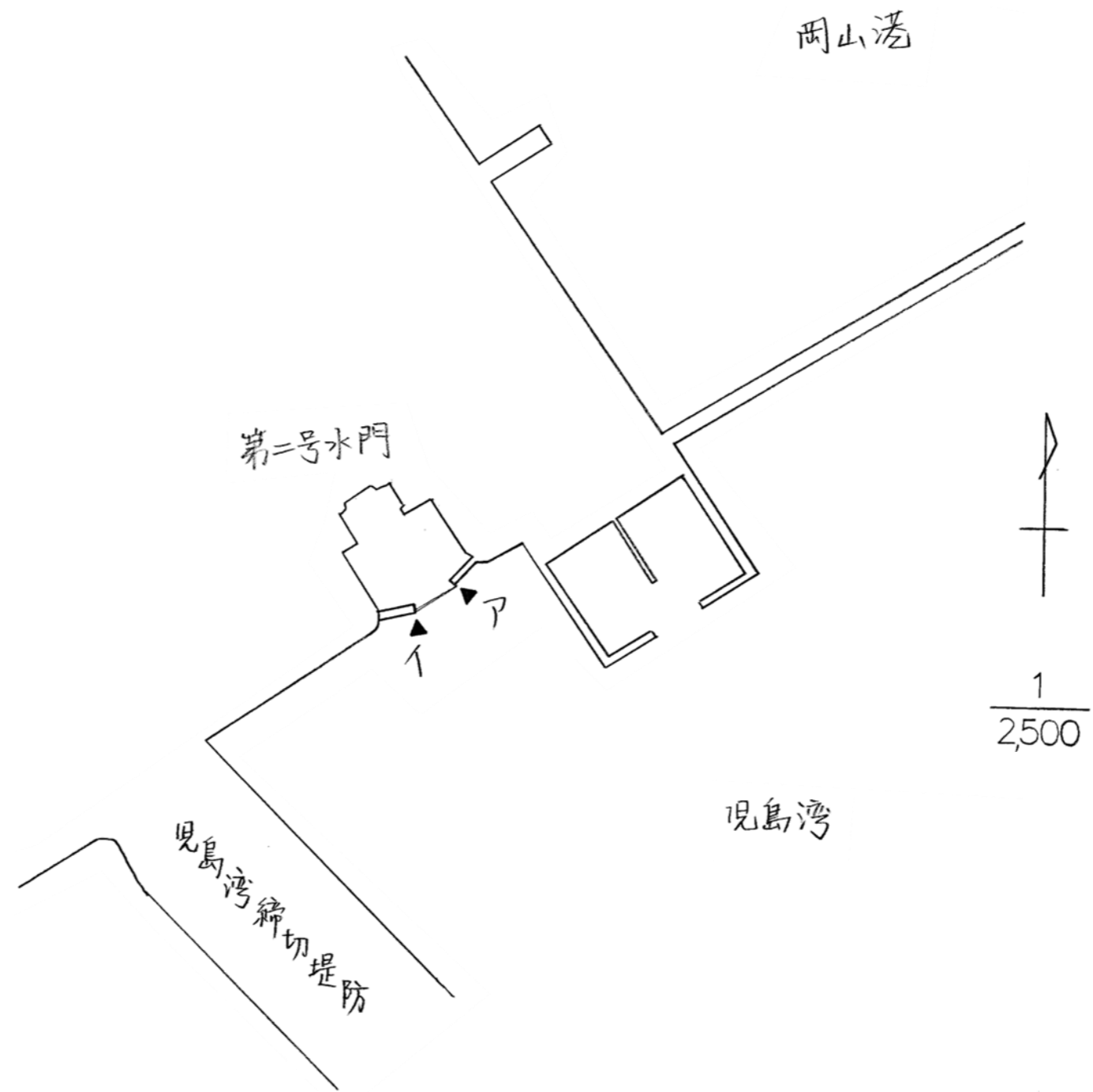
(2) の図面

岡共第 78 号
第 2 種共同漁業権



玉野市

(2) の図面



1 免許番号 岡共第79号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市南区小串地先

4 漁場の区域 基点第827号、点ア、イ及び基点第838号の各点を順次
結んだ3直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、
河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第827号 岡山市南区小串米崎灯台

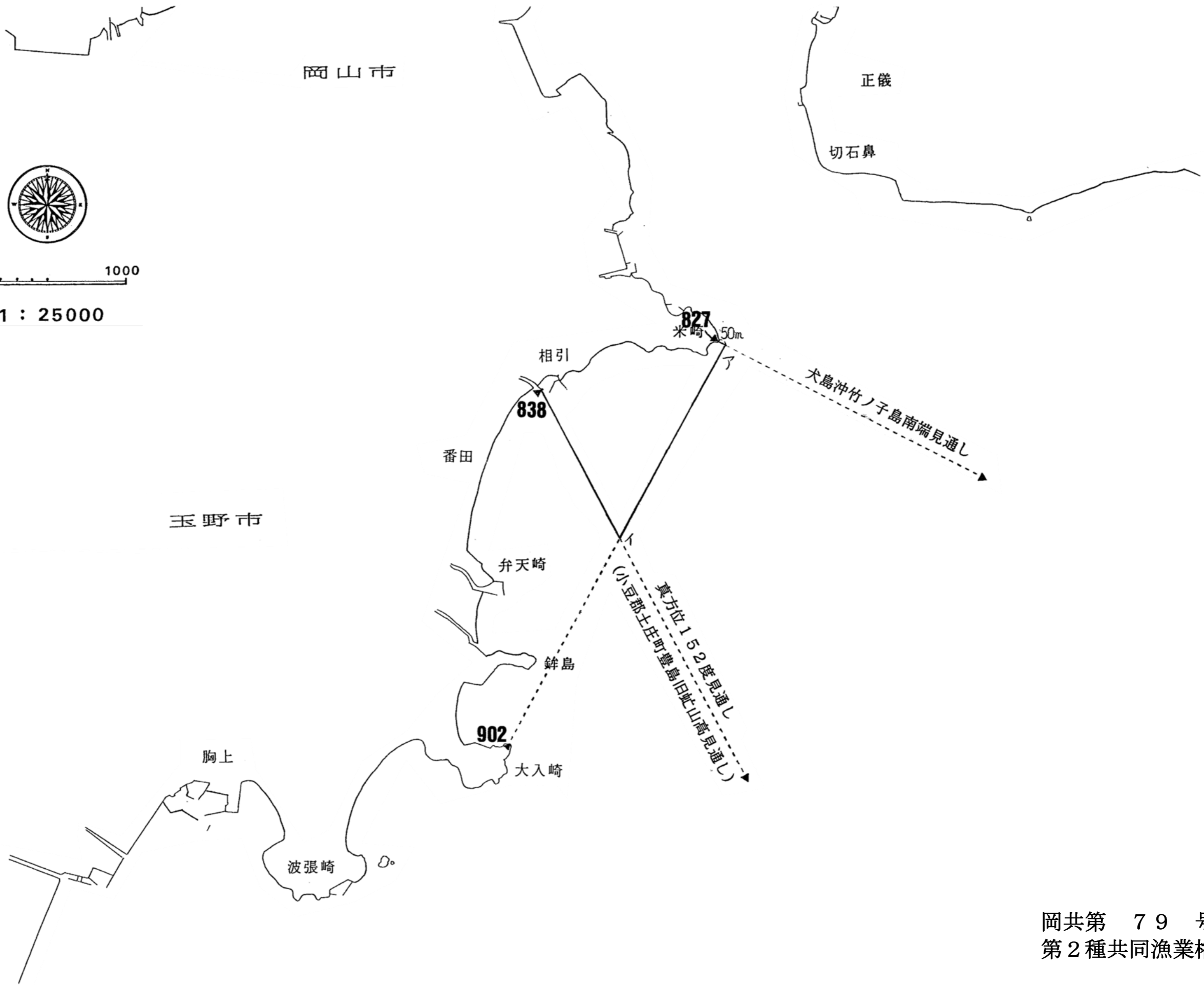
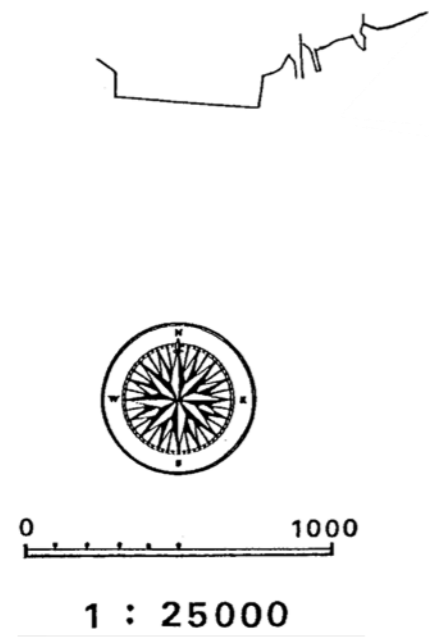
基点第838号 岡山市南区小串相引西防波堤突端に設置した標識

基点第902号 玉野市番田大入崎北東端に設置した標識

点ア 基点第827号から岡山市東区犬島沖竹ノ子島南端見
通し線上基点第827号から50メートルの点

点イ 基点第838号から真方位152度見通し線（香川県
小豆郡豊島旧虻山高見通し線）と、点アから基点第90
2号見通し線との交差点

5 関係地区 岡山市南区小串



岡共第 79 号
第 2 種共同漁業権

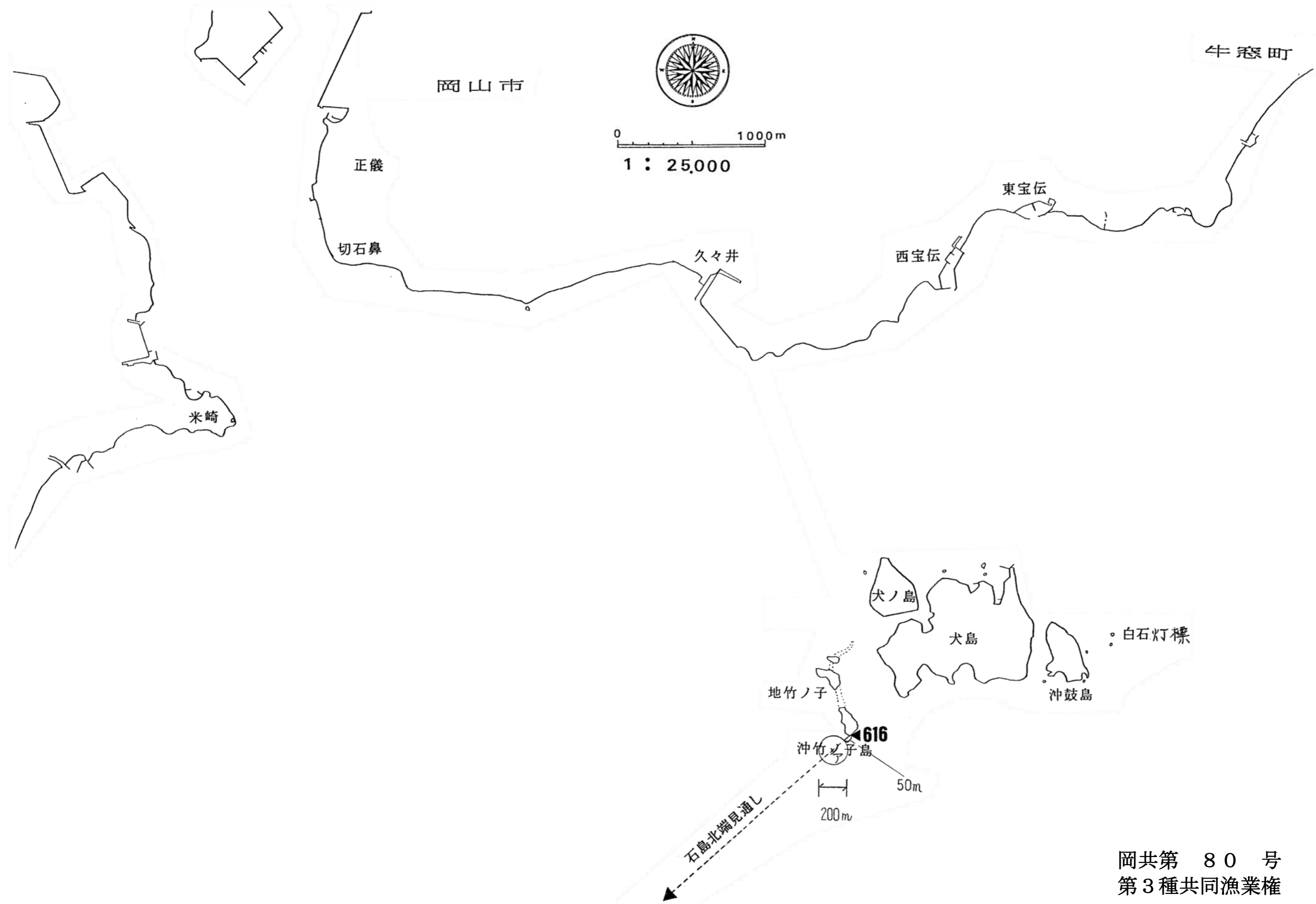
- 1 免許番号 岡共第80号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 岡山市東区犬島沖竹ノ子島南西地先

- 4 漁場の区域 点アを中心として半径100メートルの円によって囲まれた
区域
点の位置
基点第616号 岡山市東区犬島沖竹ノ子島南端に設置した標識
点ア 基点第616号から玉野市石島北端見通し線上基点第
616号から150メートルの点

- 5 関係地区 岡山市



岡共第 80 号
第 3 種共同漁業権

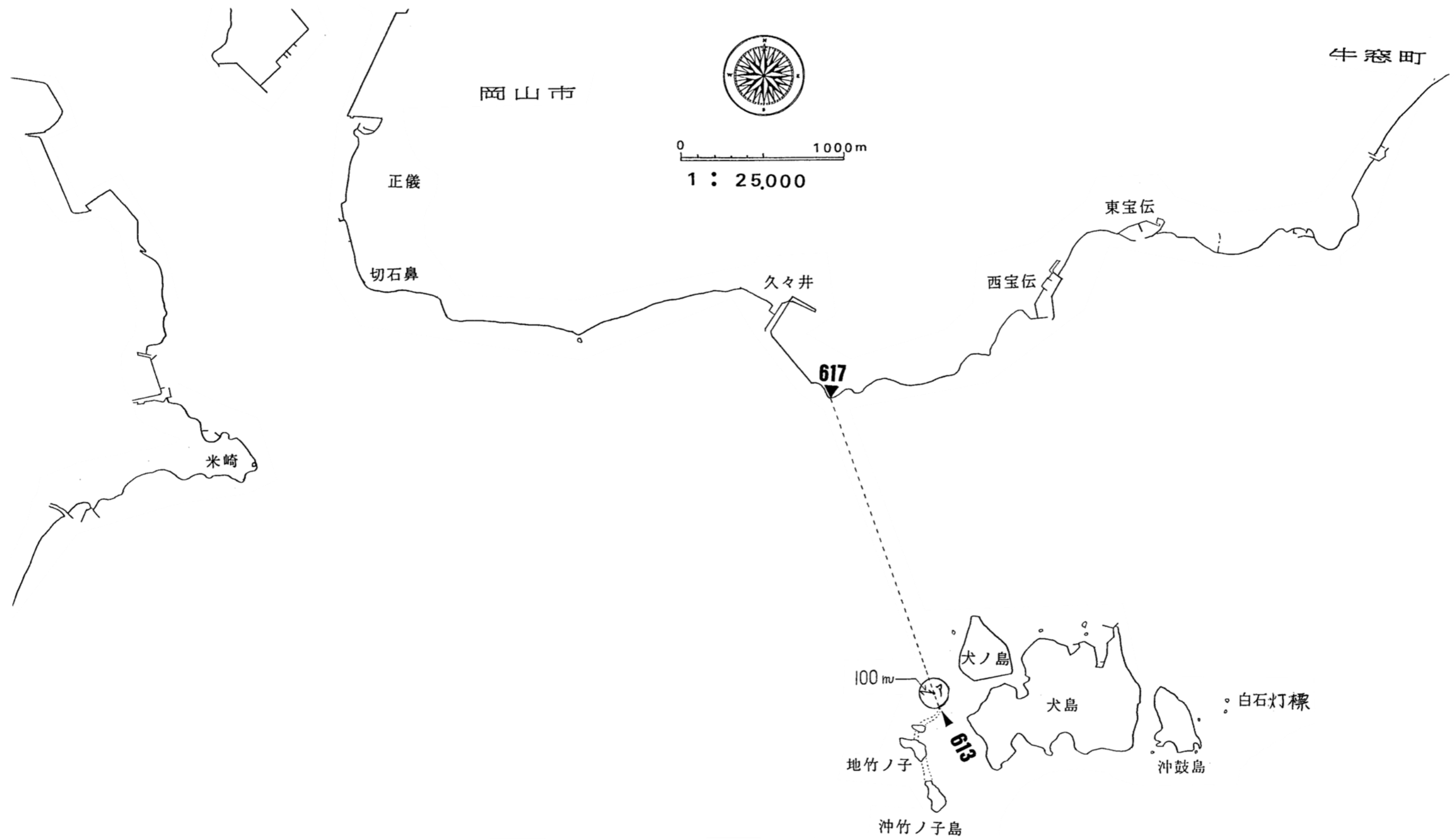
- 1 免許番号 岡共第81号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 岡山市東区犬島西地先

- 4 漁場の区域 点アを中心として半径100メートルの円によって囲まれた
区域
点の位置
基点第613号 岡山市東区犬島地竹ノ子島北端に設置した標識
基点第617号 岡山市東区久々井大浦鼻突端に設置した標識
点ア 基点第613号から基点第617号見通し線上基点第
613号から100メートルの点

- 5 関係地区 岡山市



岡共第 81 号
第3種共同漁業権

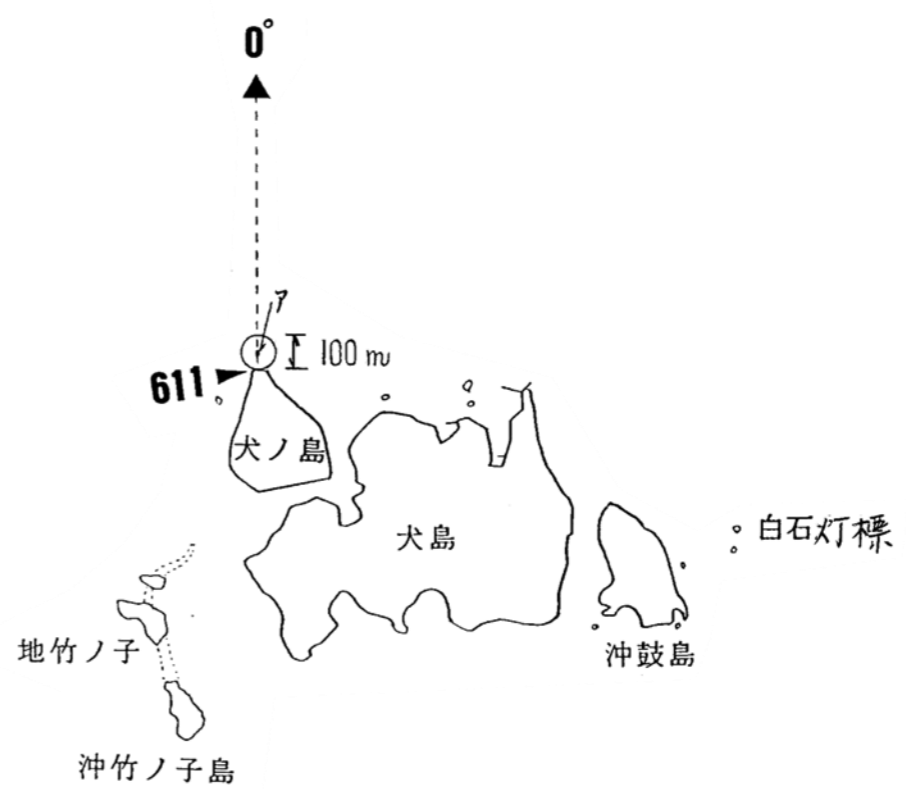
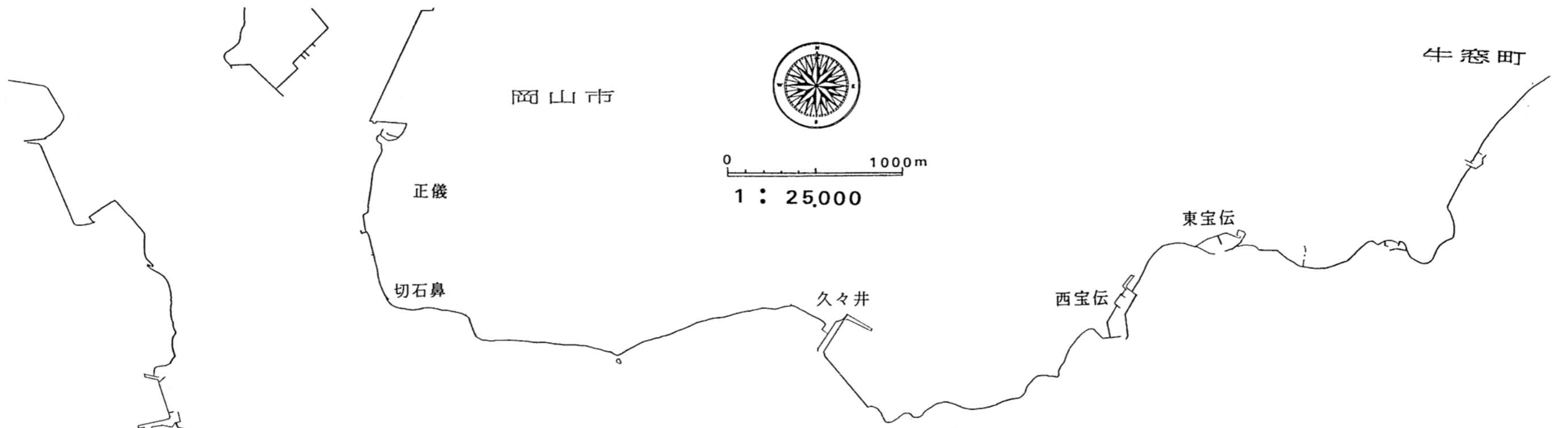
- 1 免許番号 岡共第82号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 岡山市東区犬島犬ノ島北地先

- 4 漁場の区域 点アを中心として半径50メートルの円によって囲まれた区域
点の位置
基点第611号 岡山市東区犬島犬ノ島北端に設置した標識
点ア 基点第611号から真方位0度見通し線上基点第611号から50メートルの点

- 5 関係地区 岡山市



岡共第 82 号
第3種共同漁業権

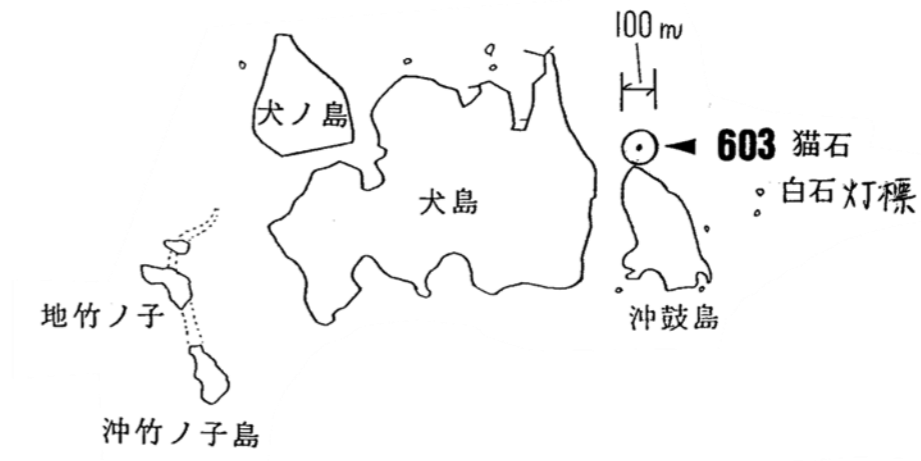
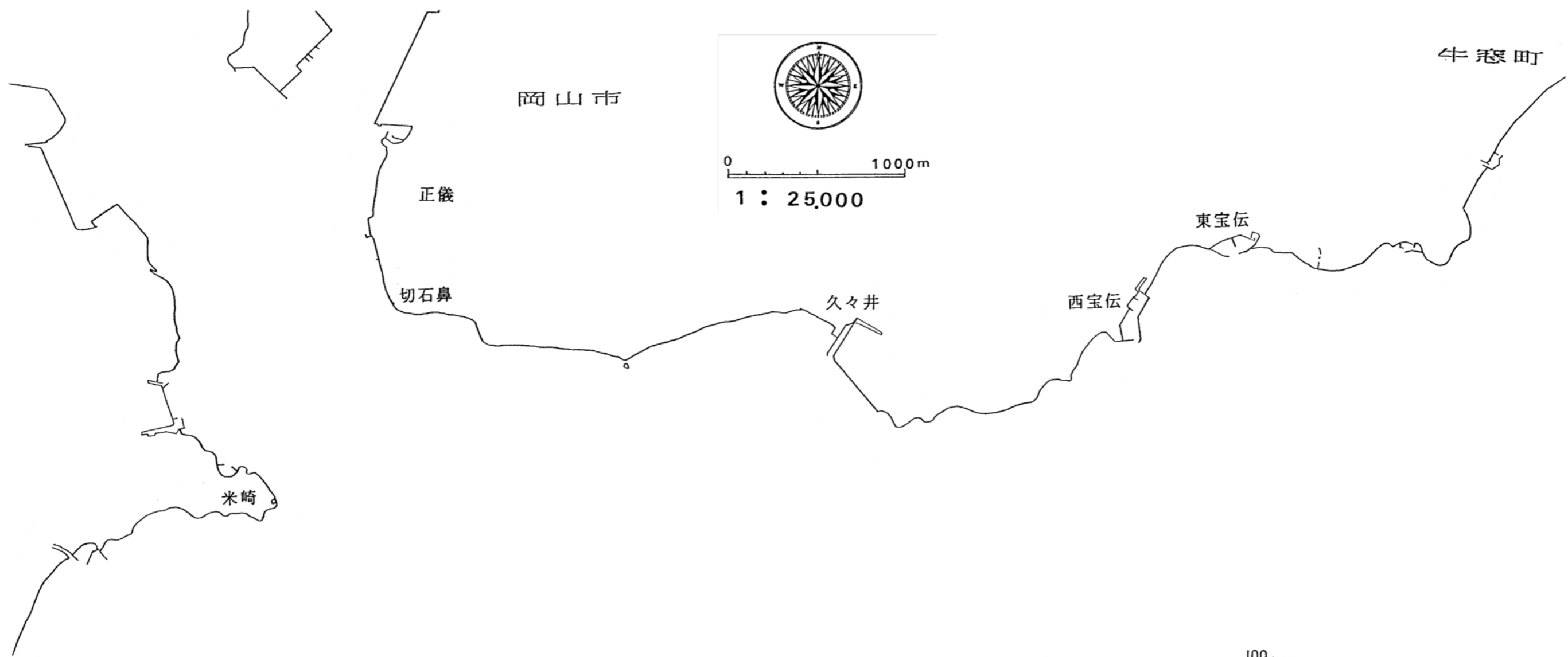
- 1 免許番号 岡共第83号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 岡山市東区犬島沖鼓島北地先

- 4 漁場の区域 基点第603号を中心として半径50メートルの円によって
囲まれた区域
点の位置
基点第603号 岡山市東区犬島沖鼓島猫石北端に設置した標識

- 5 関係地区 岡山市



岡共第 83 号
第3種共同漁業権

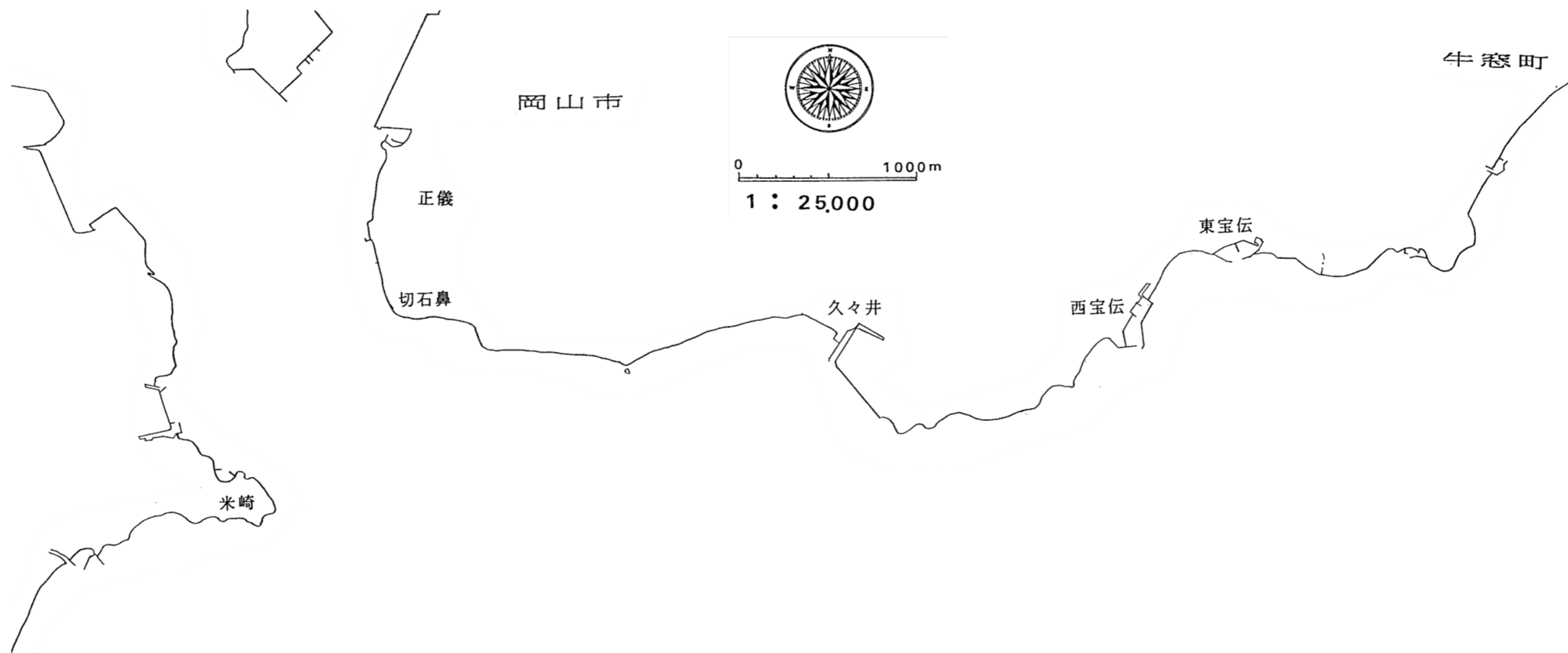
- 1 免許番号 岡共第84号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 岡山市東区犬島沖鼓島東地先

- 4 漁場の区域 基点第602号を中心として半径100メートルの円によっ
て囲まれた区域
点の位置
基点第602号 岡山市東区犬島白石中央に設置した標識

- 5 関係地区 岡山市



岡共第 84 号
第3種共同漁業権

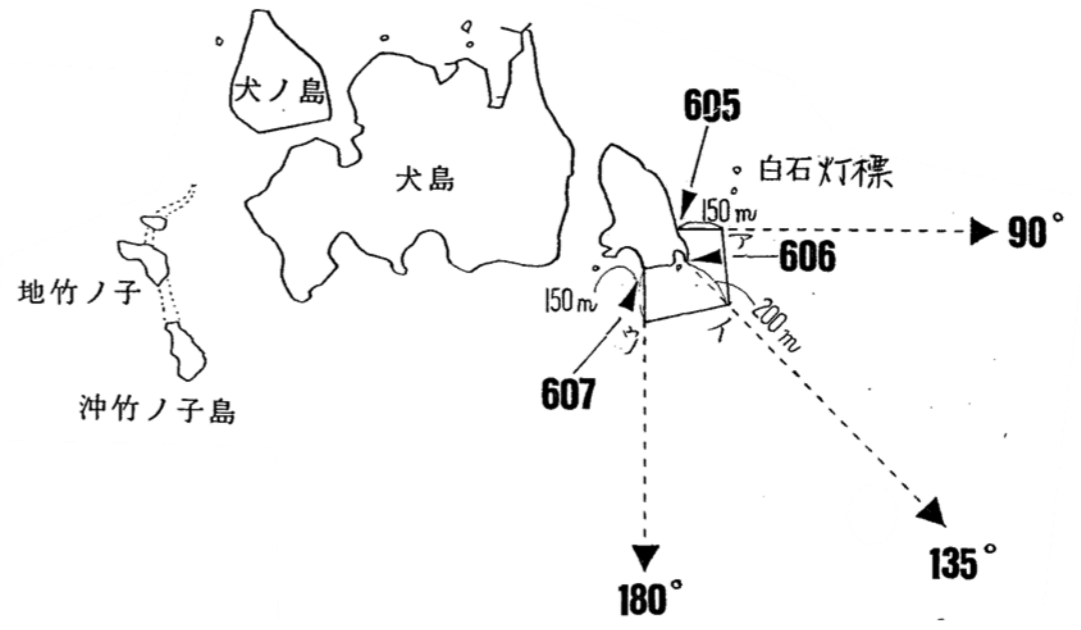
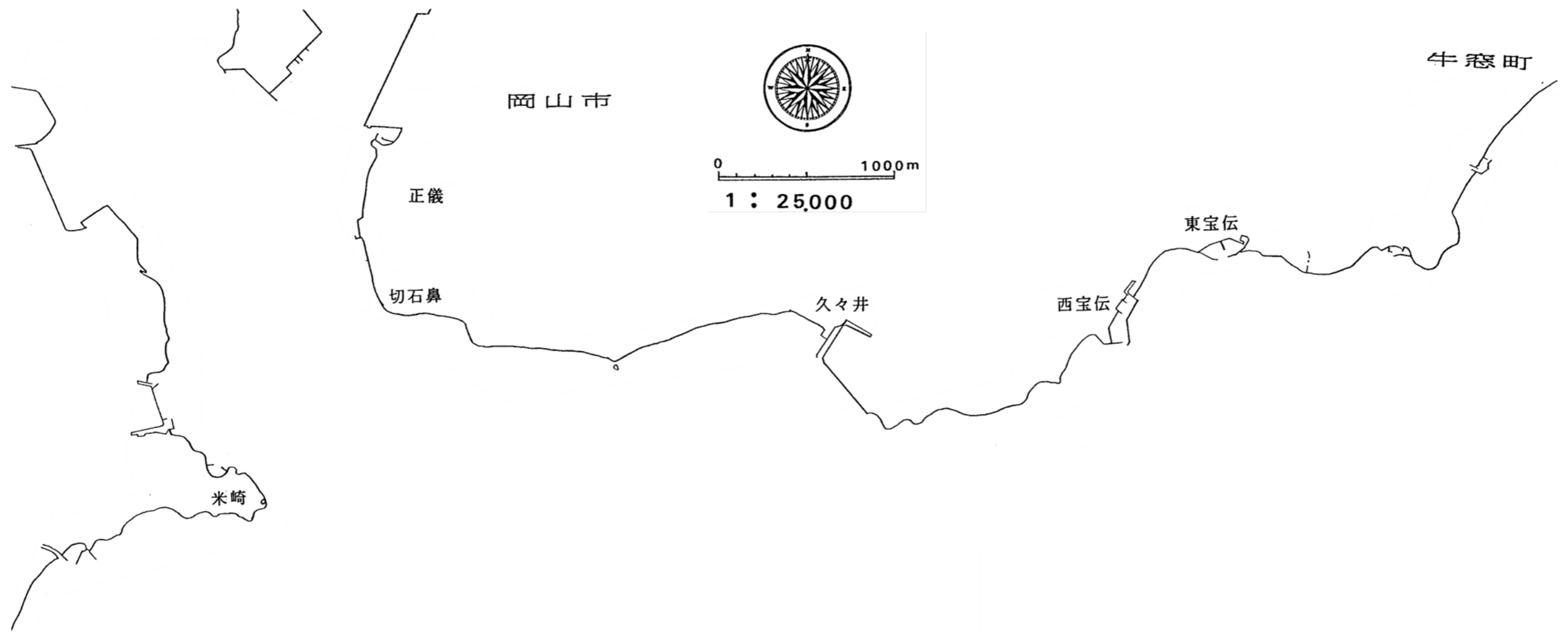
- 1 免許番号 岡共第85号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 岡山市東区犬島沖鼓島南地先

- 4 漁場の区域 基点第605号、点ア、イ、ウ及び基点第607号の各点を
順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第605号 岡山市東区犬島沖鼓島南東端（基点第606号）から
北へ100メートルの点に設置した標識
基点第606号 岡山市東区犬島沖鼓島南東端に設置した標識
基点第607号 岡山市東区犬島沖鼓島南端に設置した標識
点ア 基点第605号から真方位90度見通し線上基点第6
05号から150メートルの点
点イ 基点第606号から真方位135度見通し線上基点第
606号から200メートルの点
点ウ 基点第607号から真方位180度見通し線上基点第
607号から150メートルの点

- 5 関係地区 岡山市



岡共第 85 号
第 3 種共同漁業権

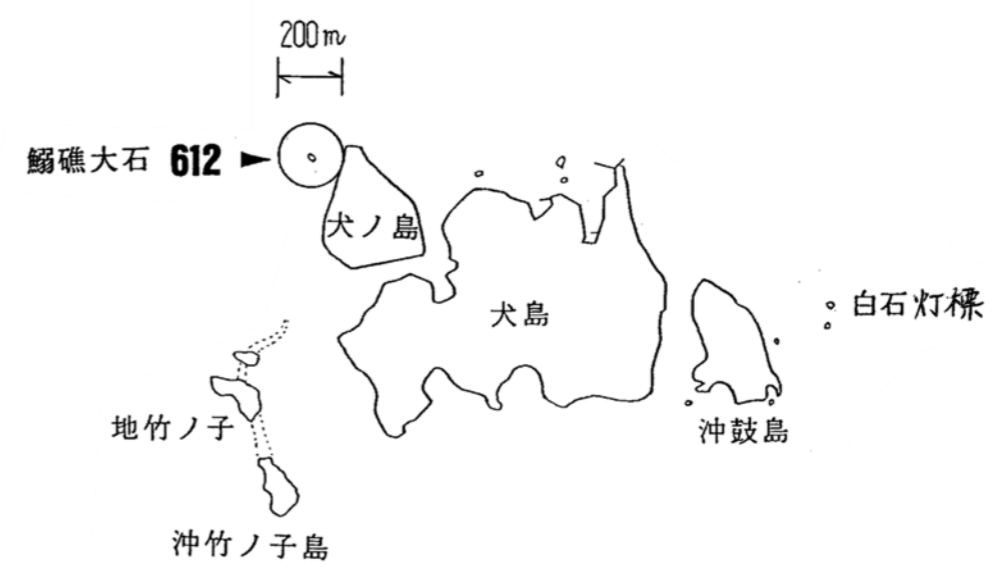
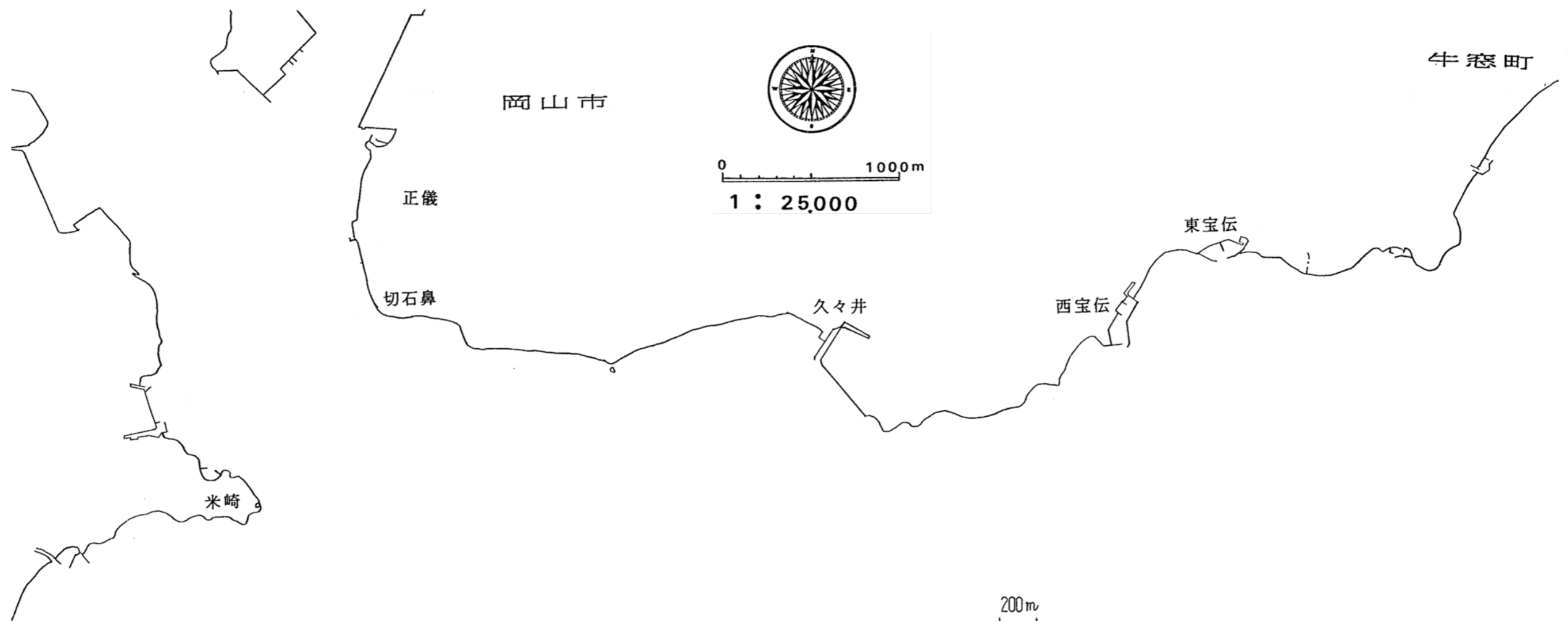
- 1 免許番号 岡共第86号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 岡山市東区犬島犬ノ島北西地先

- 4 漁場の区域 基点第612号を中心として半径100メートルの円によっ
て囲まれた区域
点の位置
基点第612号 岡山市東区犬島犬ノ島北西鰯礁大石に設置した標識

- 5 関係地区 岡山市



岡共第 86 号
第3種共同漁業権

1 免許番号 岡共第87号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市東区犬島沖竹ノ子島、地竹ノ子島地先

4 漁場の区域 基点第615号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第639号の各点を順次結んだ7直線、基点第640号及び基点第641号を結んだ直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第615号 岡山市東区犬島地竹ノ子島南東端に設置した標識

基点第616号 岡山市東区犬島沖竹ノ子島南端に設置した標識

基点第639号 岡山市東区犬島沖竹ノ子島東端に設置した標識

基点第640号 岡山市東区犬島地竹ノ子島南端に設置した標識

基点第641号 岡山市東区犬島沖竹ノ子島北西端に設置した標識

基点第645号 岡山市東区犬島地竹ノ子島北西端に設置した標識

点ア 基点第615号から岡山市東区犬島犬ノ島北西端見通し線と、点イから犬ノ島南東端見通し線との交差点

点イ 基点第645号から真方位0度見通し線上基点第645号から100メートルの点

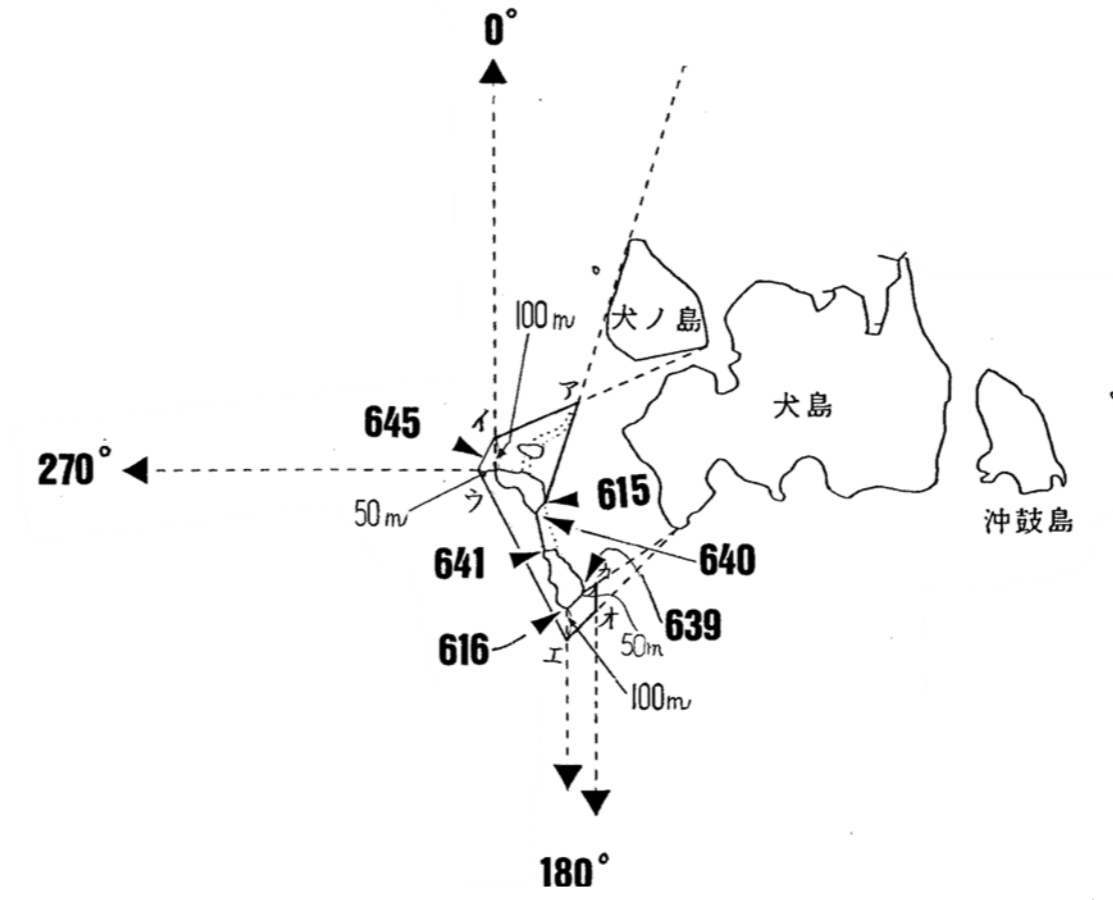
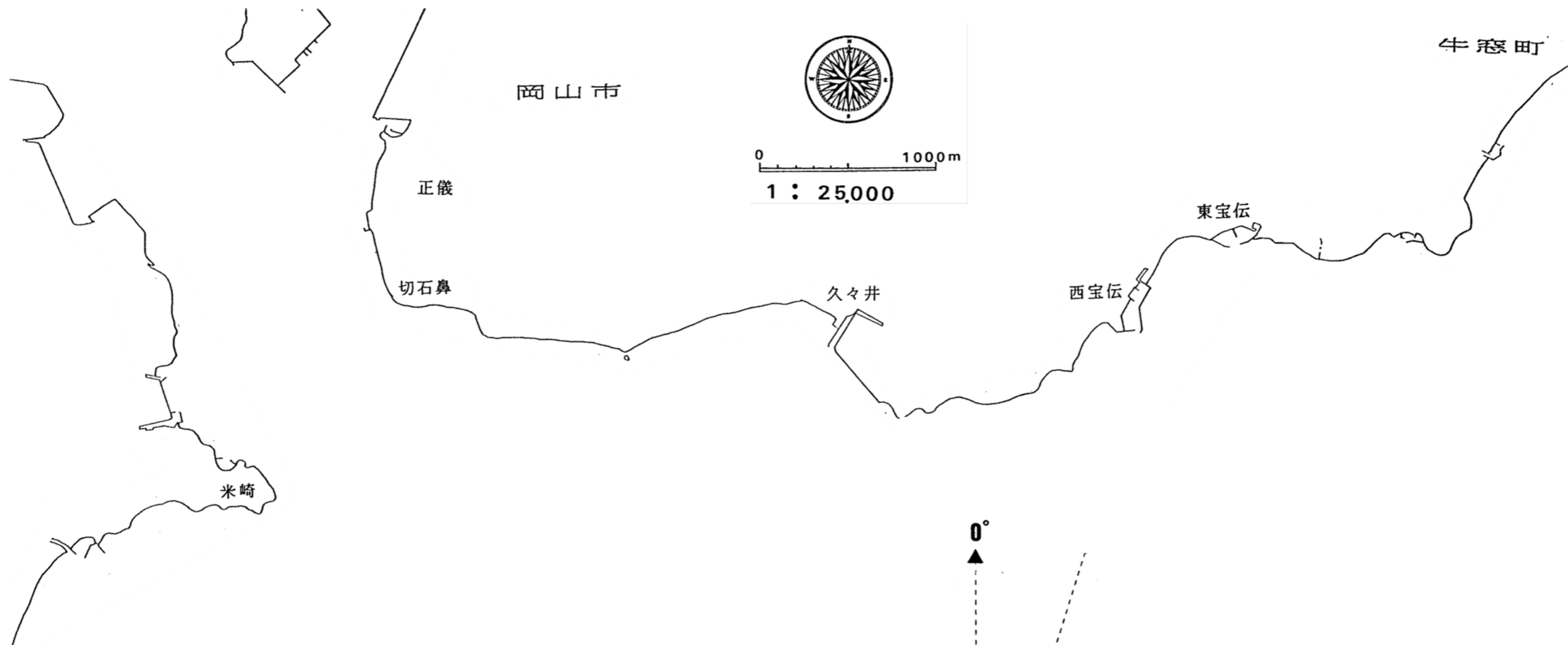
点ウ 基点第645号から真方位270度見通し線上基点第645号から50メートルの点

点エ 基点第616号から真方位180度見通し線上基点第616号から100メートルの点

点オ 点カから真方位180度見通し線と、点エから岡山市東区犬島南西端見通し線との交差点

点カ 基点第639号から岡山市東区犬島南西端見通し線上

5 関係地区 岡山市



岡共第 87 号
第 3 種共同漁業権

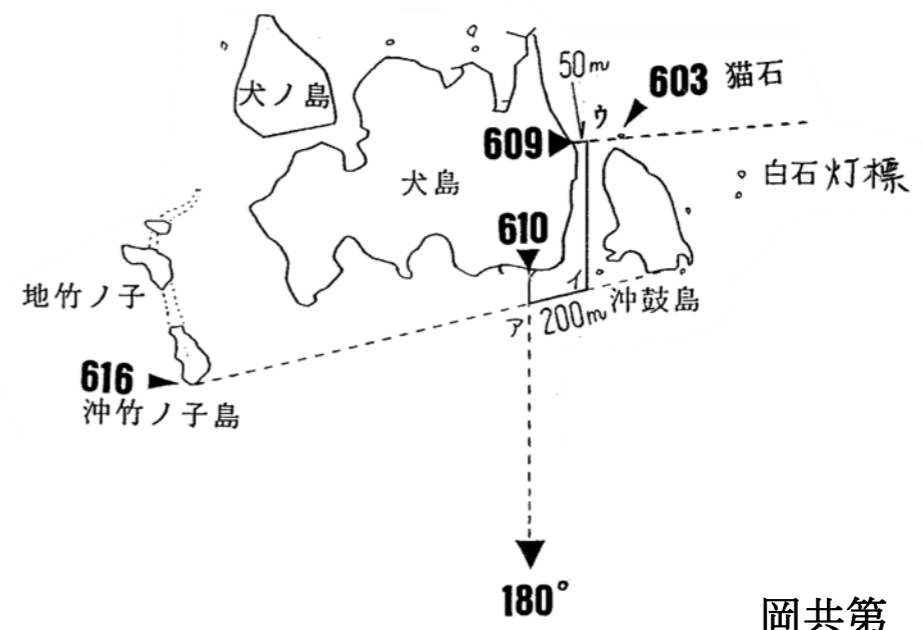
- 1 免許番号 岡共第88号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 岡山市東区犬島東地先

- 4 漁場の区域 基点第609号、点ウ、イ、ア及び基点第610号の各点を
順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第603号 岡山市東区犬島沖鼓島猫石北端に設置した標識
基点第609号 岡山市東区犬島鼓の口大石に設置した標識
基点第610号 岡山市東区犬島犬島海水浴場東防波堤突端
基点第616号 岡山市東区犬島沖竹ノ子島南端に設置した標識
点ア 基点第610号から真方位180度見通し線と、基点
第616号から岡山市東区犬島沖鼓島南端見通し線との
交差点
点イ 基点第616号から岡山市東区犬島沖鼓島南端見通し
線上点アから200メートルの点
点ウ 基点第609号から基点第603号見通し線上基点第
609から50メートルの点

- 5 関係地区 岡山市



岡共第 88 号
第 3 種共同漁業権

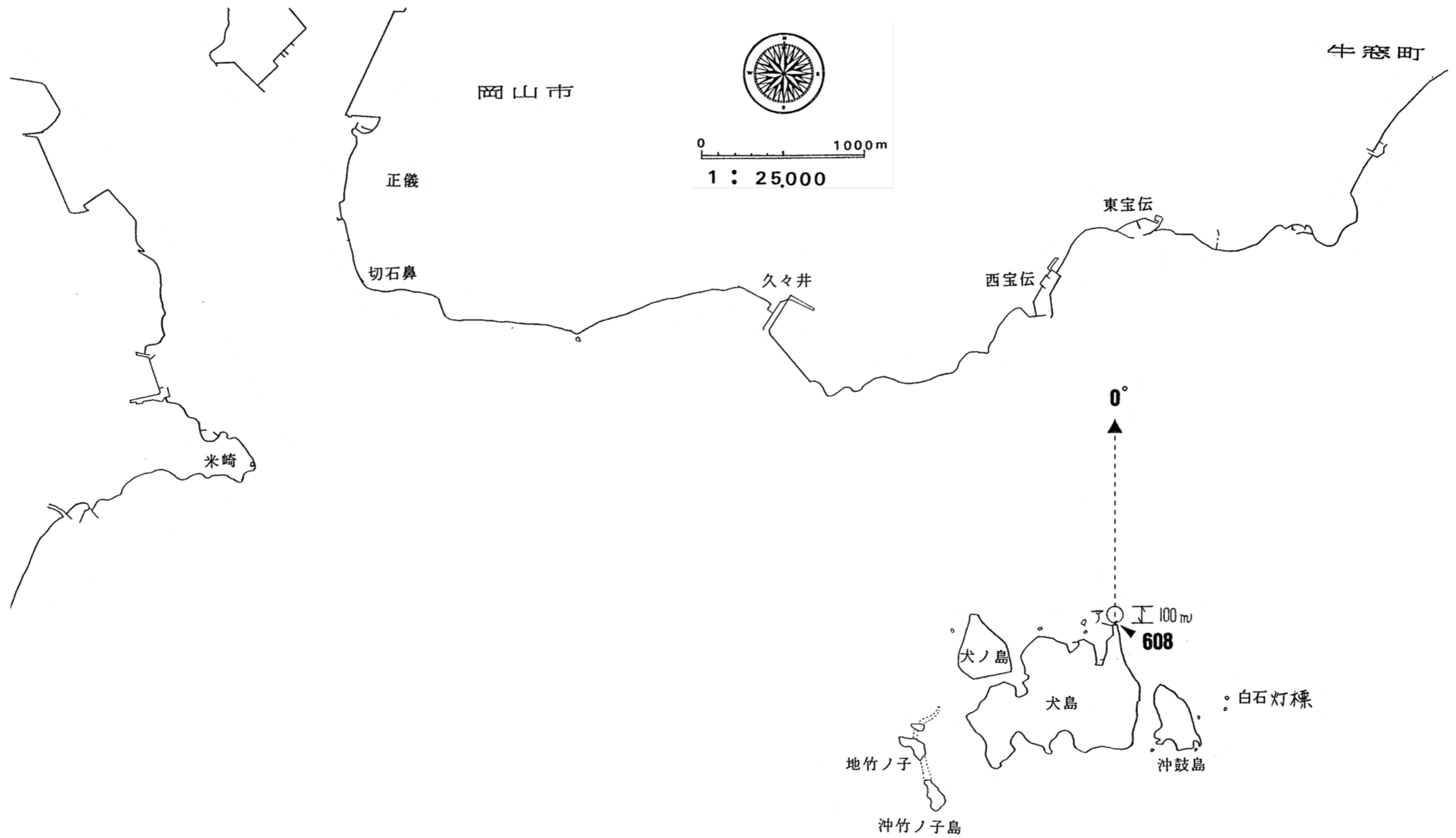
- 1 免許番号 岡共第89号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 岡山市東区犬島北地先

- 4 漁場の区域 点アを中心として半径50メートルの円によって囲まれた区域
点の位置
基点第608号 岡山市東区犬島北端に設置した標識
点ア 基点第608号から真方位0度見通し線上基点第608号から50メートルの点

- 5 関係地区 岡山市



岡共第 89 号
第3種共同漁業権

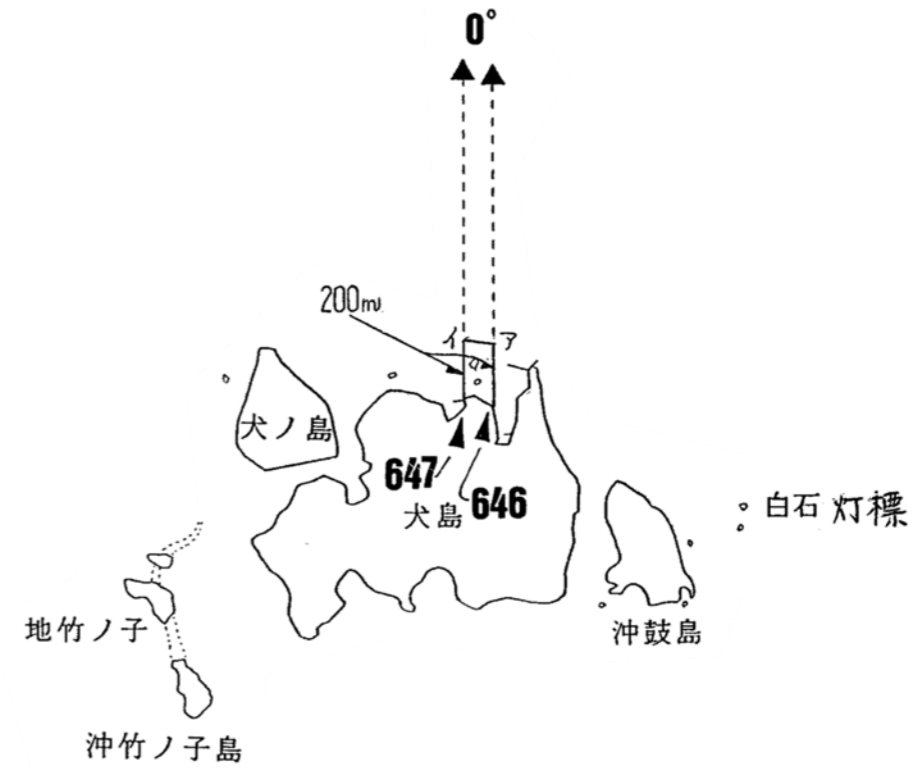
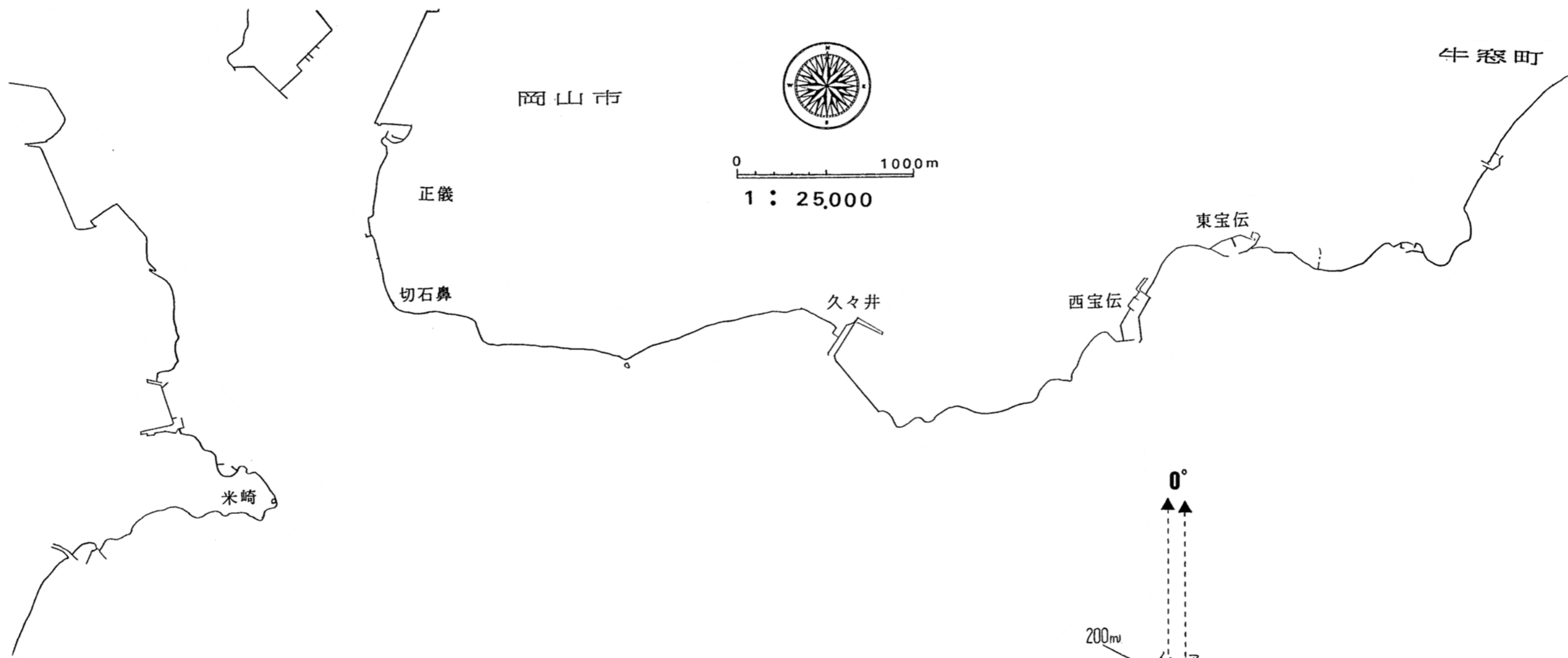
- 1 免許番号 岡共第90号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 岡山市東区犬島北地先

- 4 漁場の区域 基点第646号、点ア、イ及び基点第647号の各点を順次
結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第646号 岡山市東区犬島犬島港西側護岸北端に設置した標識
基点第647号 岡山市東区犬島中の谷東防波堤基部に設置した標識
点ア 基点第646号から真方位0度見通し線上基点第64
6号から200メートルの点
点イ 基点第647号から真方位0度見通し線上基点第64
7号から200メートルの点

- 5 関係地区 岡山市



岡共第 90 号
第 3 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第91号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市東区犬島犬ノ島北西地先

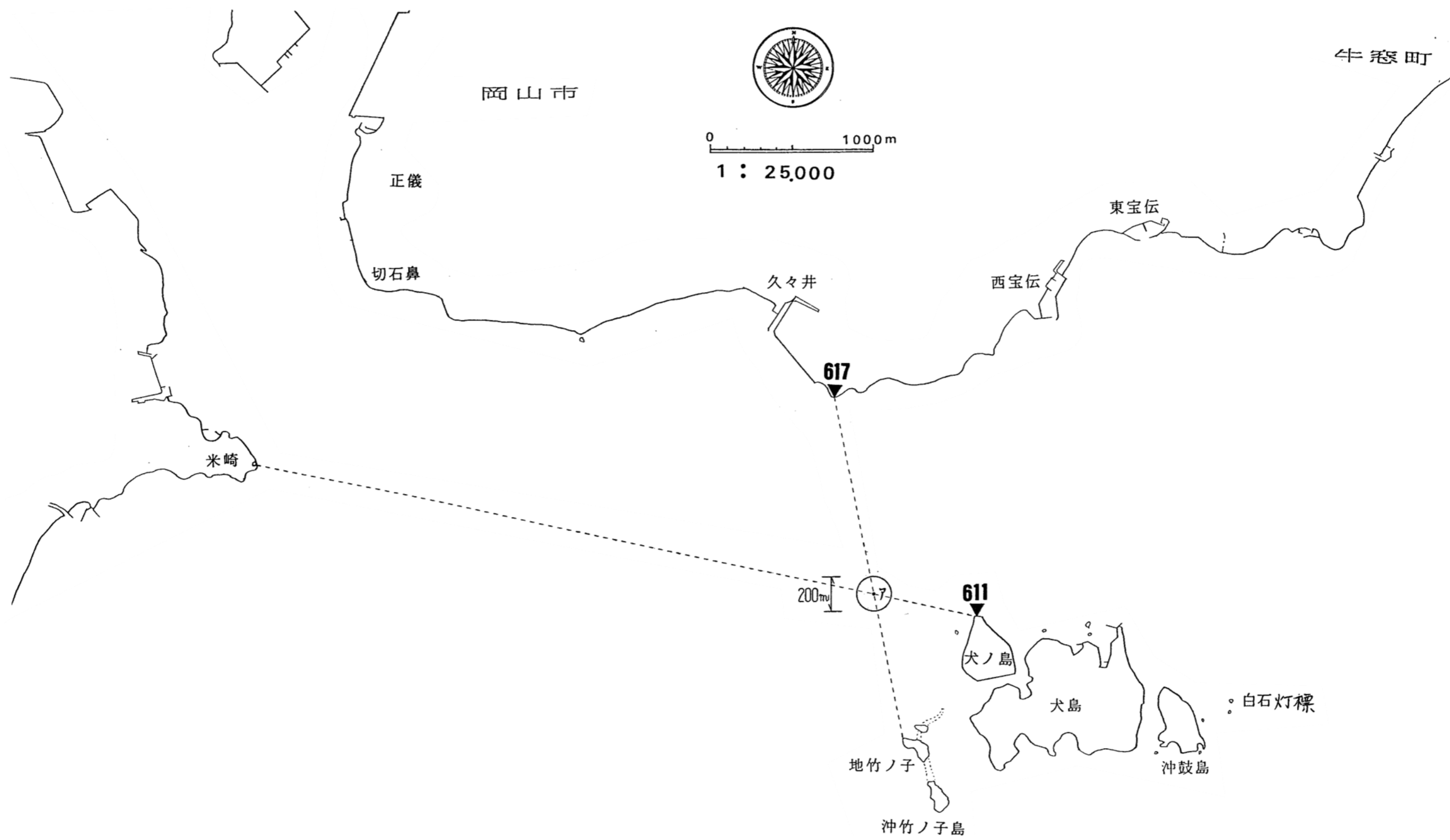
4 漁場の区域 点アを中心に半径100メートルの円で囲まれた区域
点の位置

基点第611号 岡山市東区犬島犬ノ島北端に設置した標識

基点第617号 岡山市東区久々井大浦鼻突端に設置した標識

点ア 基点第611号から岡山市南区小串米崎灯台見通し線
と、基点第617号から岡山市東区犬島地竹ノ子島西端
見通し線との交差点

5 関係地区 岡山市



岡共第 91 号
第 3 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第92号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市東区西幸西地先

4 漁場の区域 基点第626号、第627号、点ア、イ及び基点第630号
の各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲ま
れた区域

点の位置

基点第626号 岡山市東区西幸西墓山大岩に設置した標識

基点第627号 岡山市東区西幸西羽島港南防波堤突端に設置した標識

基点第628号 岡山市東区西幸西比沙古岩灯標中央

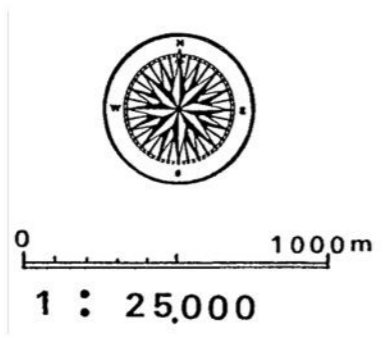
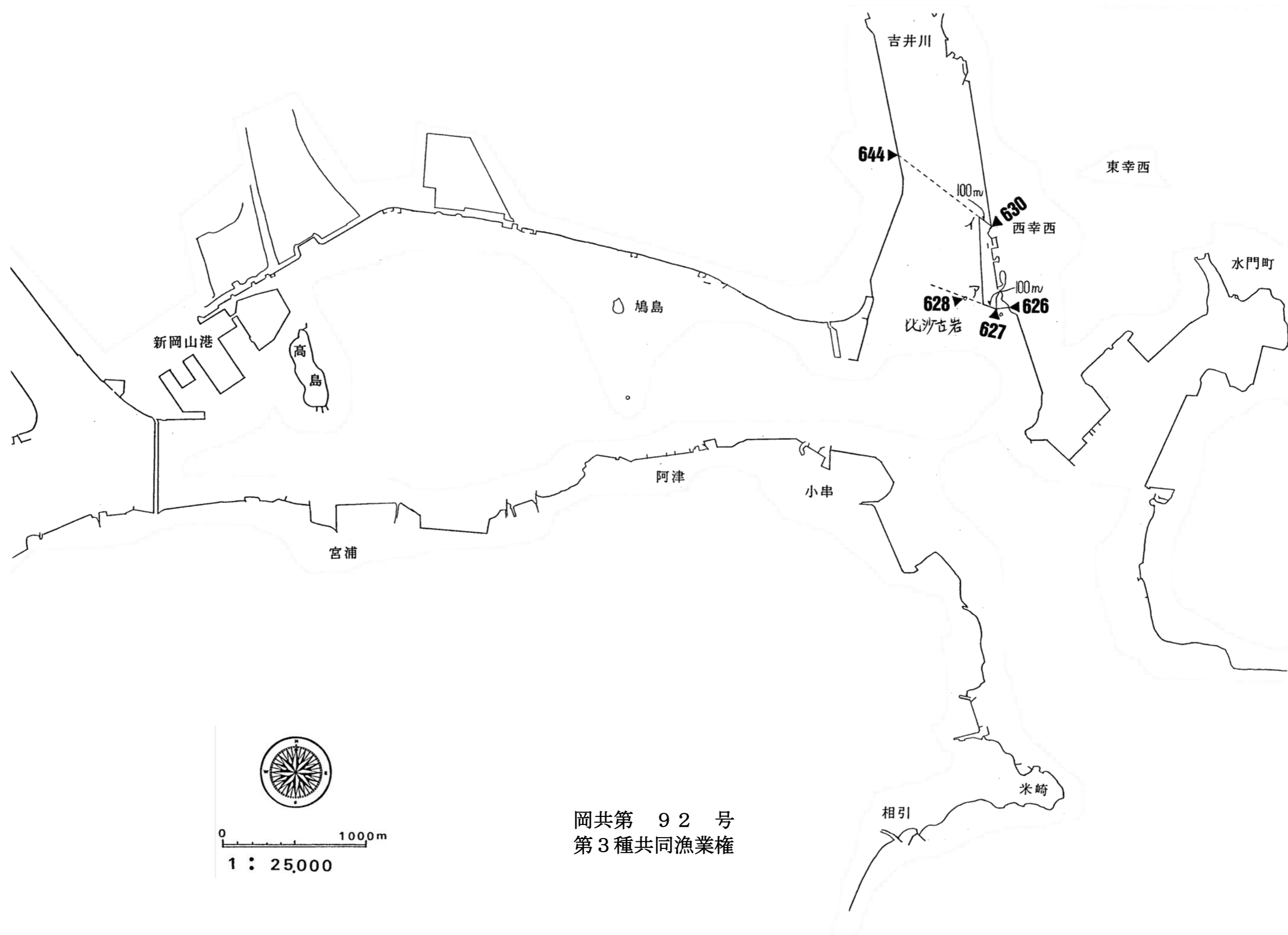
基点第630号 岡山市東区西幸西祇園港防波堤基部に設置した標識

基点第644号 岡山市東区九幡九幡水位観測所

点ア 基点第627号から基点第628号見通し線上基点第
627号から100メートルの点

点イ 基点第630号から基点第644号見通し線上基点第
630号から100メートルの点

5 関係地区 岡山市



岡共第 92 号
第 3 種共同漁業権

1 : 25,000

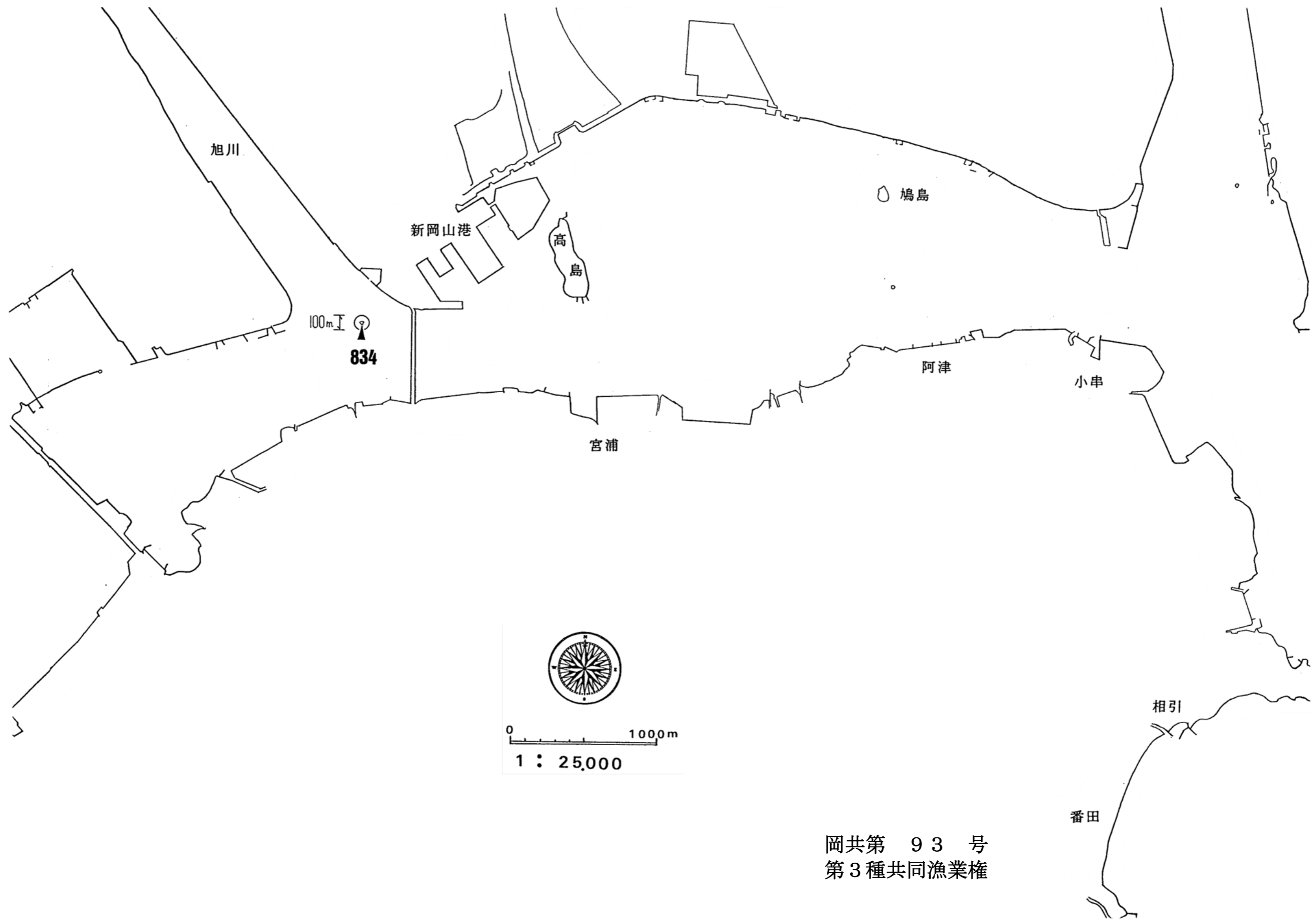
- 1 免許番号 岡共第93号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 岡山市旭川河口域

- 4 漁場の区域 基点第834号を中心として半径50メートルの円によって
囲まれた区域
点の位置
基点第834号 旭川河口積石石柱

- 5 関係地区 岡山市



岡共第 93 号
第 3 種共同漁業権

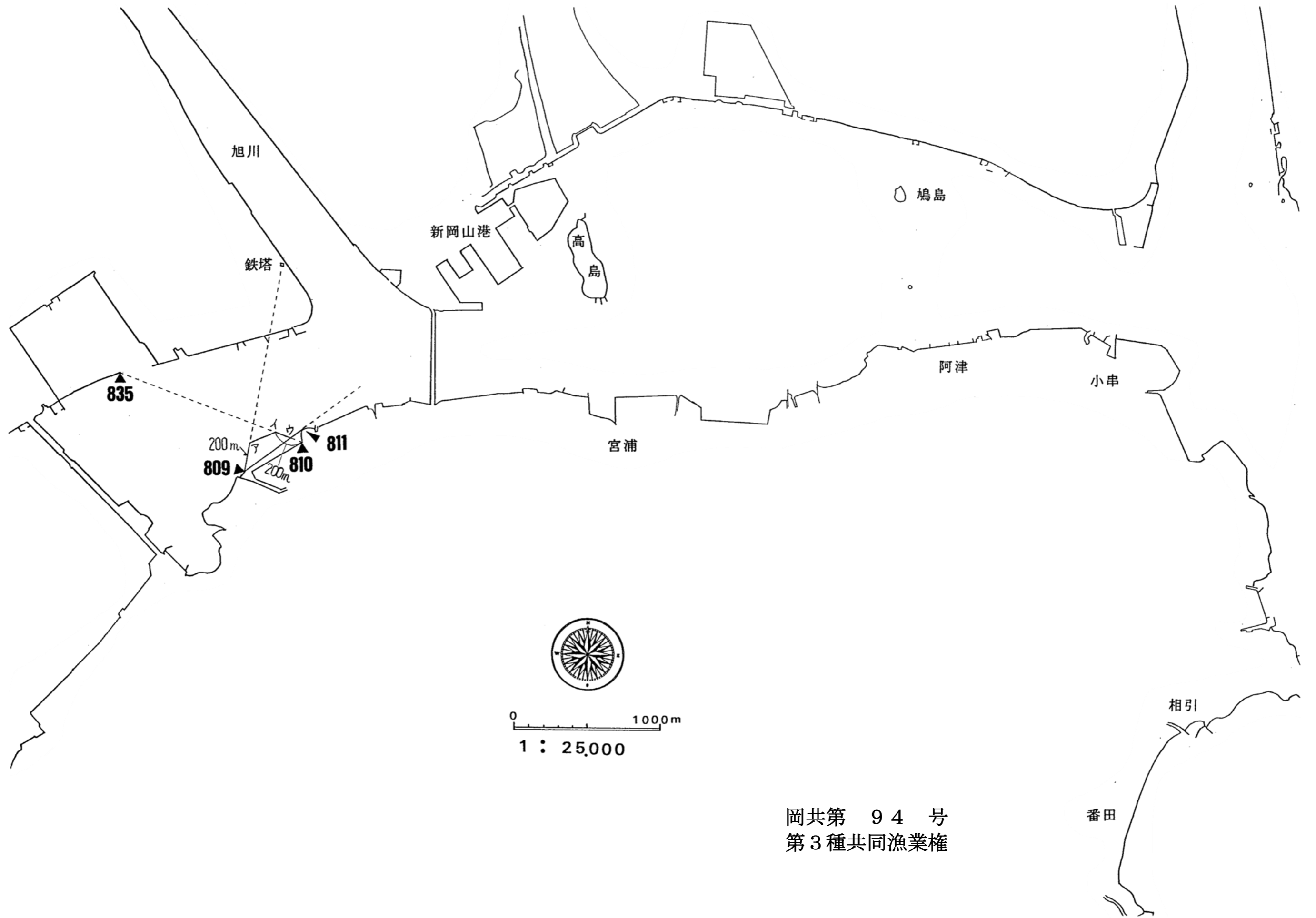
- 1 免許番号 岡共第94号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 岡山市南区北浦地先

- 4 漁場の区域 基点第809号、点ア、イ、ウ及び基点第809号の各点を
順次結んだ4直線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第809号 岡山市南区北浦北浦漁港西防波堤突端石柱
基点第810号 岡山市南区北浦箱崎鼻の南西基部樋門北角に設置した
標識
基点第811号 岡山市南区北浦箱崎鼻北西端に設置した標識
基点第835号 岡山市南区築港栄町岡山港西灯台
点ア 基点第809号から岡山市南区海岸通1丁目(株)クラ
レ岡山事業所内送電鉄塔を見通した線上基点第809号
から200メートルの点
点イ 基点第810号から基点第835号見通し線上基点第
810号から200メートルの点
点ウ 基点第809号から基点第811号見通し線と、基点
第810号から基点第835号見通し線との交差点

- 5 関係地区 岡山市



岡共第 94 号
第 3 種共同漁業権

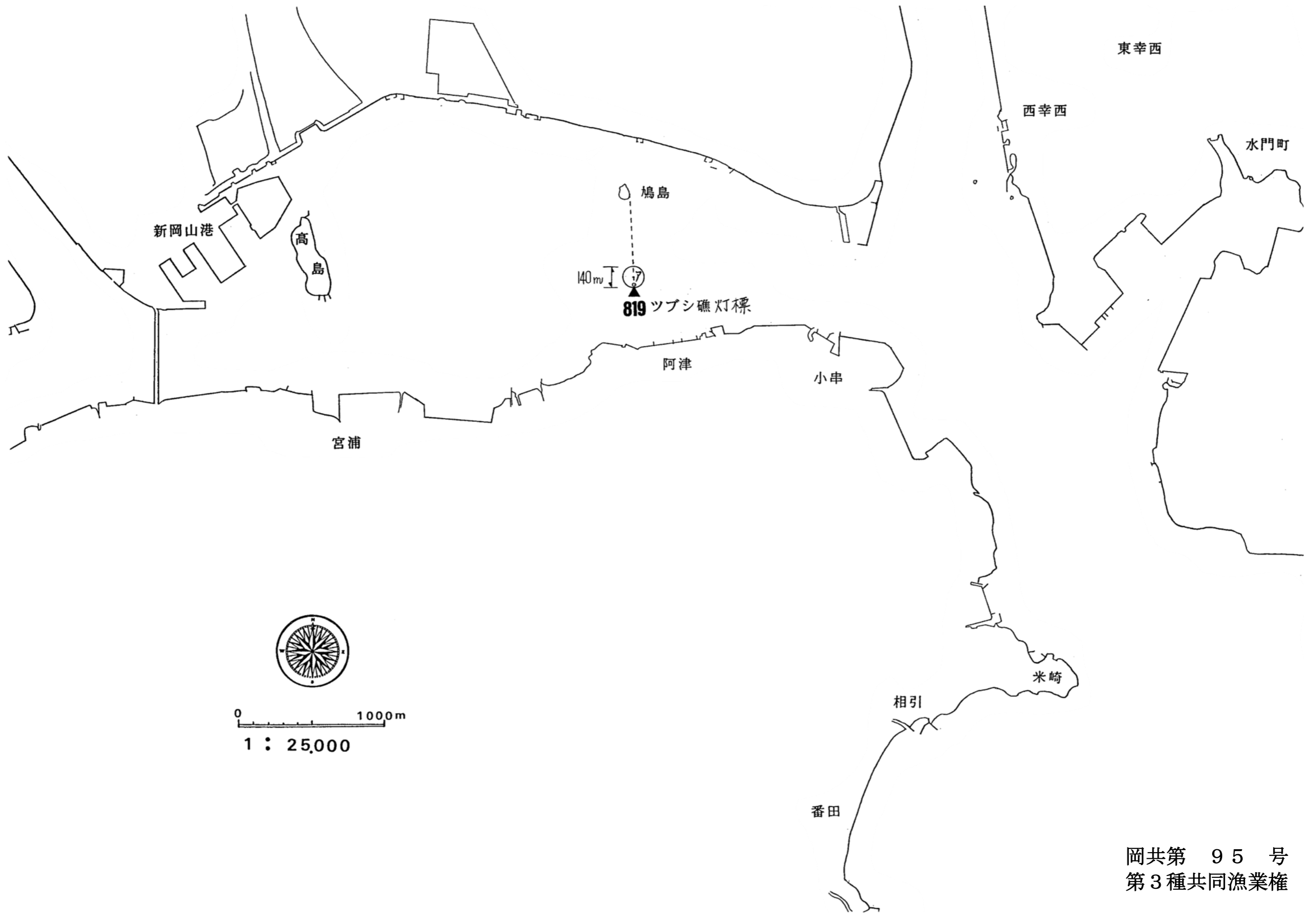
- 1 免許番号 岡共第95号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 岡山市南区阿津地先

- 4 漁場の区域 点アを中心に半径70メートルの円で囲まれた区域
点の位置
基点第819号 岡山市南区阿津ツブシ礁灯標
点ア 基点第819号から鳩島東端見通し線上基点第819号から50メートルの点

- 5 関係地区 岡山市



岡共第 95 号
第 3 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第96号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市南区小串地先

4 漁場の区域 基点第825号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第901号の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第672号 岡山市東区正義マリンマサギ西護岸北西角に設置した標識

基点第825号 岡山市南区小串西米崎山麓東北端に設置した標識

基点第826号 岡山市南区小串東米崎北端に設置した標識

基点第827号 岡山市南区小串米崎灯台

基点第854号 岡山市南区小串米崎南端に設置した標識

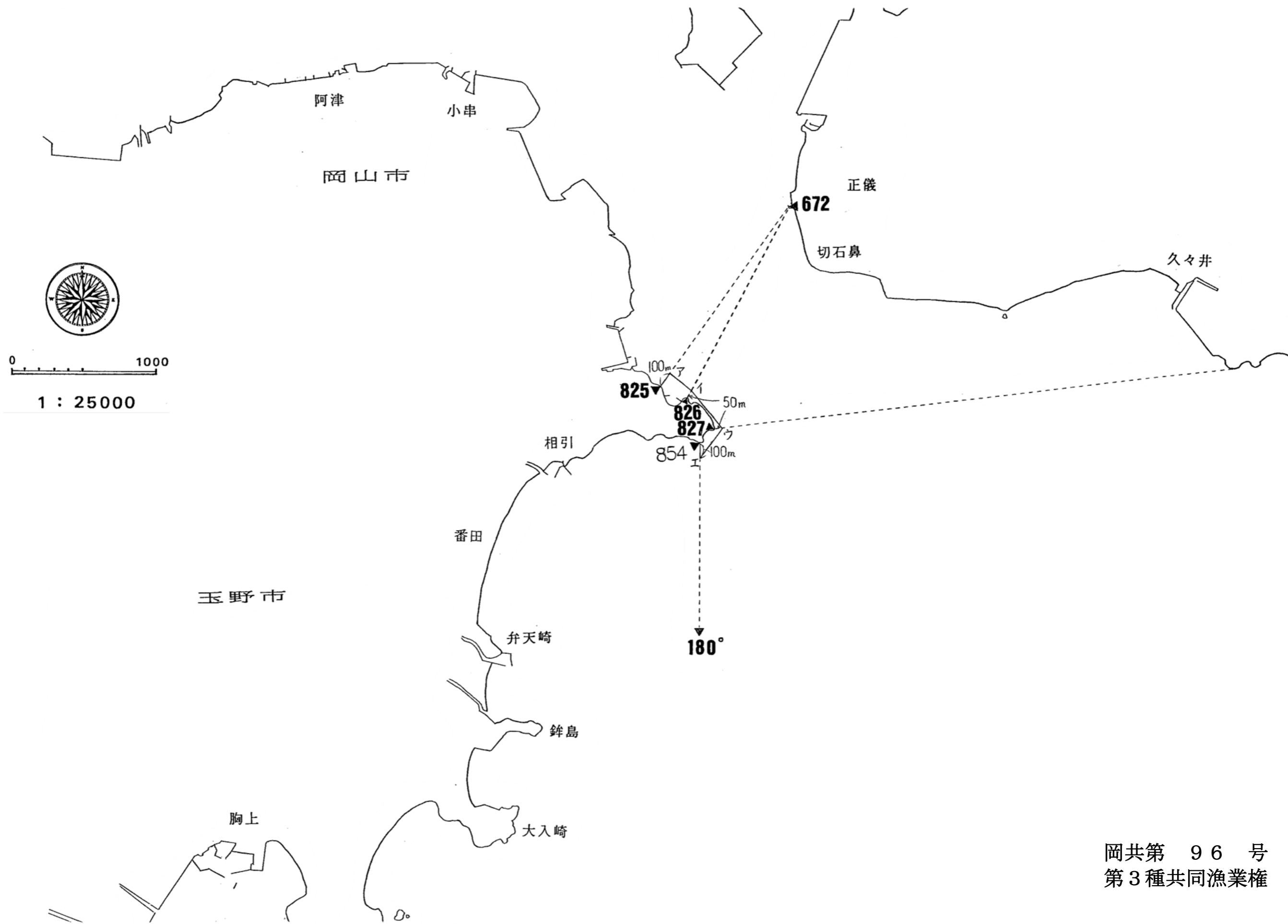
点ア 基点第825号から基点第672号見通し線上基点第825号から100メートルの点

点イ 基点第826号から基点第672号見通し線上基点第826号から50メートルの点

点ウ 基点第827号から岡山市東区久々井大浦鼻見通し線上基点第827号から50メートルの点

点エ 基点第901号から真方位180度見通し線上基点第901号から100メートルの点

5 関係地区 岡山市



0 1000
1 : 25000

岡共第 96 号
第 3 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第97号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 玉野市胸上地先

4 漁場の区域 基点第903号、点ア、イ及び基点第907号の各点を順次
結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。た
だし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第903号 玉野市番田大入崎南東端に設置した標識

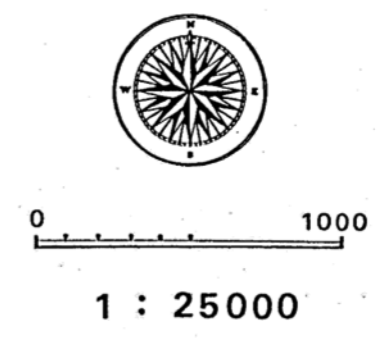
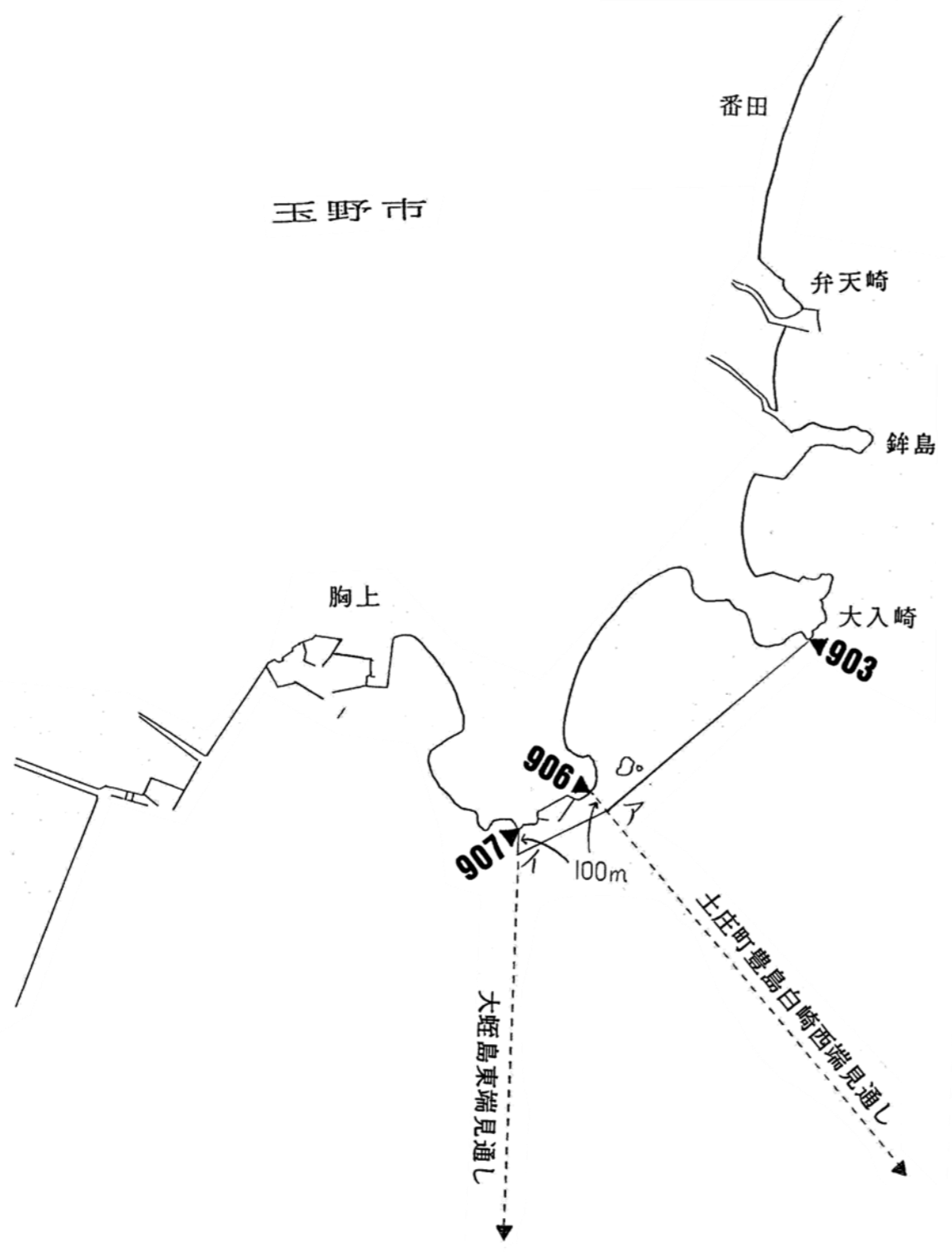
基点第906号 玉野市胸上波張崎東側将棋の駒に設置した標識

基点第907号 玉野市胸上波張崎南端に設置した標識

点ア 基点第906号から香川県小豆郡土庄町豊島白崎西端
見通し線上基点第906号から100メートルの点

点イ 基点第907号から玉野市大蛭島東端見通し線上基点
第907号から100メートルの点

5 関係地区 玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、梶岡、東田井地、
西田井地、山田、東野崎、沼、石島



岡共第 97 号
第2種共同漁業権

1 免許番号 岡共第98号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 玉野市沼地先

4 漁場の区域 基点第1002号、点ア、イ、ウ、基点第910号及び基点
第1005号の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線と
によって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第907号 玉野市胸上波張崎南端に設置した標識

基点第910号 玉野市小蛭島々頂に設置した標識

基点第1002号 玉野市東野崎ごう頭防波堤突端に設置した標識

基点第1003号 玉野市沼黒山鼻突端に設置した標識

基点第1004号 玉野市沼出崎東端に設置した標識

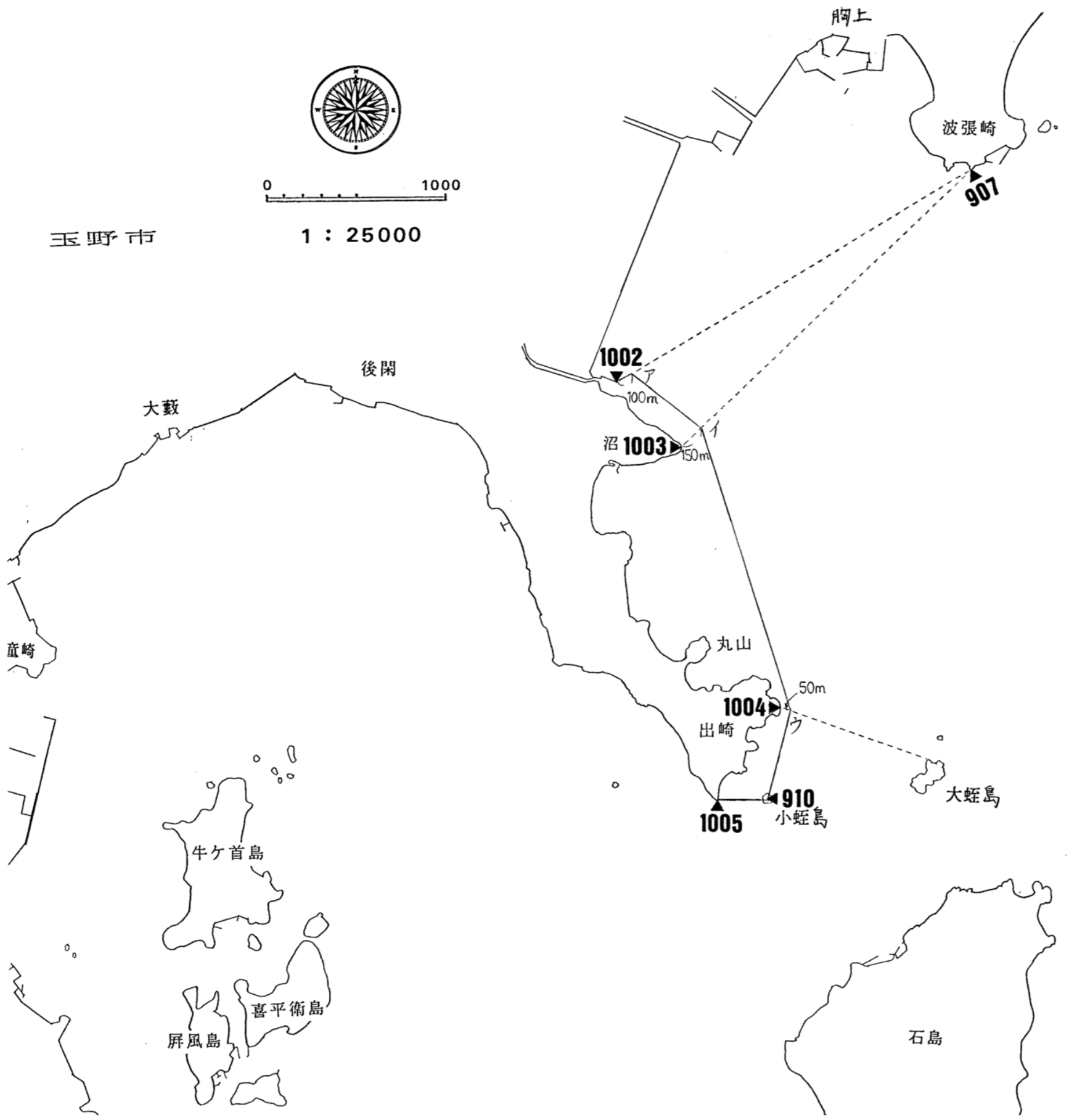
基点第1005号 玉野市沼出崎南端に設置した標識

点ア 基点第1002号から基点第907号見通し線上基
点第1002号から100メートルの点

点イ 基点第1003号から基点第907号見通し線上基
点第1003号から150メートルの点

点ウ 基点第1004号から玉野市大蛭島北端見通し線上
基点第1004号から50メートルの点

5 関係地区 玉野市胸上、梶岡、東田井地、西田井地、山田、東野崎、沼、
出崎



玉野市

1 : 25000

岡共第 98 号
第 2 種共同漁業権

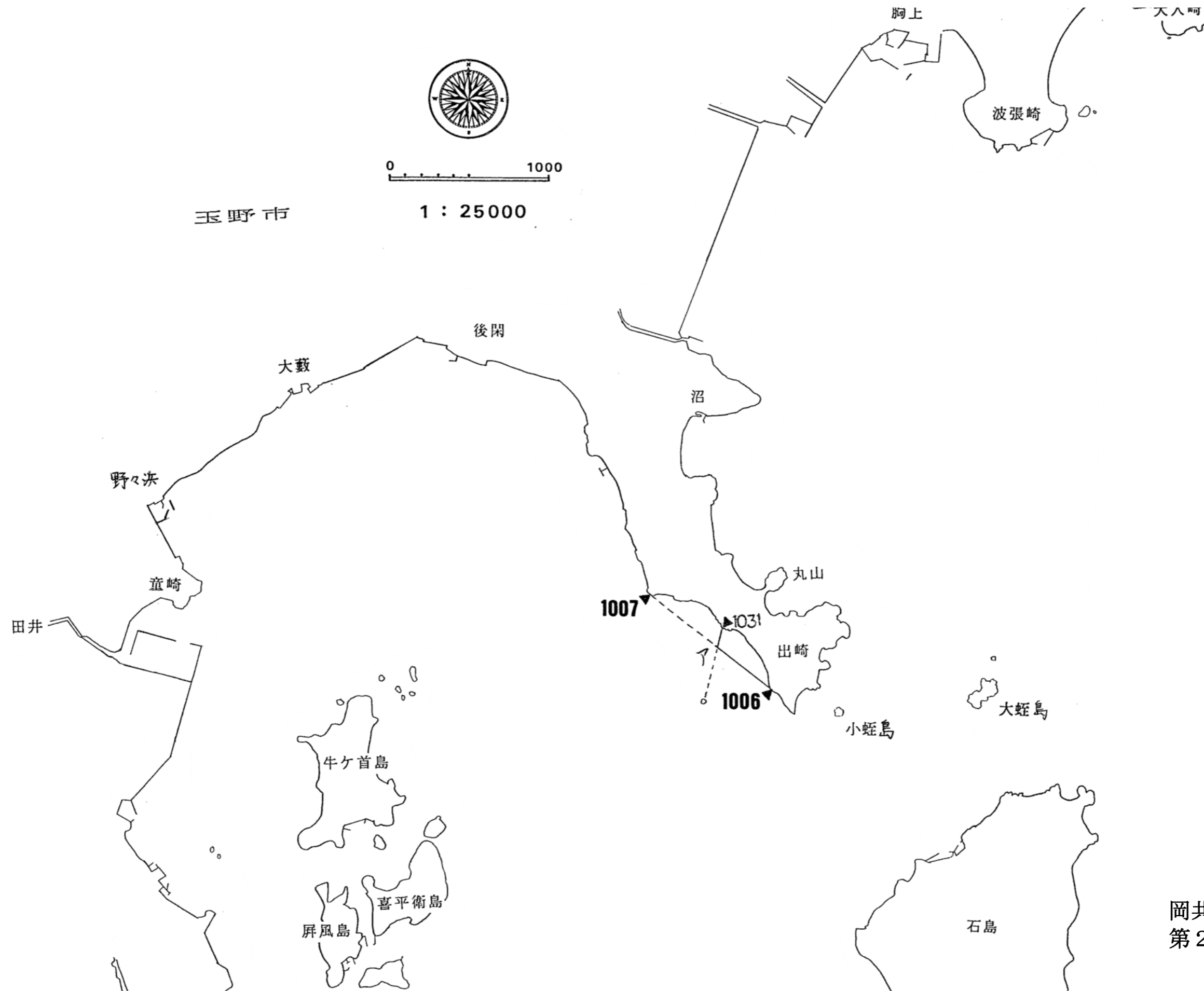
- 1 免許番号 岡共第99号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

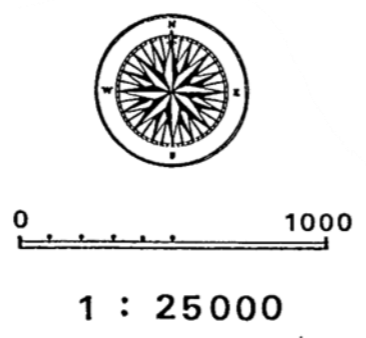
- 3 漁場の位置 玉野市沼地先

- 4 漁場の区域 基点第1031号、点ア及び基点第1006号を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第1006号 玉野市沼出崎獅子ヶ鼻突端に設置した標識
基点第1007号 玉野市後閑笠石の鼻突端に設置した標識
基点第1031号 玉野市沼船越に設置した標識（沼と後閑との境界）
点ア 基点1006号から基点1007号見通し線と基点1031号から玉野市後閑投石見通し線との交差点

- 5 関係地区 玉野市胸上、梶岡、東田井地、西田井地、山田、東野崎、沼、出崎



玉野市



岡共第 99 号
第2種共同漁業権

1 免許番号 岡共第100号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
建網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 玉野市番田、胸上、岡山市南区小串地先

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 基点第827号、点ア、イ、ウ、基点第937号及び基点第906号の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。

点の位置

基点第618号 岡山市東区正義切石鼻立石に設置した標識

基点第656号 岡山市東区正義金山(飯盛岩)南端に設置した標識

基点第827号 岡山市南区小串米崎灯台

基点第906号 玉野市胸上波張崎東側将棋の駒に設置した標識

基点第937号 玉野市坊子島島頂に設置した標識

点ア 基点第827号から基点第618号見通し線と、岡山市東区九幡九幡港東防波堤基部燈籠から香川県小豆郡土庄町豊島宮崎鼻見通し線との交差点

点イ 岡山市九幡九幡港東防波堤基部燈籠から香川県小豆郡土庄町宮崎鼻見通し線と、基点第656号から玉野市沼出崎東端見通し線との交差点

点ウ 基点第937号から真方位135度50分見通し線(香川県小豆郡土庄町豊島旧虻山高見通し線)と、基点第656号から出崎東端見通し線との交差点

(2) 基点第935号、点エ、オ及び基点第936号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第935号 玉野市番田字鍋脇2972番地先に設置した標識

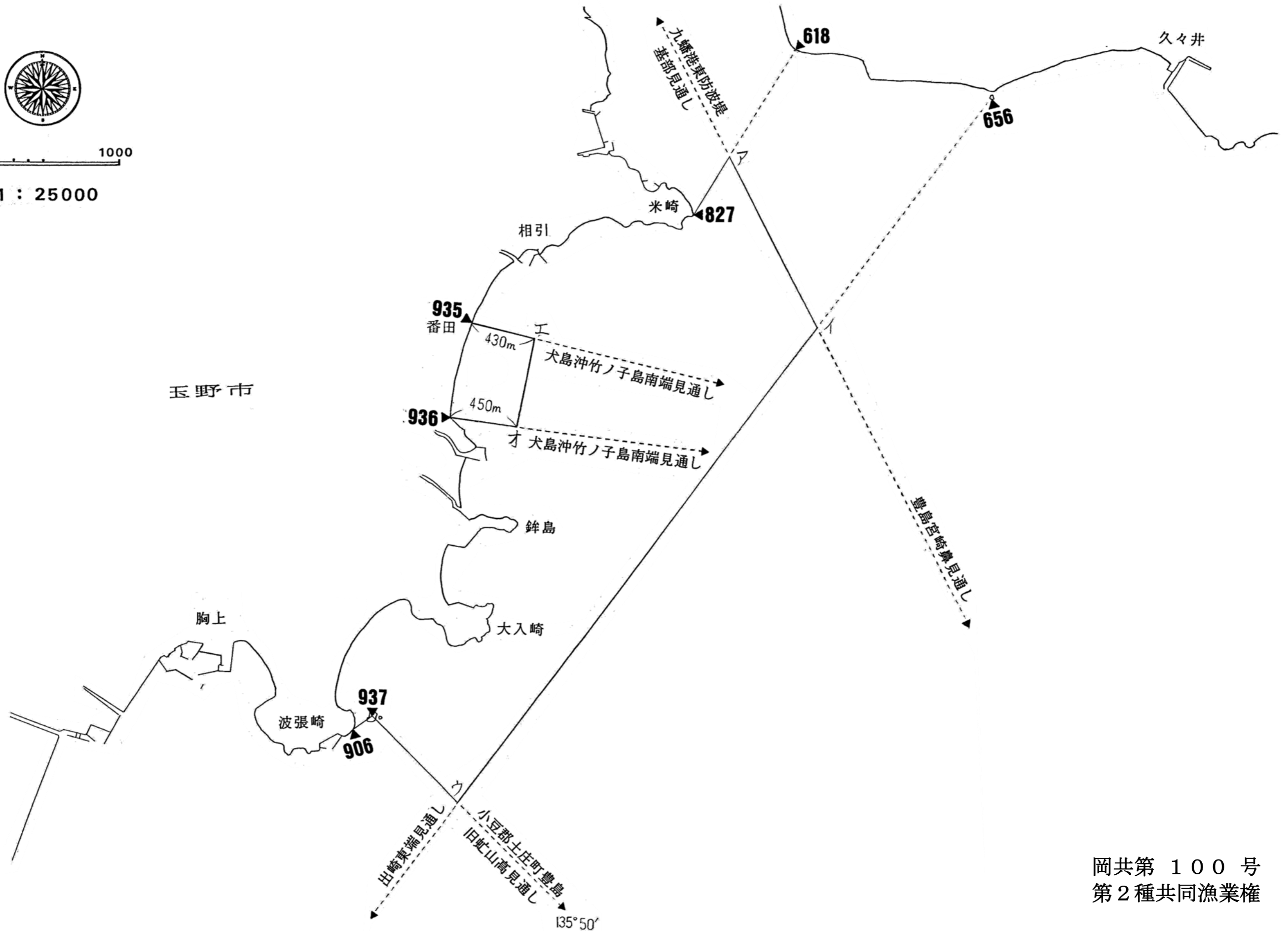
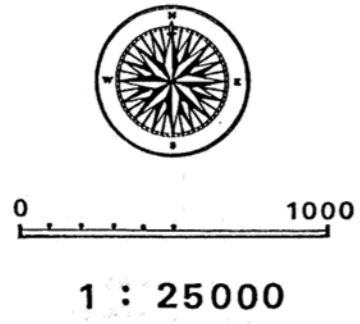
基点第936号 玉野市番田字鍋脇2937番地先に設置した標識

点エ 基点第935号から岡山市東区犬島沖竹ノ子島南端見通し線上基点第935号から430メートルの点

点オ 基点第936号から岡山市東区犬島沖竹ノ子島南端見通し線上基点第936号から450メートルの点

5 制限又は条件 魚類を威嚇して操業してはならない

6 関係地区 玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、梶岡、東田井地、西田井地、山田、東野崎、沼、石島、後閑、大藪、田井、築港、宇野、和田、御崎、向日比、深井町、羽根崎町、明神町、日比、渋川、岡山市南区小串



玉野市

岡共第 100 号
第 2 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第101号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業 建網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 玉野市胸上から沼に至る地先

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 基点第906号、第937号、点ア、イ、ウ及び基点第908号の各点を順次結んだ5直線、基点第909号、点エ及び基点第1031号の各点を順次結んだ2直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。

点の位置

基点第656号 岡山市東区正義金山(飯盛岩)南端に設置した標識

基点第906号 玉野市胸上波張崎東側将棋の駒に設置した標識

基点第907号 玉野市胸上波張崎南端に設置した標識

基点第908号 玉野市石島北東岡山県・香川県界に設置した標識

基点第909号 玉野市石島西側岡山県・香川県界に設置した標識

基点第937号 玉野市坊子島島頂に設置した標識

基点第1004号 玉野市沼出崎東端に設置した標識

基点第1031号 玉野市沼船越に設置した標識(沼と後閑との境界)

点ア 基点第937号から真方位135度50分見通し線(香川県小豆郡土庄町豊島旧蛇山高見通し線)と、基点第1004号から基点第656号見通し線との交差点

点イ 基点第907号から香川県小豆郡土庄町豊島后飛崎西端見通し線と、基点第1004号から基点第656号見通し線との交差点

点ウ 基点第908号から真方位60度見通し線と、基点第907号から香川県小豆郡土庄町豊島后飛崎西

端見通し線との交差点

点エ 基点第909号から玉野市田井慈照院大屋根西端見通し線と、基点第1031号から玉野市後閑投石見通し線との交差点

(2) 基点第923号、点ア、イ及び基点第928号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第923号 玉野市胸上ナイカイ塩業株式会社本社工場西南端角から東野崎塩田えん堤上南へ140メートルの点に設置した標識

基点第924号 玉野市胸上ナイカイ塩業株式会社本社工場北東角に設置した標識

基点第928号 玉野市胸上ナイカイ内海塩業株式会社本社工場西南端角から東野崎塩田えん堤上南へ570メートルの点に設置した標識

基点第929号 玉野市胸上ナイカイ塩業株式会社本社工場西南端角から東野崎塩田えん堤上南へ790メートルの点に設置した標識

基点第930号 玉野市胸上波張崎南西端に設置した標識

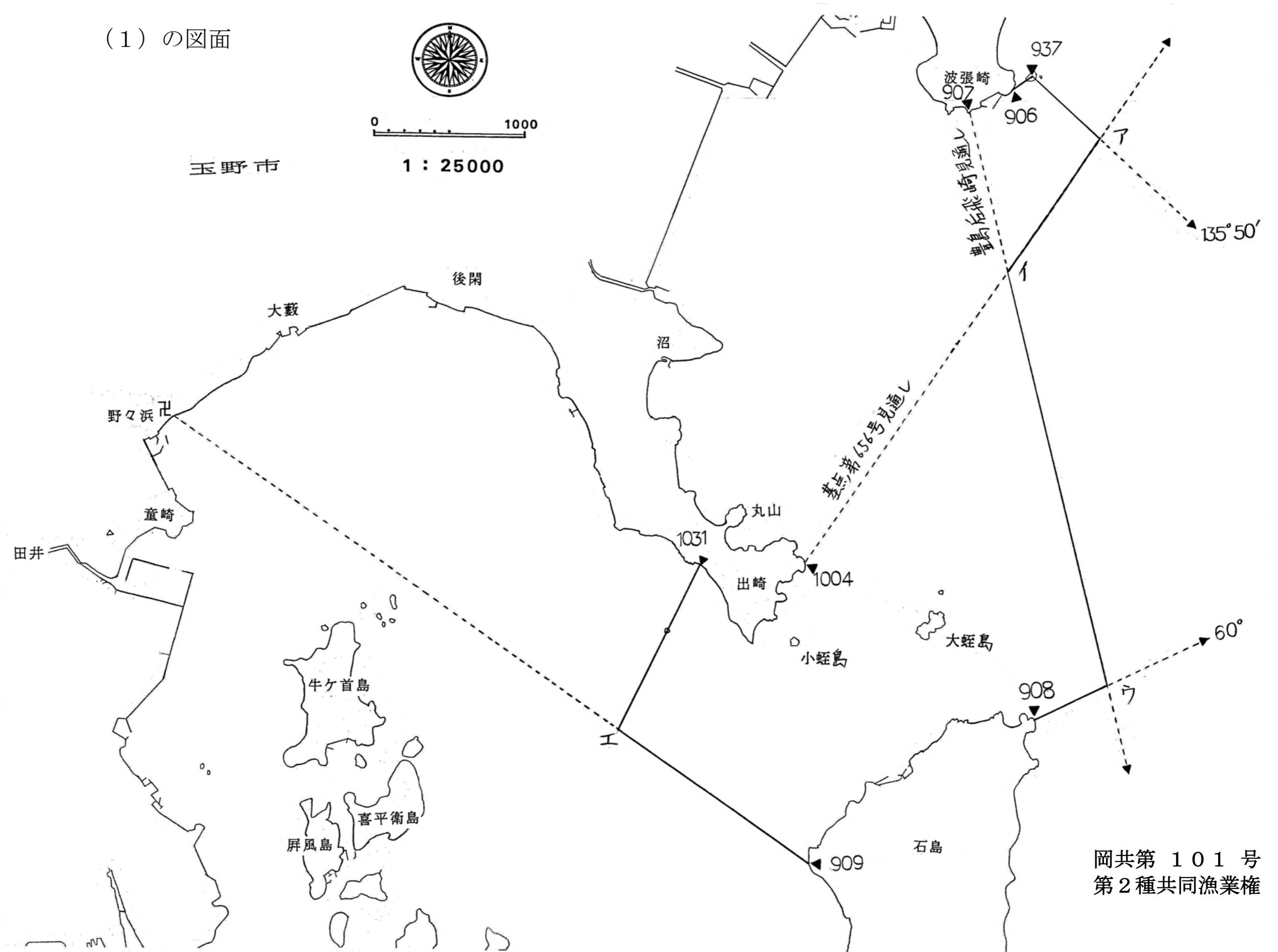
点ア 基点第929号から基点第930号見通し線と、基点第924号から玉野市石島石島港東側防波堤基部見通し線との交差点

点イ 基点第929号から基点第930号見通し線と、基点第928号から香川県小豆郡土庄町豊島宮崎北東端見通し線との交差点

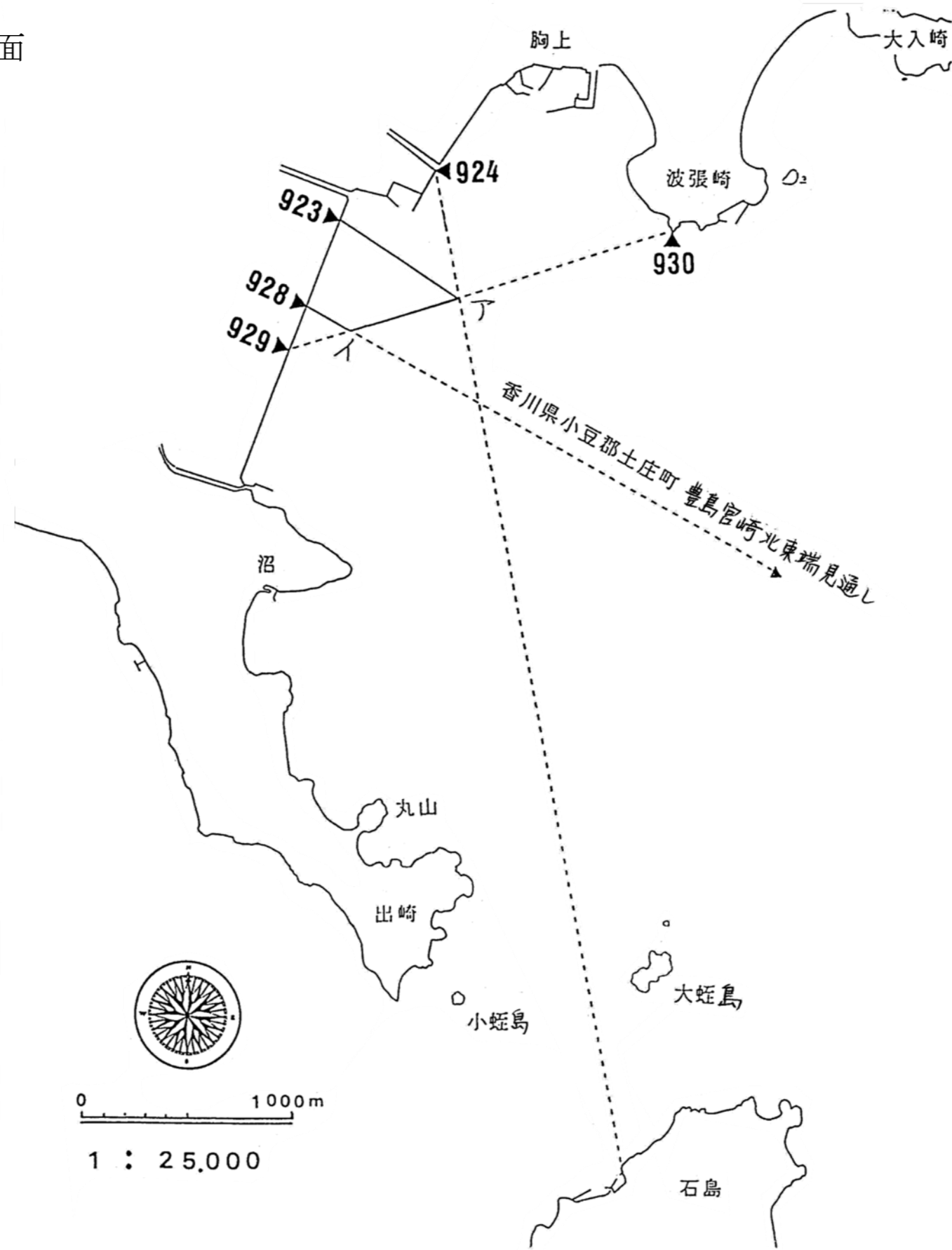
5 制限又は条件 魚類を威嚇して操業してはならない

6 関係地区 玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、梶岡、東田井地、西田井地、山田、東野崎、沼、石島、後閑、大藪、田井、築港、宇野、和田、御崎、向日比、深井町、羽根崎町、明神町、日比、渋川

(1) の図面



(2) の図面



通し線上基点第935号から430メートルの点
点エ 基点第936号から岡山市東区犬島沖竹ノ子島南端見
通し線上基点第936号から450メートルの点

1 免許番号 岡共第102号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 玉野市番田地先

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 基点第919号、点ア、イ及び基点第902号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。

点の位置

基点第827号 岡山市南区小串米崎燈台

基点第902号 玉野市番田大入崎北東端に設置した標識

基点第919号 玉野市番田相引川右岸河口えん堤北東端角に設置した標識

点ア 基点第919号から真方位152度見通し線(香川県小豆郡豊島旧虻山高見通し線)と、点イから基点第827号見通し線との交差点

点イ 基点第902号から岡山市東区犬島沖竹ノ子島南端見通し線上基点第902号から20メートルの点

(2) 基点第935号、点ウ、エ及び基点第936号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

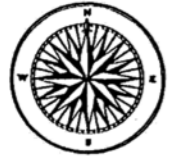
点の位置

基点第935号 玉野市番田字鍋脇2972番地先に設置した標識

基点第936号 玉野市番田字鍋脇2937番地先に設置した標識

点ウ 基点第935号から岡山市東区犬島沖竹ノ子島南端見

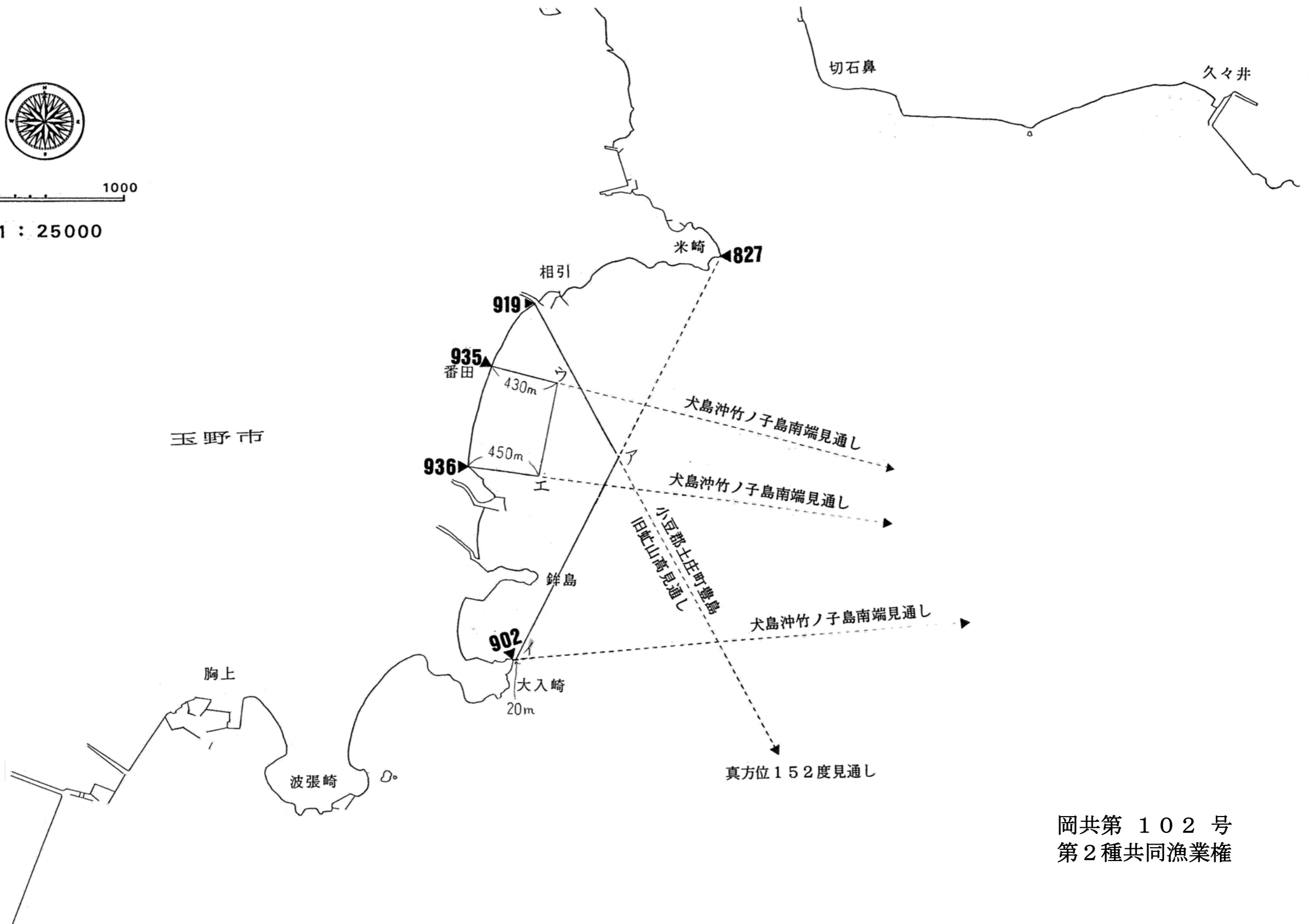
5 関係地区 玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、梶岡、東田井地、西田井地、山田、東野崎、沼、石島



0 1000

1 : 25000

玉野市



岡共第 102 号
第 2 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第103号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 玉野市後閑、大藪、田井地先

4 漁場の区域 基点第1008号、点ア及び基点第1016号の各点を順次
結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。た
だし、河川、溝渠等の区域を除く。

点の位置

基点第1008号 玉野市後閑ゴマノ浦棧橋北端に設置した標識

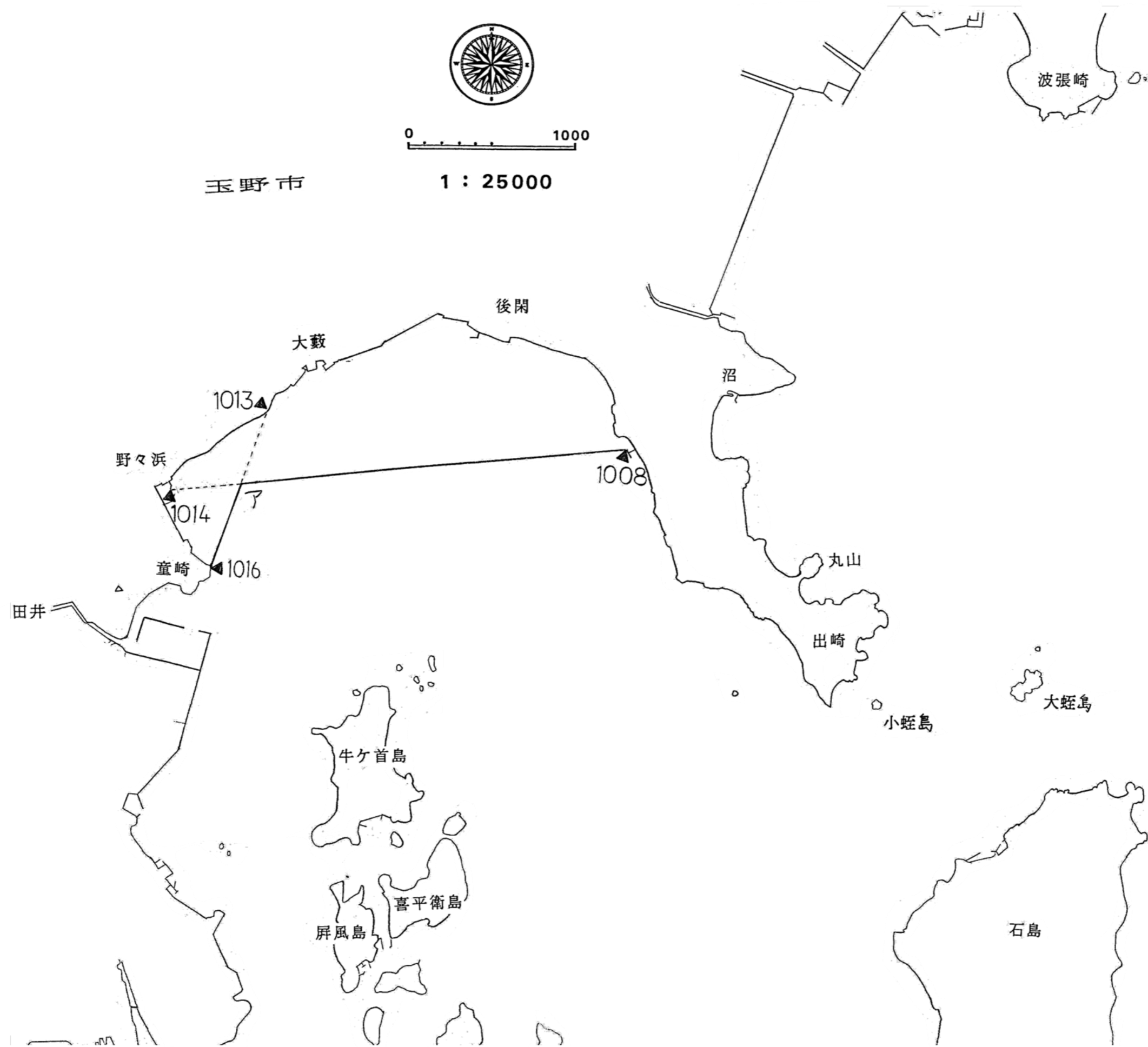
基点第1013号 玉野市大藪南ヶ崎突端に設置した標識

基点第1014号 玉野市田井5丁目野々浜防波堤突端に設置した標識

基点第1016号 玉野市田井童崎突端一本石に設置した標識

点ア 基点第1013号から基点第1016号見通し線
と、基点第1008号から基点第1014号見通し線
との交差点

5 関係地区 玉野市後閑、大藪、田井、築港、宇野



岡共第 103 号
第 2 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第104号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業 建網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 玉野市後閑から渋川に至る地先

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)及び(3)に掲げる区域を除いた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。

(1) 基点第1031号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び基点第1201号の各点を順次結んだ9直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

点の位置

- 基点第909号 玉野市石島西側岡山県・香川県界に設置した標識
- 基点第1009号 玉野市後閑恵比須の鼻に設置した標識
- 基点第1016号 玉野市田井童崎突端一本石に設置した標識
- 基点第1018号 玉野市宇野3丁目ナキンダ鼻南端に設置した標識
- 基点第1024号 玉野市宇野3丁目玉野浄化センター南護岸角(旧瀬越鼻突端)
- 基点第1031号 玉野市沼船越に設置した標識(沼と後閑との境界)
- 基点第1201号 倉敷市・玉野市界松ヶ鼻突端大石に設置した標識
- 基点第1202号 倉敷市堅場島南端に設置した標識
- 点ア 基点第909号から玉野市田井慈照院大屋根西端見通し線と、基点第1031号から玉野市後閑投石見通し線との交差点
- 点イ 基点第909号から玉野市田井慈照院大屋根西端見通し線と、基点第1009号から玉野市築港タヌキ山高見通し線との交差点

点ウ 基点第1016号から香川県香川郡直島町上鳥島高見通し線と、基点第1009号から玉野市築港タヌキ山高見通し線との交差点

点エ 基点第1016号から香川県香川郡直島町上鳥島高見通し線と、基点第1024号から香川県香川郡直島町屏風島南端見通し線との交差点

点オ 基点第1024号から香川県香川郡直島町屏風島南端見通し線と、基点1018号から玉野市向日比地藏山高頂見通し線との交差点

点カ 基点第1018号から玉野市向日比地藏山高頂見通し線と、基点第1024号から香川県高松市亀水町紅ノ峰鼻見通し線との交差点

点キ 基点第1024号から香川県高松市亀水町紅ノ峰鼻見通し線と、基点第1202号から香川県香川郡直島町串山ノ鼻見通し線との交差点

点ク 基点第1201号から香川県坂出市王越町乃生岬西端見通し線と、基点第1202号から香川県香川郡直島町串ノ山鼻見通し線との交差点

(2) 点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及び点スの各点を順次結んだ12直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

- 点ア 玉野市宇野1丁目宇高国道フェリー棧橋南基部から南へ岸壁上20メートルの点に設置した標識
- 点イ 点アから真方位119度見通し線上点アから49メートルの点
- 点ウ 点イから真方位180度見通し線上点イから60.5メートルの点
- 点エ 点ウから真方位107度30分見通し線上点ウから22.8メートルの点
- 点オ 点エから真方位190度見通し線上点エから140メートルの点
- 点カ 点オから真方位213度30分見通し線上点オから185メートルの点
- 点キ 点カから真方位271度30分見通し線上点カから38メートルの点

点ク 点キから真方位302度30分見通し線上点キから110メートルの点

点ケ 点クから真方位352度見通し線上点クから25メートルの点

点コ 点ケから真方位33度30分見通し線上点ケから145メートルの点

点サ 点コから真方位303度見通し線上点コから60メートルの点

点シ 点サから真方位260度見通し線上点サから171メートルの点

点ス 点シから真方位351度30分見通し線上点シから30メートルの点

(3) 点ア、イ及びウの各点を結んだ直線と、玉野市田井田井Aドルフィン及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

点ア 玉野市田井田井Aドルフィン北東端

点イ 玉野市田井田井1号防波堤(西側)北西端

点ウ 点ア及びイを結んだ直線の延長線と、玉野市田井5丁目田井3号護岸との交差点

5 制限又は条件 魚類を威嚇して操業してはならない

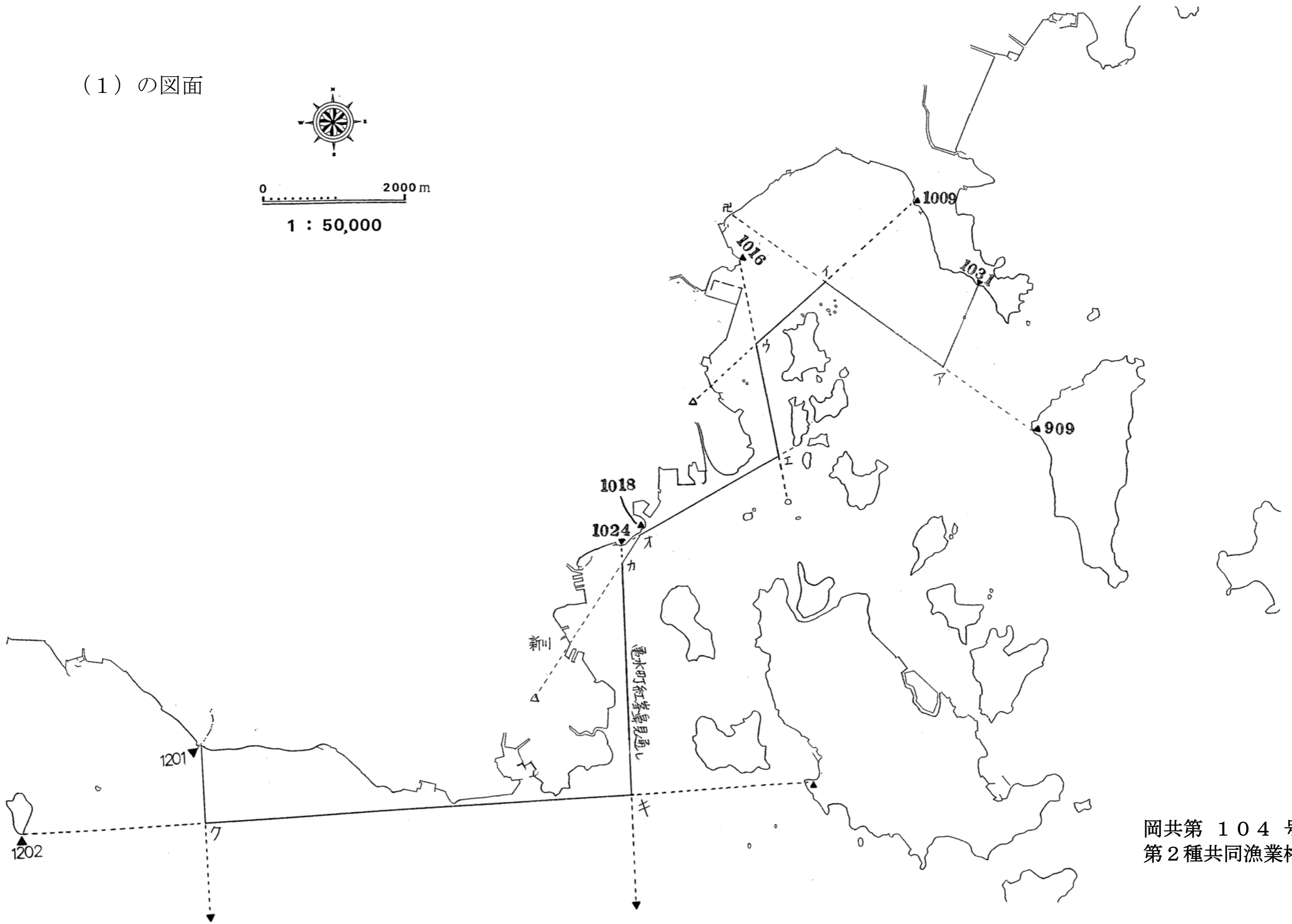
6 関係地区 玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、梶岡、東田井地、西田井地、山田、東野崎、沼、石島、後閑、大藪、田井、築港、宇野、和田、御崎、向日比、深井町、羽根崎町、明神町、日比、渋川

(1) の図面



0 2000 m

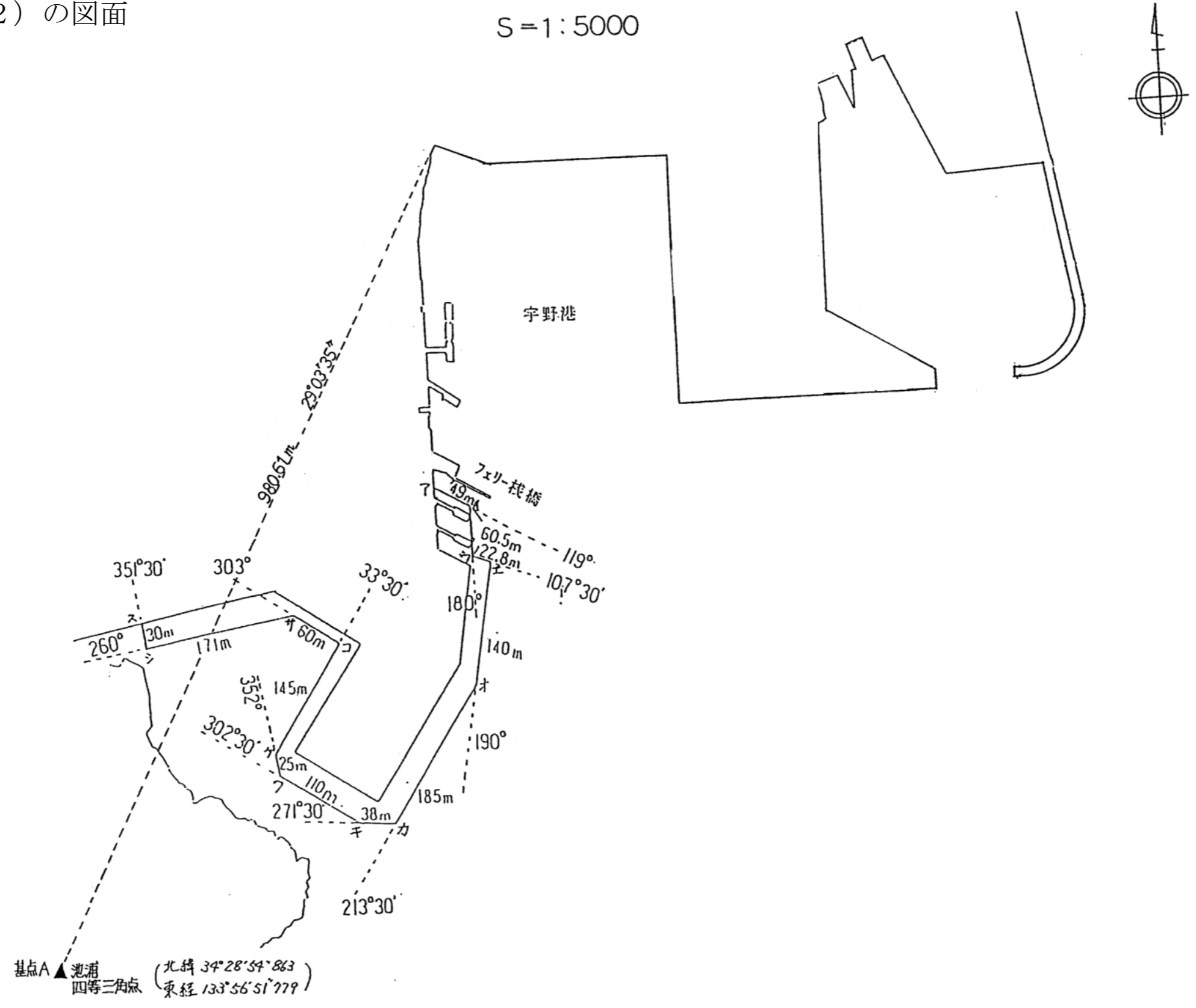
1 : 50,000



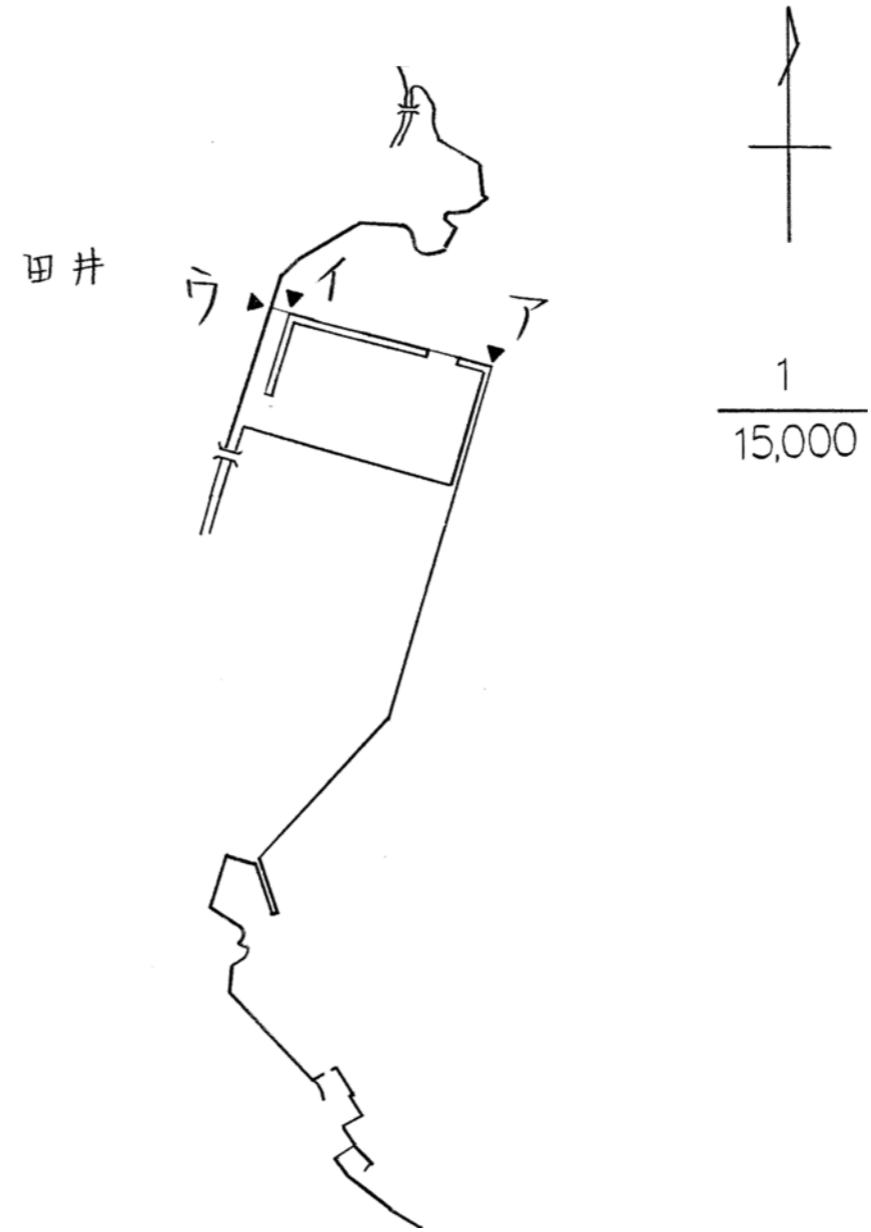
岡共第 104 号
第 2 種共同漁業権

(2) の図面

S=1:5000



(3) の図面



1 免許番号 岡共第105号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
建網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 玉野市大槌島北地先

4 漁場の区域 基点第1025号及び点ア、基点第1026号及び点イをそれぞれ結んだ直線並びに基点第1025号及び基点第1026号の間（大槌島北側）における最大高潮時海岸線から沖出し50メートルの線によって囲まれた区域

点の位置

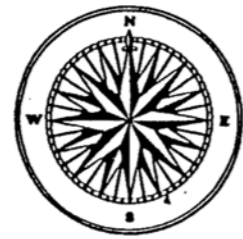
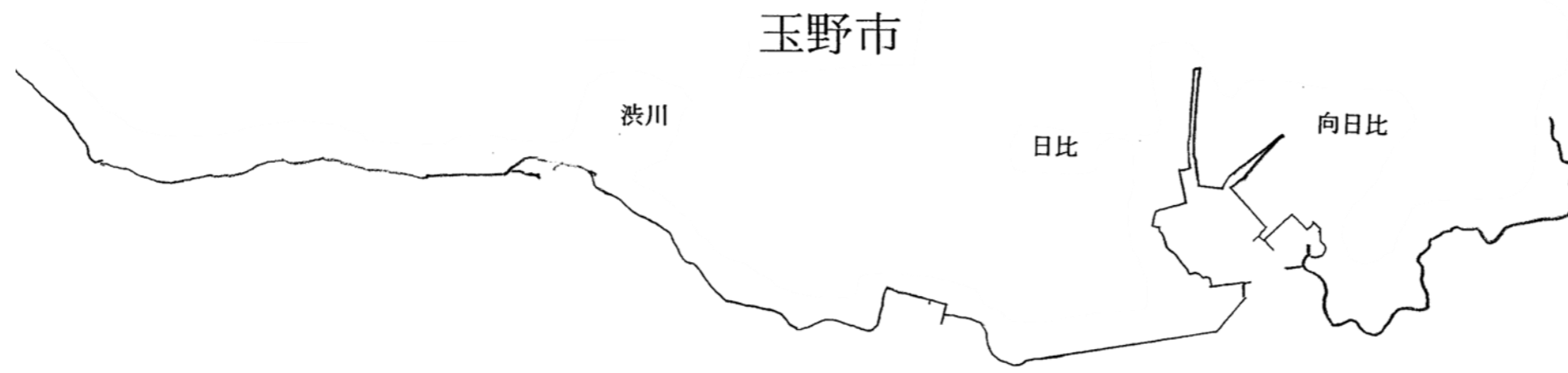
基点第1025号 玉野市大槌島東側岡山県・香川県界に設置した標識

基点第1026号 玉野市大槌島西側岡山県・香川県界に設置した標識

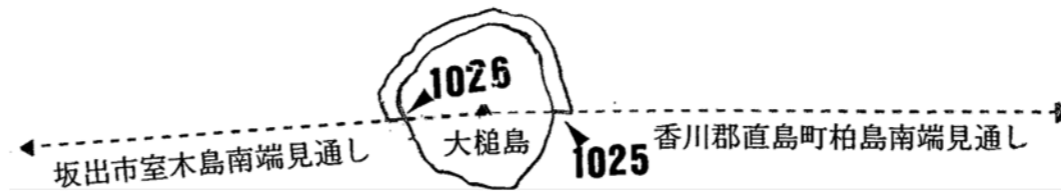
点ア 基点第1025号から香川県香川郡直島町柏島南端
見通し線上基点第1025号から50メートルの点

点イ 基点第1026号から香川県坂出市室木島南端見通し
線上基点第1026号から50メートルの点

5 関係地区 玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、梶岡、東田井地、西田井地、山田、東野崎、沼、石島、後閑、大藪、田井、築港、宇野、和田、御崎、向日比、深井町、羽根崎町、明神町、日比、渋川



1:25,000



岡共第 105 号
第 2 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第106号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 玉野市田井、大藪、後閑地先

4 漁場の区域 基点第1007号、点ア、イ及び基点第1016号の各点を
順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区
域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第1007号 玉野市後閑笠石の鼻突端に設置した標識

基点第1011号 玉野市後閑平成橋東詰南端に設置した標識

基点第1013号 玉野市大藪南ヶ崎突端に設置した標識

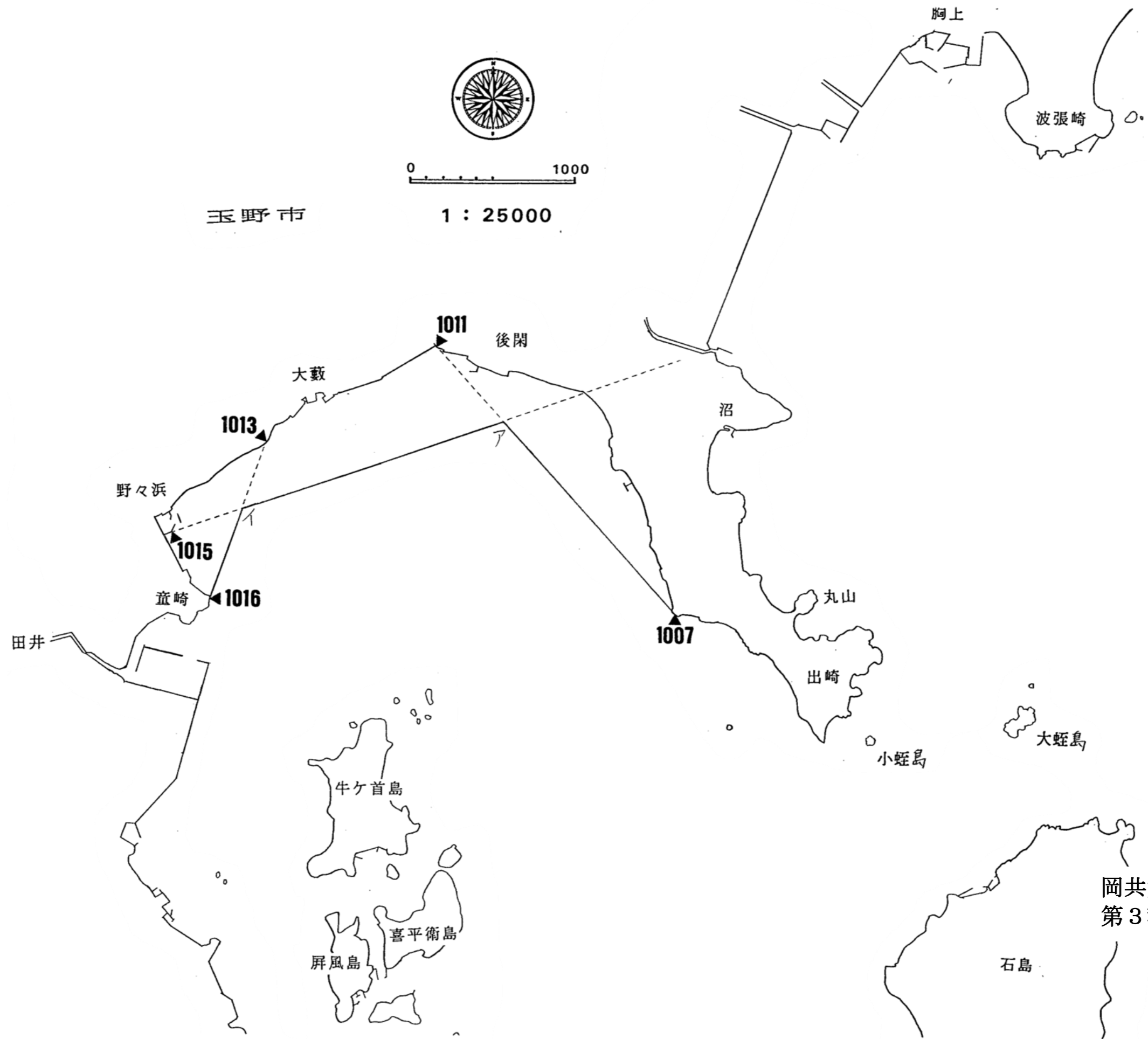
基点第1015号 玉野市田井5丁目野々浜港南側防波堤北東角に設置
した標識

基点第1016号 玉野市田井童崎突端一本石に設置した標識

点ア 基点第1007号から基点第1011号見通し線
と、基点第1015号から玉野市後閑鳥打峠見通し線
との交差点

点イ 基点第1015号から玉野市後閑鳥打峠見通し線
と、基点第1013号から基点第1016号見通し線
との交差点

5 関係地区 玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、梶岡、東田井地、
西田井地、山田、東野崎、沼、石島、後閑、大藪、田井、築港、
宇野、和田、御崎、向日比、深井町、羽根崎町、明神町、日比、
渋川



岡共第 106 号
第 3 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第107号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 玉野市番田大入崎地先

4 漁場の区域 基点第902号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第903号の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第902号 玉野市番田大入崎北東端に設置した標識

基点第903号 玉野市番田大入崎南東端に設置した標識

基点第913号 玉野市番田大入崎養魚場跡防波堤北端角に設置した標識

基点第915号 玉野市番田鉾島東端に設置した標識

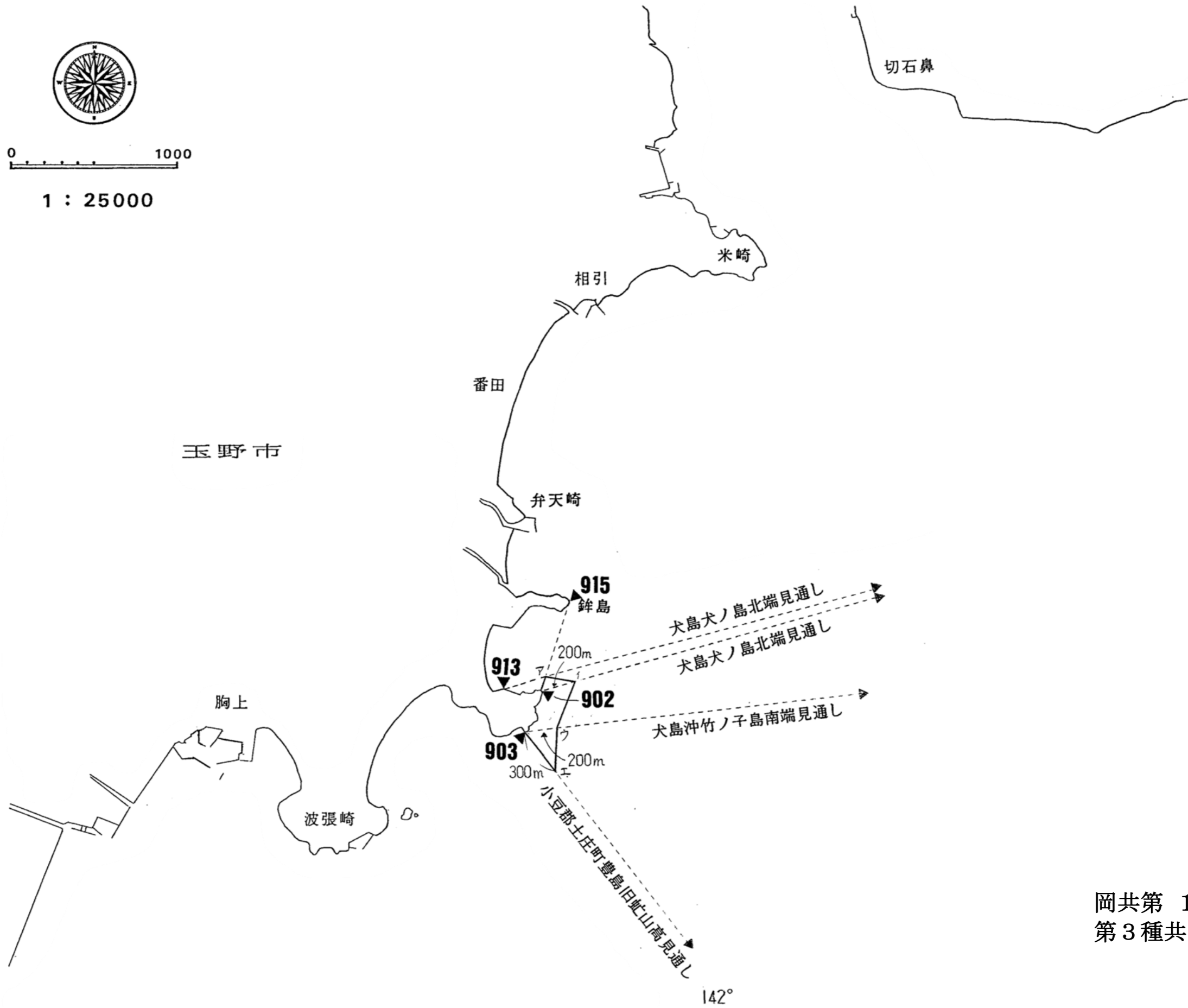
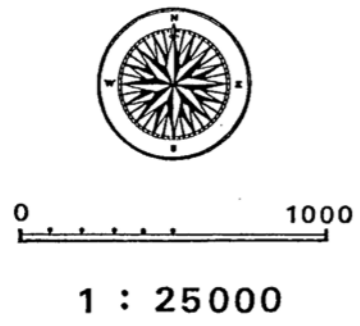
点ア 基点第902号から基点第915号見通し線と、基点第913号から岡山市東区犬島犬の島北端見通し線との交差点

点イ 基点第902号から岡山市東区犬島犬の島北端見通し線上基点第902号から200メートルの点

点ウ 基点第903号から岡山市東区犬島沖竹の子島南端見通し線上基点第903号から200メートルの点

点エ 基点第903号から真方位142度見通し線上（香川県小豆郡土庄町豊島旧虻山高見通し線上）基点第903号から300メートルの点

5 関係地区 玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、梶岡、東田井地、西田井地、山田、東野崎、沼、石島、後閑、大藪、田井、築港、宇野、和田、御崎、向日比、深井町、羽根崎町、明神町、日比、渋川



岡共第 107 号
第 3 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第108号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 玉野市後閑地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によっ
て囲まれた区域

点の位置

基点第1010号 玉野市後閑山田中学校2階建校舎北西角

基点第1011号 玉野市後閑平成橋東詰南端に設置した標識

基点第1013号 玉野市大藪南ヶ崎突端に設置した標識

基点第1030号 玉野市後閑牛ヶ浦突端に設置した標識

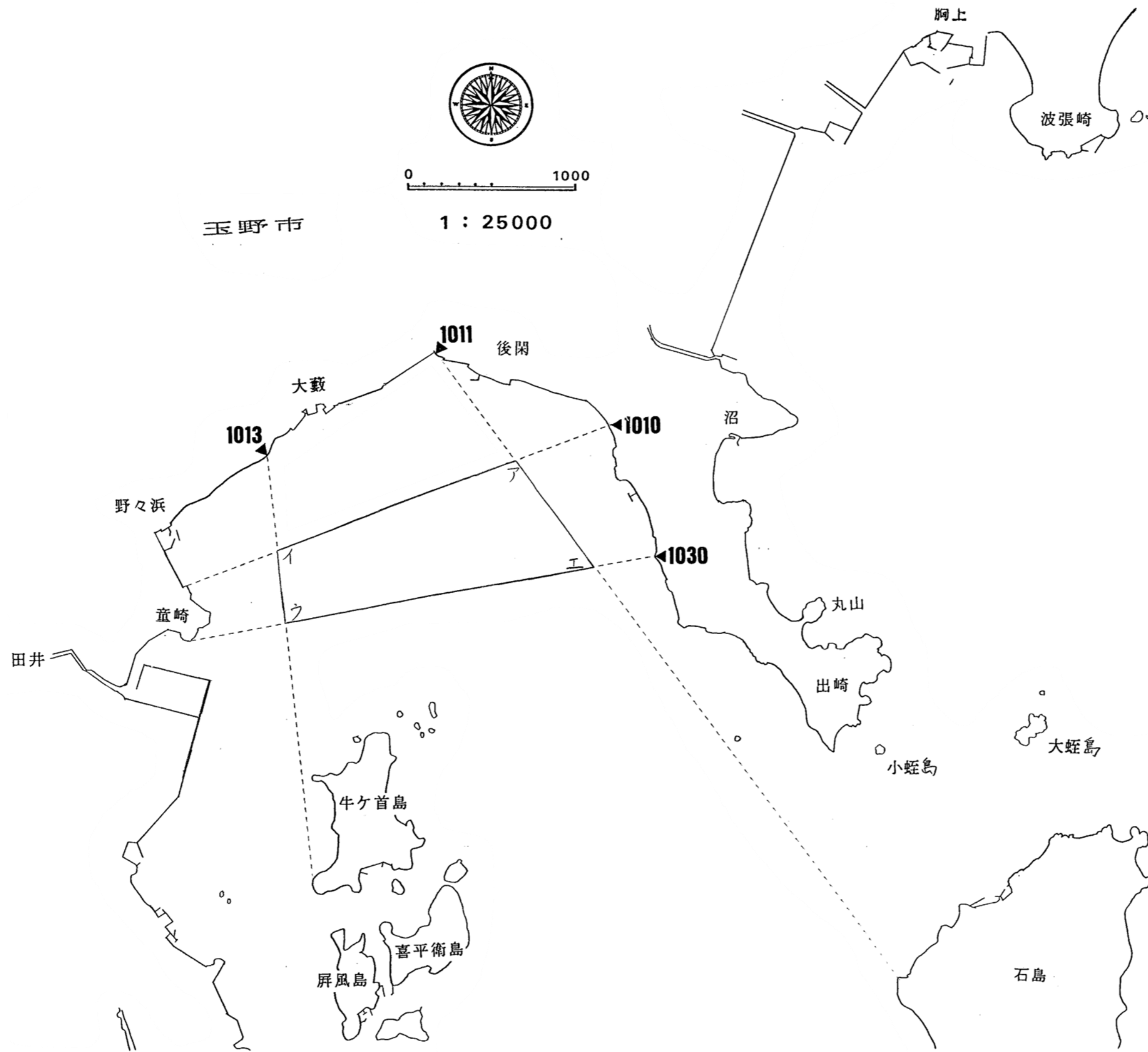
点ア 基点第1010号から玉野市田井童崎北端見通し線
と、基点第1011号から玉野市石島へラガ崎突端見
通し線との交差点

点イ 基点第1013号から香川県香川郡直島町牛ヶ首島
西端見通し線と、基点第1010号から玉野市田井童
崎北端見通し線との交差点

点ウ 基点第1013号から香川県香川郡直島町牛ヶ首島
西端見通し線と、基点第1030号から玉野市田井童
崎南端見通し線との交差点

点エ 基点第1030号から玉野市田井童崎南端見通し線
と、基点第1011号から玉野市石島へラガ崎突端見
通し線との交差点

5 関係地区 玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、梶岡、東田井地、
西田井地、山田、東野崎、沼、石島、後閑、大藪、田井、築港、
宇野、和田、御崎、向日比、深井町、羽根崎町、明神町、日比、
渋川



大八町

岡共第 108 号
第 3 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第109号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 玉野市深井町中鼻地先

4 漁場の区域 点アを中心に半径125メートルの円で囲まれた区域
点の位置

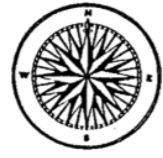
基点第1045号 玉野市深井町犬戻鼻突端に設置した標識

基点第1046号 玉野市深井町中鼻突端に設置した標識

基点第1047号 玉野市深井町長磯鼻突端に設置した標識

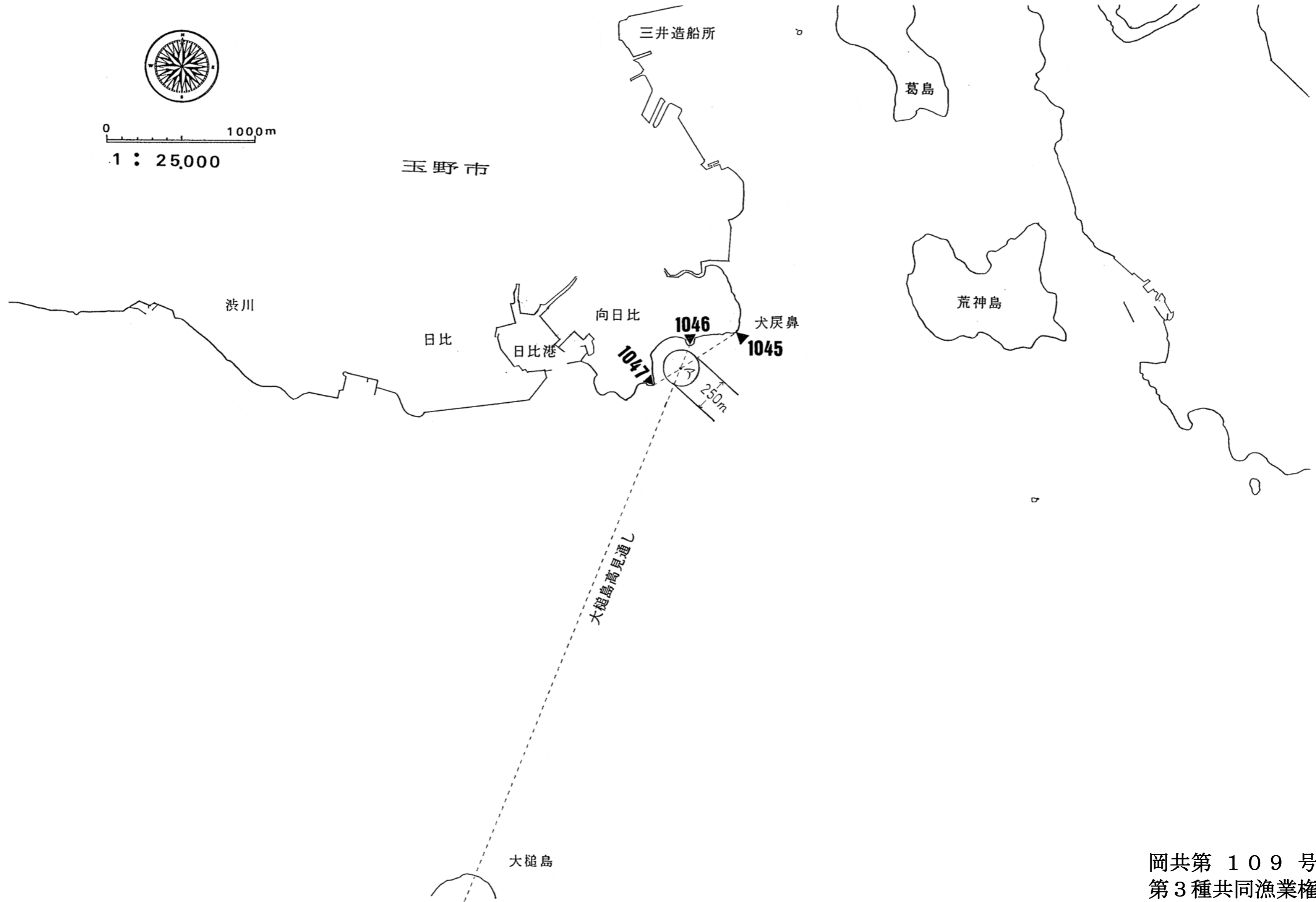
点ア 基点第1047号から基点第1045号見通し線
と、基点第1046号から大槌島高見通し線との交差
点

5 関係地区 玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、梶岡、東田井地、
西田井地、山田、東野崎、沼、石島、後閑、大藪、田井、築港、
宇野、和田、御崎、向日比、深井町、羽根崎町、明神町、日比、
渋川



0 1000m

1 : 25,000



岡共第 109 号
第 3 種共同漁業権

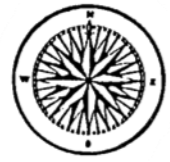
- 1 免許番号 岡共第110号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 玉野市深井町長磯鼻地先

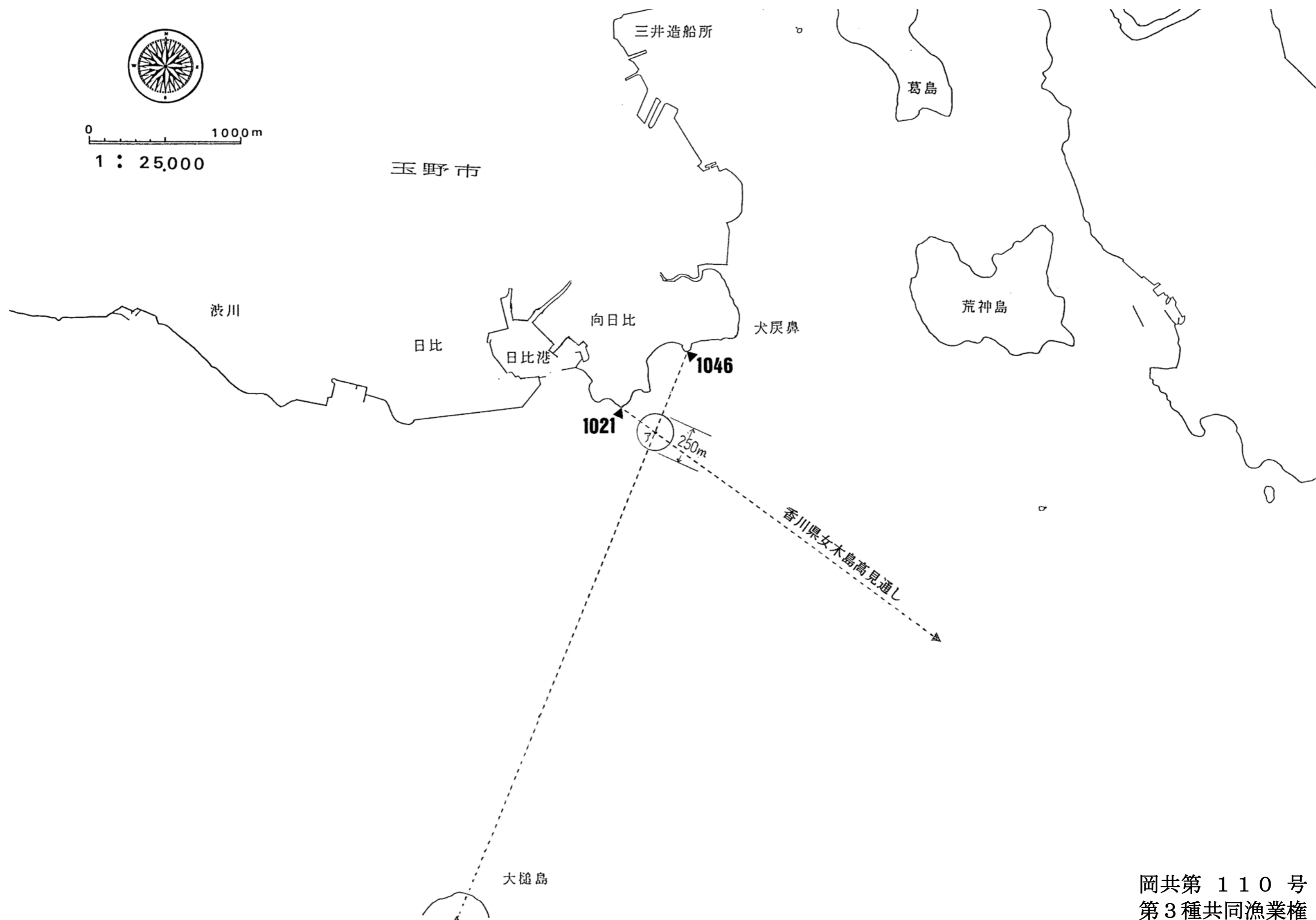
- 4 漁場の区域 点アを中心に半径125メートルの円で囲まれた区域
点の位置
基点第1021号 玉野市向日比2丁目松ヶ鼻突端に設置した標識
基点第1046号 玉野市深井町中鼻突端に設置した標識
点ア 基点第1021号から香川県女木島高見通し線と、
基点第1046号から大槌島高見通し線との交差点

- 5 関係地区 玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、梶岡、東田井地、
西田井地、山田、東野崎、沼、石島、後閑、大藪、田井、築港、
宇野、和田、御崎、向日比、深井町、羽根崎町、明神町、日比、
渋川



0 1000m

1 : 25,000



岡共第 110 号
第 3 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第111号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
わかめ漁業
2月16日から9月30日まで

3 漁場の位置 倉敷市下津井地先

4 漁場の区域 基点第1215号、点ア、イ及び基点第1217号の各点を
順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区
域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第1215号 倉敷市下津井1丁目祇園神社

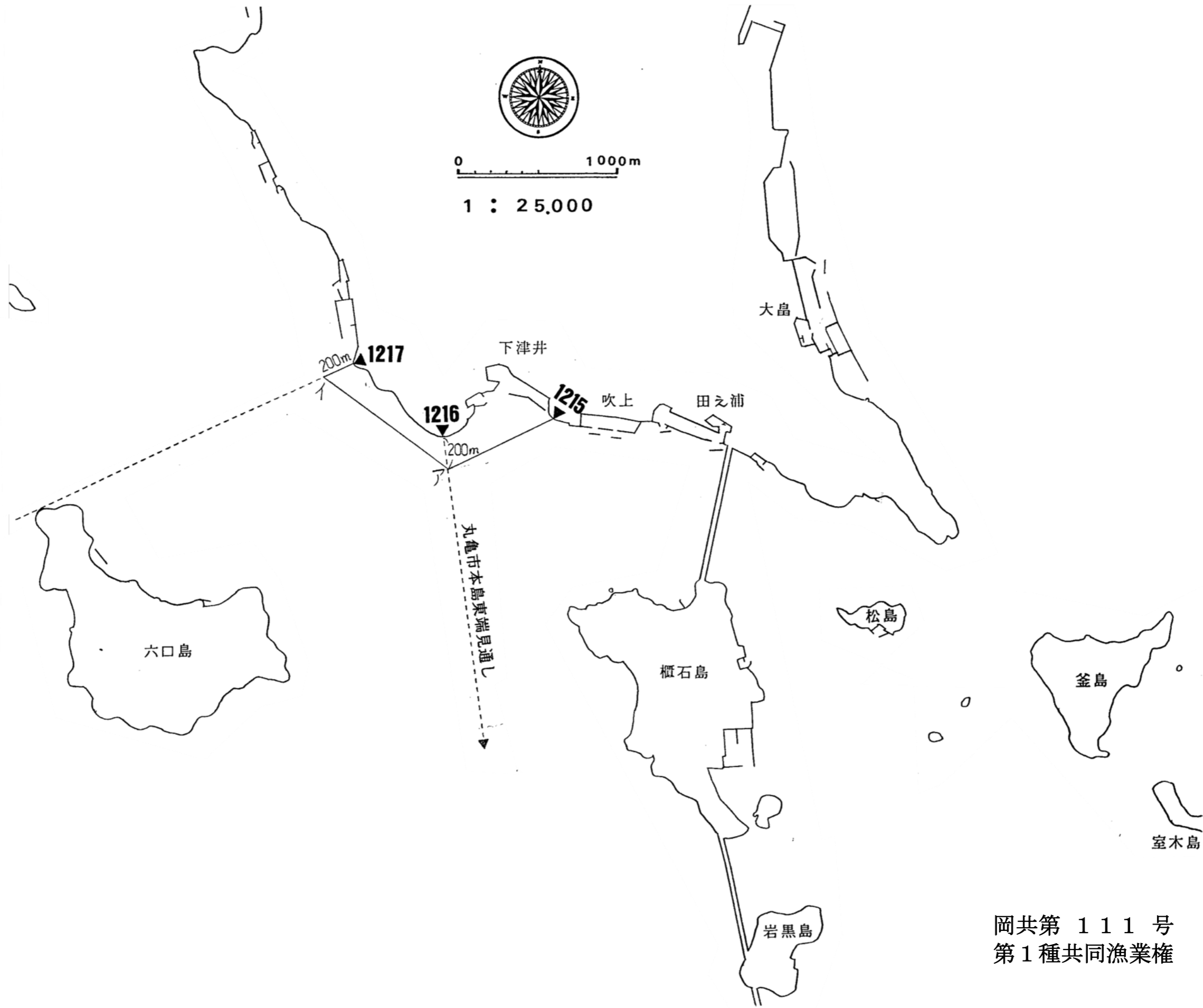
基点第1216号 倉敷市下津井4丁目灯籠崎（西ノ崎）突端に設置し
た標識

基点第1217号 倉敷市下津井5丁目松岩に設置した標識

点ア 基点第1216号から香川県丸亀市本島東端見通し
線上基点第1216号から200メートルの点

点イ 基点第1217号から倉敷市六口島北西端見通し線
上基点第1217号から200メートルの点

5 関係地区 倉敷市（旧児島市）



岡共第 111 号
第1種共同漁業権

- 1 免許番号 岡共第112号

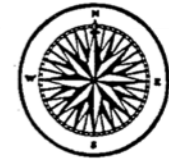
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
あさり漁業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 倉敷市堅場島東地先

- 4 漁場の区域 基点第1202号、点ア、イ及び基点第1202号の各点を
順次結んだ3直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第1201号 倉敷市・玉野市界松ヶ鼻突端大石に設置した標識
基点第1202号 倉敷市堅場島南端に設置した標識
基点第1204号 倉敷市児島田の口5丁目田の口東防波堤突端灯籠
点ア 基点第1201号から基点第1202号見通し線
と、基点第1204号から玉野市大槌島東北端見通し
線との交差点
点イ 基点第1202号から玉野市日比6丁目鼻操鼻突端
見通し線と、基点第1204号から玉野市大槌島東北
端見通し線との交差点

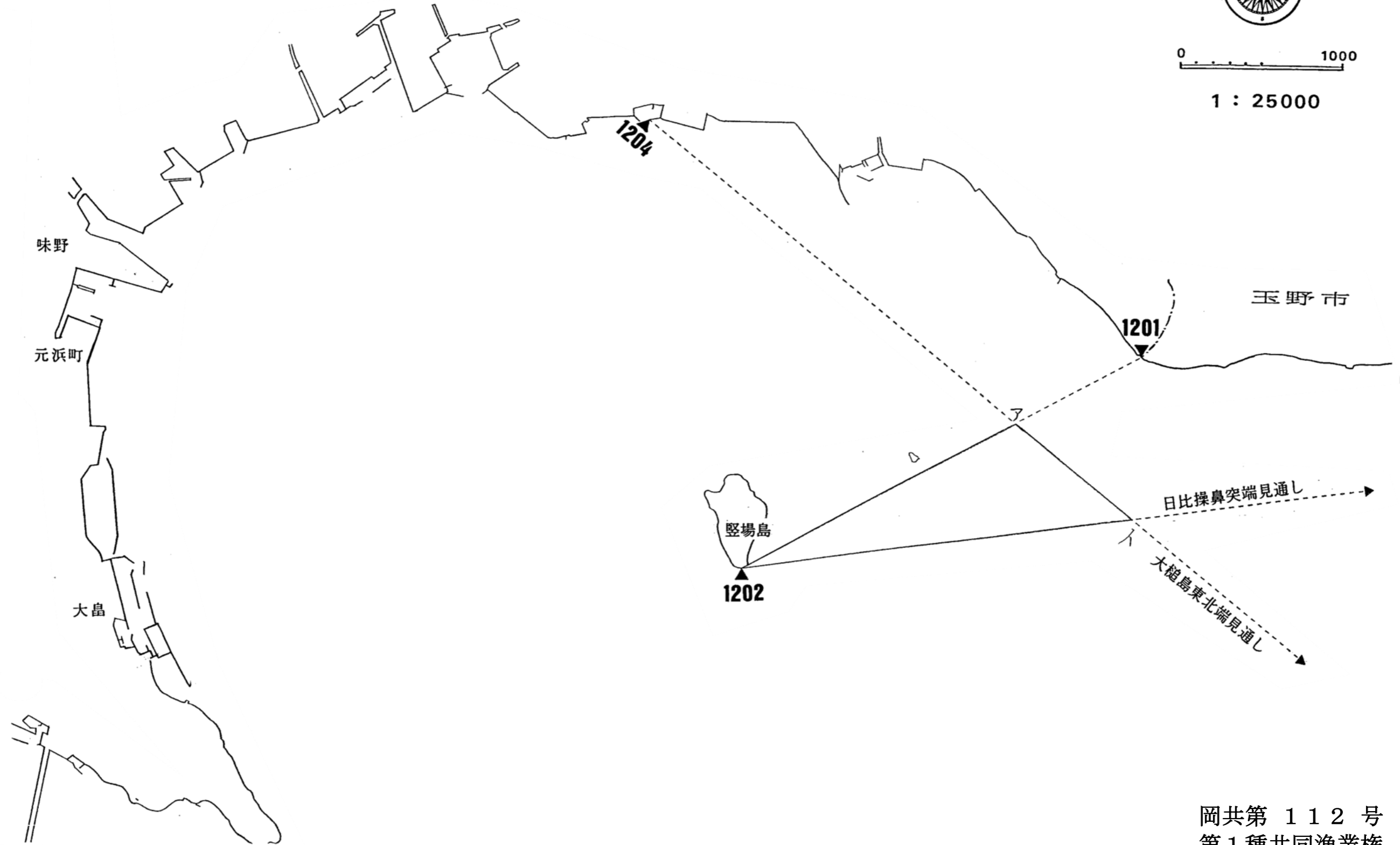
- 5 関係地区 倉敷市（旧児島市）

倉敷市



0 1000

1 : 25000



岡共第 112 号
第 1 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第113号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
なまこ漁業
11月1日から翌年3月31日まで

3 漁場の位置 倉敷市大島、児島（元浜町、味野、下の町、田の口、唐琴）
地先

4 漁場の区域 次に掲げる（1）の区域のうち（2）に掲げる区域を除いた
区域

（1）基点第1201号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び点ケの各点
を順次結んだ10直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただ
し、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

- 基点第1201号 倉敷市・玉野市界松ヶ鼻突端大石に設置した標識
- 基点第1203号 倉敷市児島唐琴4丁目鵜石鼻防波堤突端に設置した
標識
- 基点第1206号 倉敷市児島下の町9-18-34福山通運株式会社
児島営業所岸壁南西端角に設置した標識
- 基点第1210号 倉敷市児島元浜町児島ボートレース場駐車場東側護
岸角に設置した標識
- 基点第1212号 倉敷市大島久須美鼻突端に設置した標識
- 基点第1257号 倉敷市児島味野浜の宮突端に設置した標識
- 基点第1286号 倉敷市児島小川町3697-4倉敷市児島環境セン
ター岸壁東端角に設置した標識
- 基点第1287号 倉敷市大島地先大規模増殖場護岸北東端角に設置し
た標識

点ア 基点第1201号から香川県坂出市王越町乃生岬西端
見通し線上基点第1201号から100メートルの点

点イ 基点第1203号から倉敷市堅場島東端見通し線上基
点第1203号から100メートルの点

点ウ 基点第1206号から倉敷市堅場島西端見通し線上基
点第1206号から100メートルの点

点エ 基点第1286号から倉敷市堅場島北端見通し線上基
点第1286号から100メートルの点

点オ 基点第1257号から倉敷市堅場島北端見通し線上基
点第1257号から100メートルの点

点カ 基点第1210号から倉敷市堅場島北端見通し線上基
点第1210号から100メートルの点

点キ 基点第1287号から倉敷市堅場島北端見通し線上基
点第1287号から100メートルの点

点ク 基点第1212号から倉敷市堅場島南端見通し線上基
点第1212号から100メートルの点

点ケ 基点第1212号から倉敷市釜島西端見通し線上基点
第1212号から100メートルの点

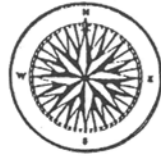
（2）点A、B、C、及び点Dを順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによっ
て囲まれた区域

点の位置

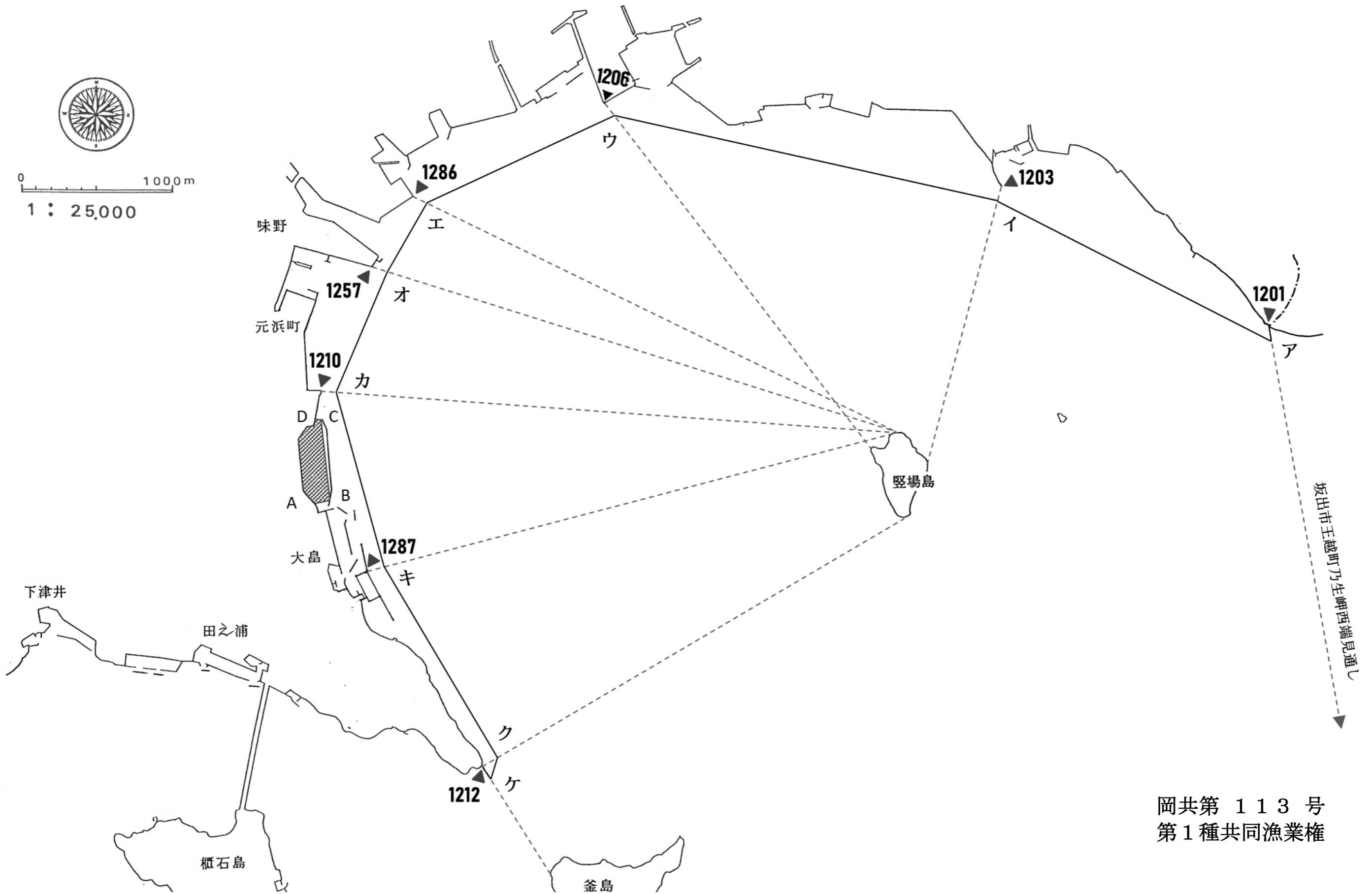
- 点A 倉敷市大島1丁目1743番地（同6番13号）北端より市道上パ
ラペットの側溝の南端に設置した標識
- 点B 倉敷市児島元浜町6番地3地先防波堤上部南端（水平面南端）
- 点C 倉敷市児島元浜町6番地3地先防波堤北端（基部）
- 点D 倉敷市児島元浜町88番地22地先児島ボートレース場北の側壁
の東端に設置した標識

5 関係地区 倉敷市（旧児島市）

倉敷市



0 1000m
1 : 25,000



岡共第 113 号
第 1 種共同漁業権

- 1 免許番号 岡共第114号

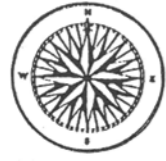
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
なまこ漁業
11月1日から翌年3月31日まで

- 3 漁場の位置 倉敷市堅場島地先

- 4 漁場の区域 倉敷市堅場島の最大高潮時海岸線から150メートルの線に
よって囲まれた区域

- 5 関係地区 倉敷市（旧児島市）

倉敷市



0 1000m

1 : 25,000



岡共第 114 号
第1種共同漁業権

1 免許番号 岡共第115号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第1種共同漁業

なまこ漁業

11月1日から翌年3月31日まで

わかめ漁業

2月16日から9月30日まで

3 漁場の位置 倉敷市下津井地先

4 漁場の区域 基点第1212号、第1222号、点ア、イ、ウ及び基点第1214号の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第1212号 倉敷市大島久須美鼻突端に設置した標識

基点第1214号 倉敷市下津井吹上2丁目吹上港西防波堤灯籠

基点第1222号 倉敷市釜島西端に設置した標識

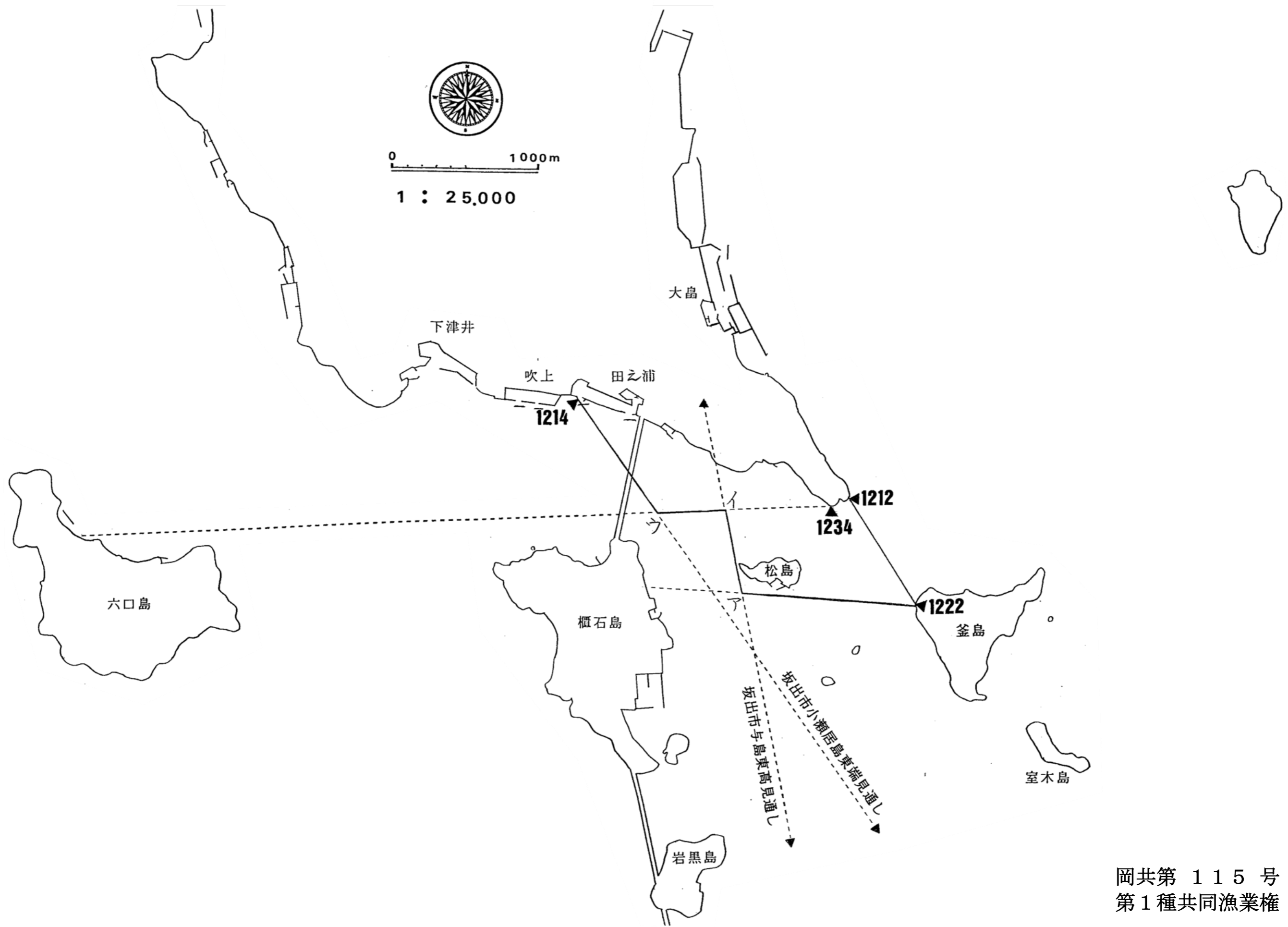
基点第1234号 倉敷市大島久須美鼻南端に設置した標識

点ア 基点第1222号から香川県坂出市櫃石島合戸鼻見
通し線と、倉敷市大島鷺羽山山頂から香川県坂出市与
島東の高見通し線との交差点

点イ 基点第1234号から倉敷市六口島牛ヶ首見通し線
と、倉敷市大島鷺羽山山頂から香川県坂出市与島東の
高見通し線との交差点

点ウ 基点第1234号から倉敷市六口島牛ヶ首見通し線
と、基点第1214号から香川県坂出市小瀬居島東端
見通し線との交差点

5 関係地区 倉敷市（旧児島市）



岡共第 115 号
 第1種共同漁業権

1 免許番号 岡共第116号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
わかめ漁業
2月16日から9月30日まで

3 漁場の位置 倉敷市釜島地先

4 漁場の区域 基点第1220号と点ア、基点第1221号と点イをそれぞれ結んだ直線並びに基点第1220号と基点第1221号の間（釜島東側）における最大高潮時海岸線から沖出し150メートルの線によって囲まれた区域及び基点第1221号と点ウ、基点第1220号と点エをそれぞれ結んだ直線並びに基点第1221号と基点第1220号の間（釜島西側）における最大高潮時海岸線から沖出し30メートルの線によって囲まれた区域

点の位置

基点第1220号 倉敷市釜島東北端に設置した標識

基点第1221号 倉敷市釜島南端に設置した標識

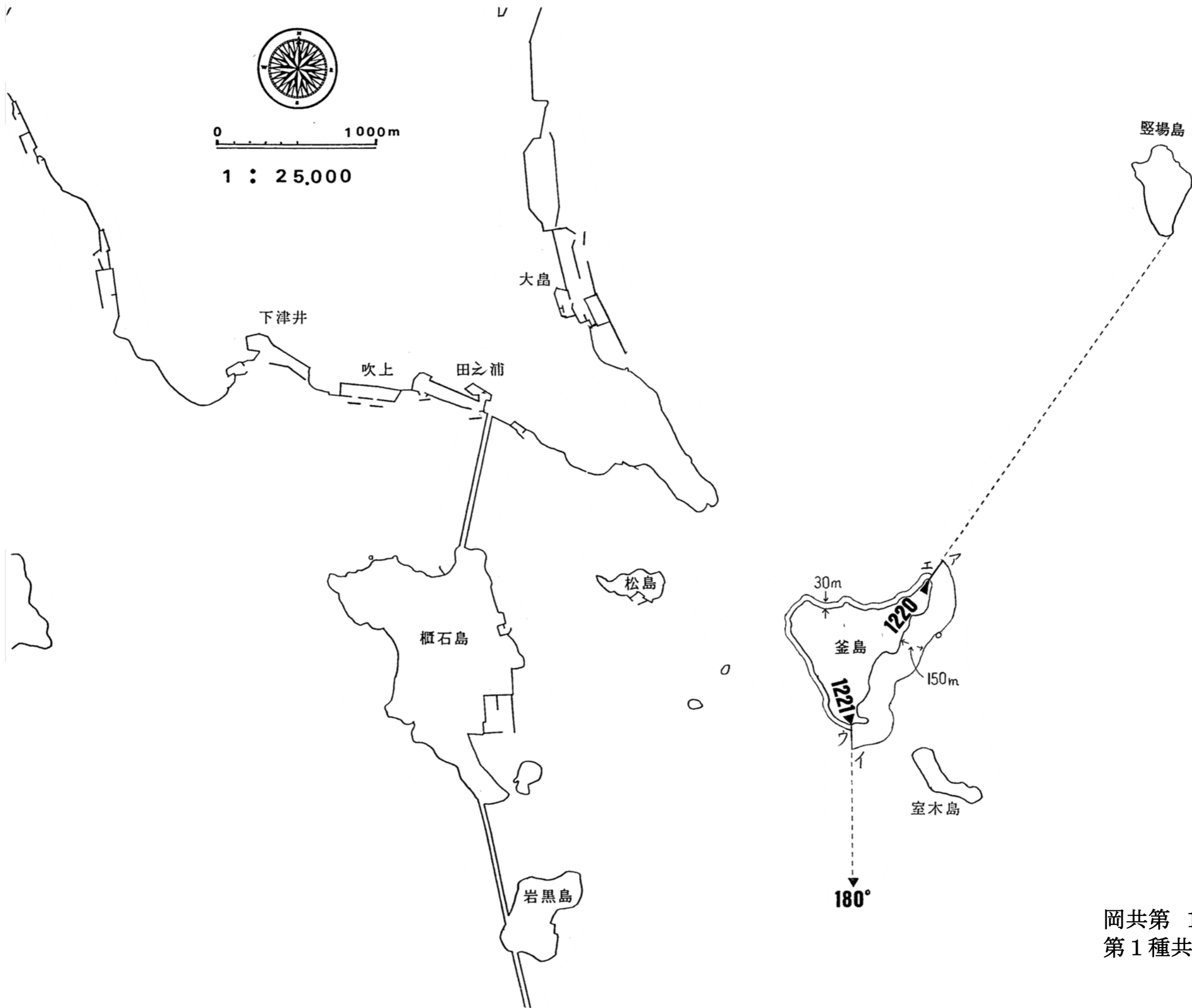
点ア 基点第1220号から倉敷市堅場島南東端見通し線上基点第1220号から150メートルの点

点イ 基点第1221号から真方位180度見通し線上基点第1221号から150メートルの点

点ウ 基点第1221号から真方位180度見通し線上基点第1221号から30メートルの点

点エ 基点第1220号から倉敷市堅場島南東端見通し線上基点第1220号から30メートルの点

5 関係地区 倉敷市（旧児島市）



岡共第 116 号
第 1 種共同漁業権

5 関係地区 倉敷市（旧児島市）

- 1 免許番号 岡共第117号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
わかめ漁業
2月16日から9月30日まで

- 3 漁場の位置 倉敷市六口島地先

- 4 漁場の区域 基点第1225号と点ア、基点第1227号と点イをそれぞれ結んだ直線並びに基点第1225号と基点第1227号の間（六口島西側）における最大高潮時海岸線から沖出し150メートルの線によって囲まれた区域及び基点第1227号と点ウ、基点第1225号と点エをそれぞれ結んだ直線並びに基点第1227号と基点第1225号の間（六口島東側）における最大高潮時海岸線から沖出し30メートルの線によって囲まれた区域

点の位置

基点第1225号 倉敷市六口島南端に設置した標識

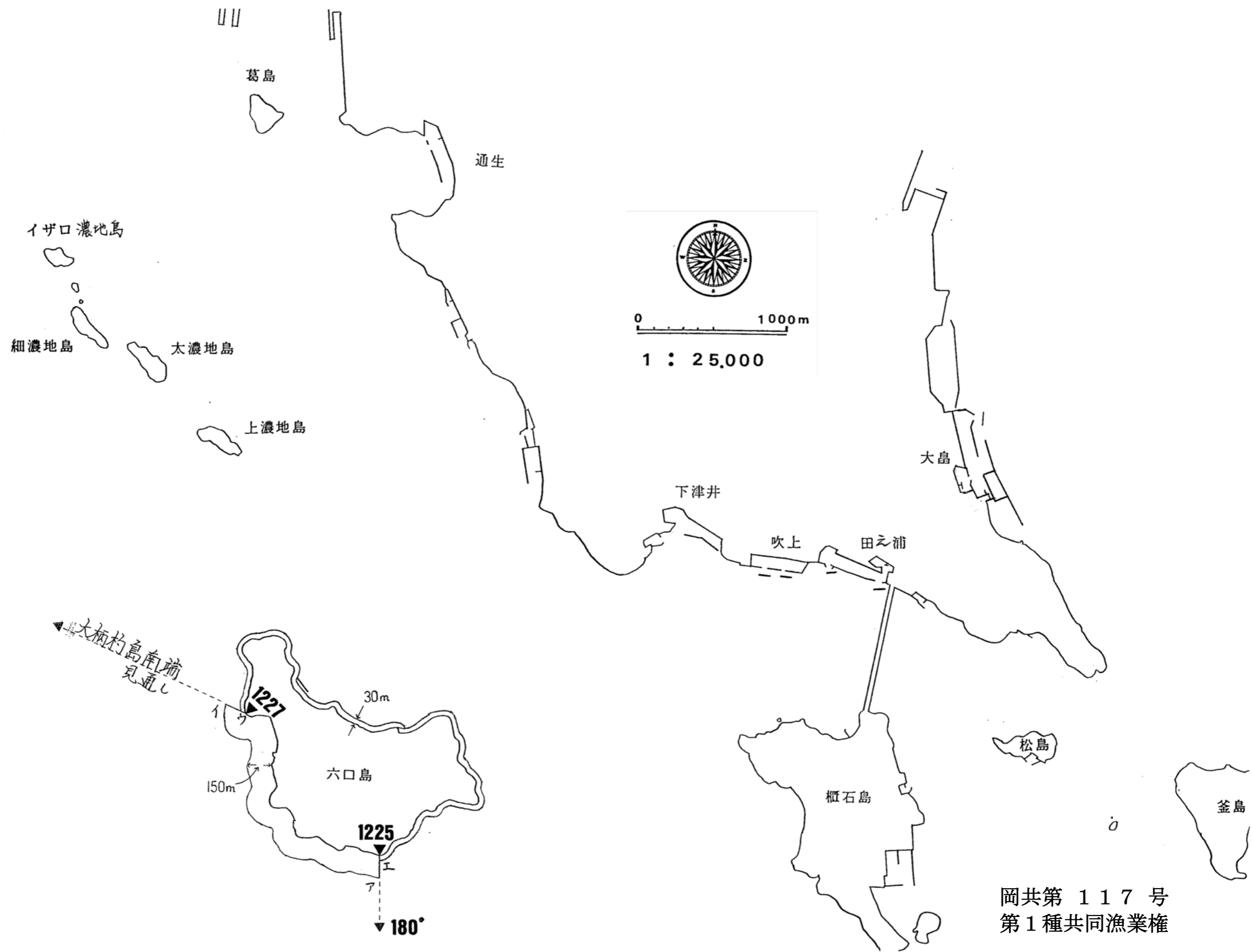
基点第1227号 倉敷市六口島西の中浜突端（大首西ノ鼻）に設置した標識

点ア 基点第1225号から真方位180度見通し線上基点第1225号から150メートルの点

点イ 基点第1227号から倉敷市大柄杓島南端見通し線上基点第1227号から150メートルの点

点ウ 基点第1227号から倉敷市大柄杓島南端見通し線上基点第1227号から30メートルの点

点エ 基点第1225号から真方位180度見通し線上基点第1225号から30メートルの点



岡共第 117 号
第 1 種共同漁業権

線と点アから浅口市寄島町竜王山山頂見通し線との交差点

1 免許番号 岡共第118号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
わかめ漁業
2月16日から9月30日まで

3 漁場の位置 倉敷市濃地諸島地先

4 漁場の区域 点イ、ウ、エ、オ、カ及び点イの各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

点の位置

基点第1226号 倉敷市六口島北西端に設置した標識

基点第1242号 倉敷市上濃地島東端に設置した標識

基点第1244号 倉敷市太濃地島南端に設置した標識

基点第1246号 倉敷市児島塩生高島北端南側防波堤基部に設置した標識

基点第1288号 倉敷市水島川崎通1丁目地先水島港西1号防波堤突端に設置した標識

点ア 倉敷市菰池2丁目三百山三角点から香川県丸亀市広島町広島ハジカミ鼻突端見通し線と倉敷市下津井大室海岸線との交差点

点イ 基点第1242号から真方位90度見通し線上基点第1242号から50メートルの点

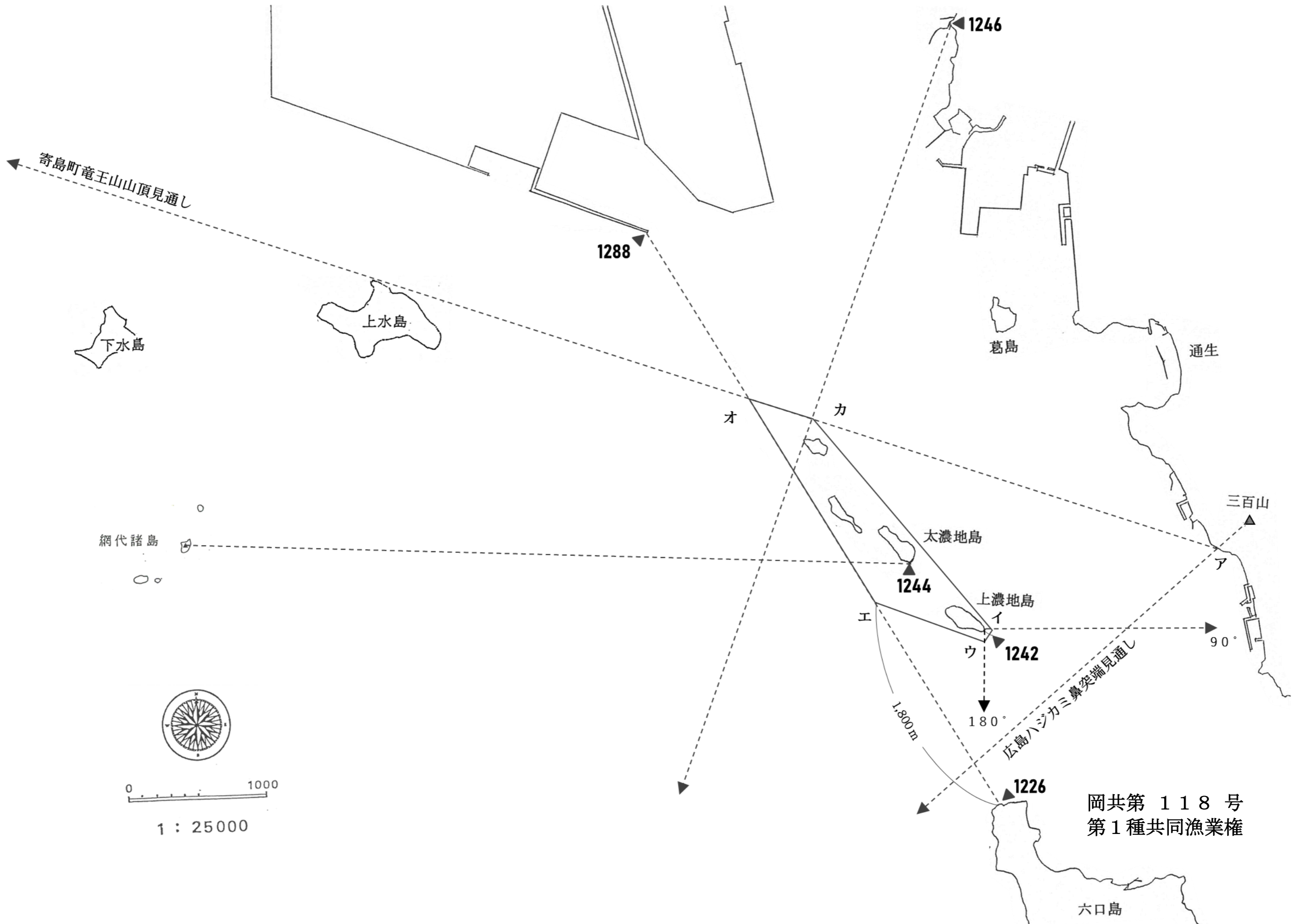
点ウ 基点第1242号から真方位180度見通し線上基点第1242号から100メートルの点

点エ 基点第1288号から基点第1226号見通し延長線上基点第1226号から1800メートルの点

点オ 基点第1288号から基点第1226号見通し延長線と点アから浅口市寄島町竜王山山頂見通し線との交差点

点カ 基点第1246号から倉敷市イザロ濃地島西端見通し

5 関係地区 倉敷市（旧児島市）



岡共第 118 号
第 1 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第119号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
わかめ漁業
2月16日から9月30日まで

3 漁場の位置 倉敷市上水島地先

4 漁場の区域 点イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び点イの各点を順次結んだ6直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第1239号 倉敷市上水島南端に設置した標識

基点第1260号 倉敷市イザロ濃地島西端に設置した標識

基点第1263号 倉敷市上水島南東端に設置した標識

基点第1265号 倉敷市上水島西端に設置した標識

基点第1273号 倉敷市水島川崎通1丁目JFEスチール西南端に設置した標識

基点第1288号 倉敷市水島川崎通1丁目地先水島港西1号防波堤突端に設置した標識

基点第1455号 倉敷市下水島北端に設置した標識

基点第1456号 倉敷市下水島東端に設置した標識

点ア 倉敷市菰池2丁目三百山三角点から香川県丸亀市広島町広島ハジカミ鼻突端見通し線と倉敷市下津井大室海岸線との交差点

点イ 点アから浅口市寄島町竜王山山頂見通し線と基点第1288号から上水島高頂見通し線との交差点

点ウ 基点第1263号から基点第1260号見通し線上基点第1263号から150メートルの点

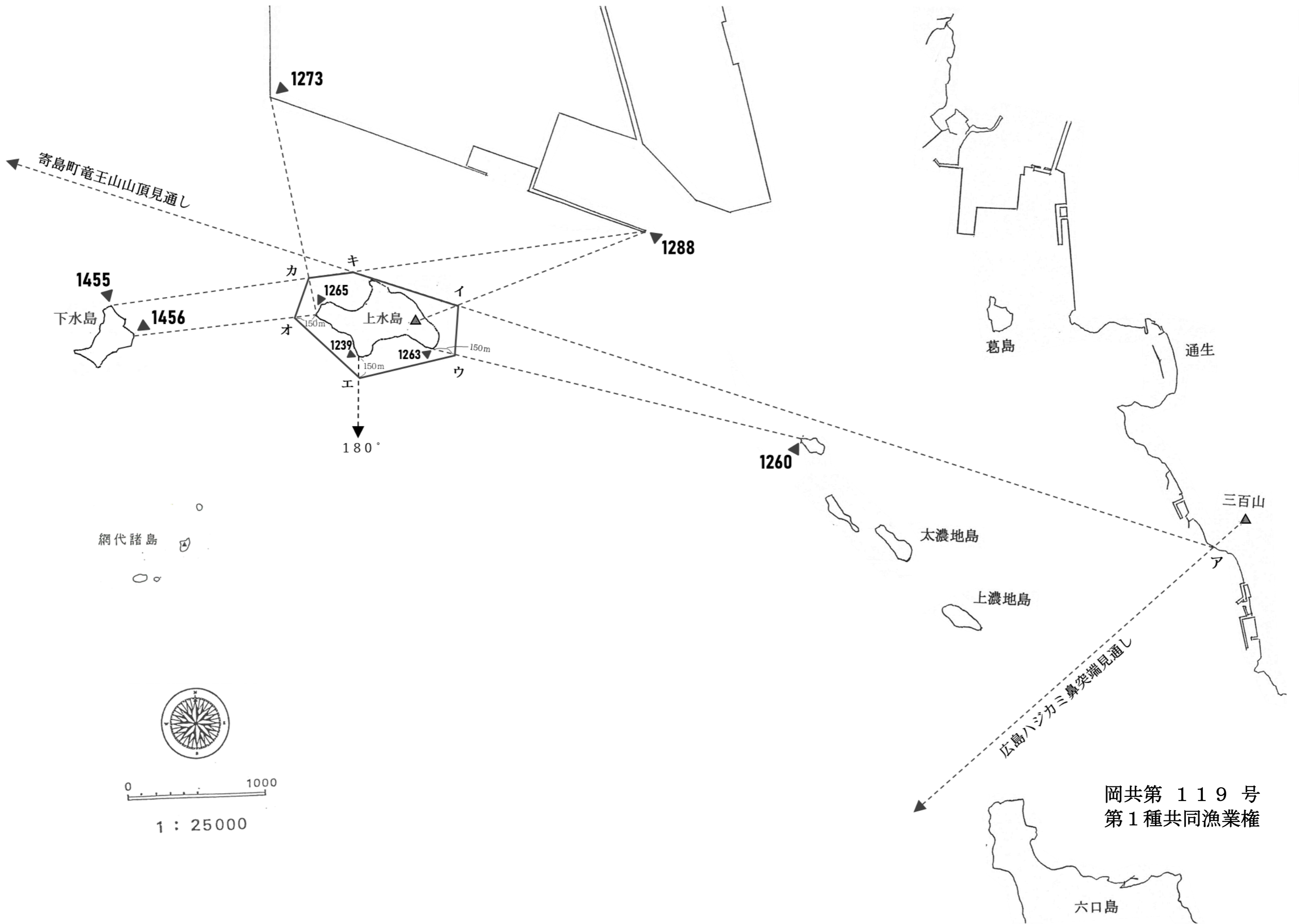
点エ 基点第1239号から真方位180度見通し線上基点第1239号から150メートルの点

点オ 基点第1265号から基点第1456号見通し線上基点第1265号から150メートルの点

点カ 基点第1265号から基点第1273号見通し線と基点第1288号から基点第1455号見通し線との交差点

点キ 点アから浅口市寄島町竜王山山頂見通し線と基点第1288号から基点第1455号見通し線との交差点

5 関係地区 倉敷市（旧児島市）



1 免許番号 岡共第120号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
わかめ漁業
2月16日から9月30日まで

3 漁場の位置 倉敷市網代諸島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次結んだ4直線と最大
高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

点の位置

基点第1227号 倉敷市六口島西の中浜突端（大首西ノ鼻）に設置した
標識

基点第1244号 倉敷市太濃地島南端に設置した標識

基点第1265号 倉敷市上水島西端に設置した標識

基点第1449号 倉敷市大柄杓島島頂に設置した標識

基点第1458号 倉敷市下水島南端に設置した標識

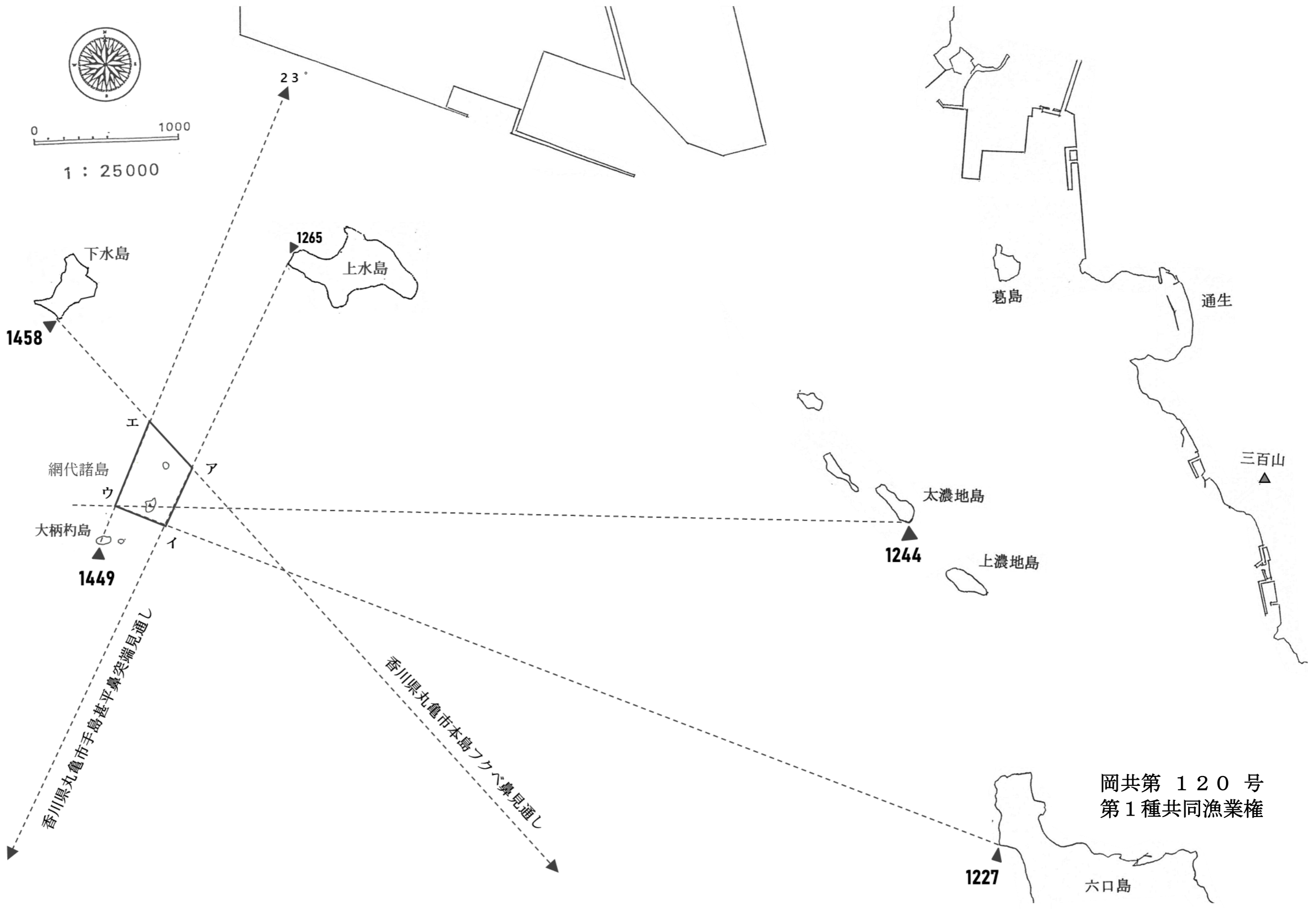
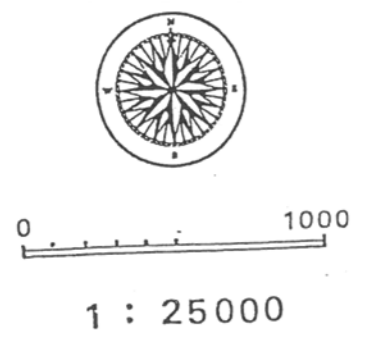
点ア 基点第1458号から香川県丸亀市本島フクベ鼻見通
し線と基点第1265号から香川県丸亀市手島甚平鼻突
端見通し線との交差点

点イ 基点第1265号から香川県丸亀市手島甚平鼻突端見
通し線と基点第1227号から点ウとの交差点

点ウ 基点第1244号から倉敷市小杓島島頂見通し線と基
点第1449号から真方位23度見通し線との交差点

点エ 基点第1449号から真方位23度見通し線と基点第
1458号から香川県丸亀市本島フクベ鼻見通し線との
交差点

5 関係地区 倉敷市（旧児島市）



1 免許番号 岡共第121号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
わかめ漁業
2月16日から9月30日まで

3 漁場の位置 倉敷市大島地先

4 漁場の区域 基点第1211号、点ア、イ及び基点第1212号の各点を
順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区
域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

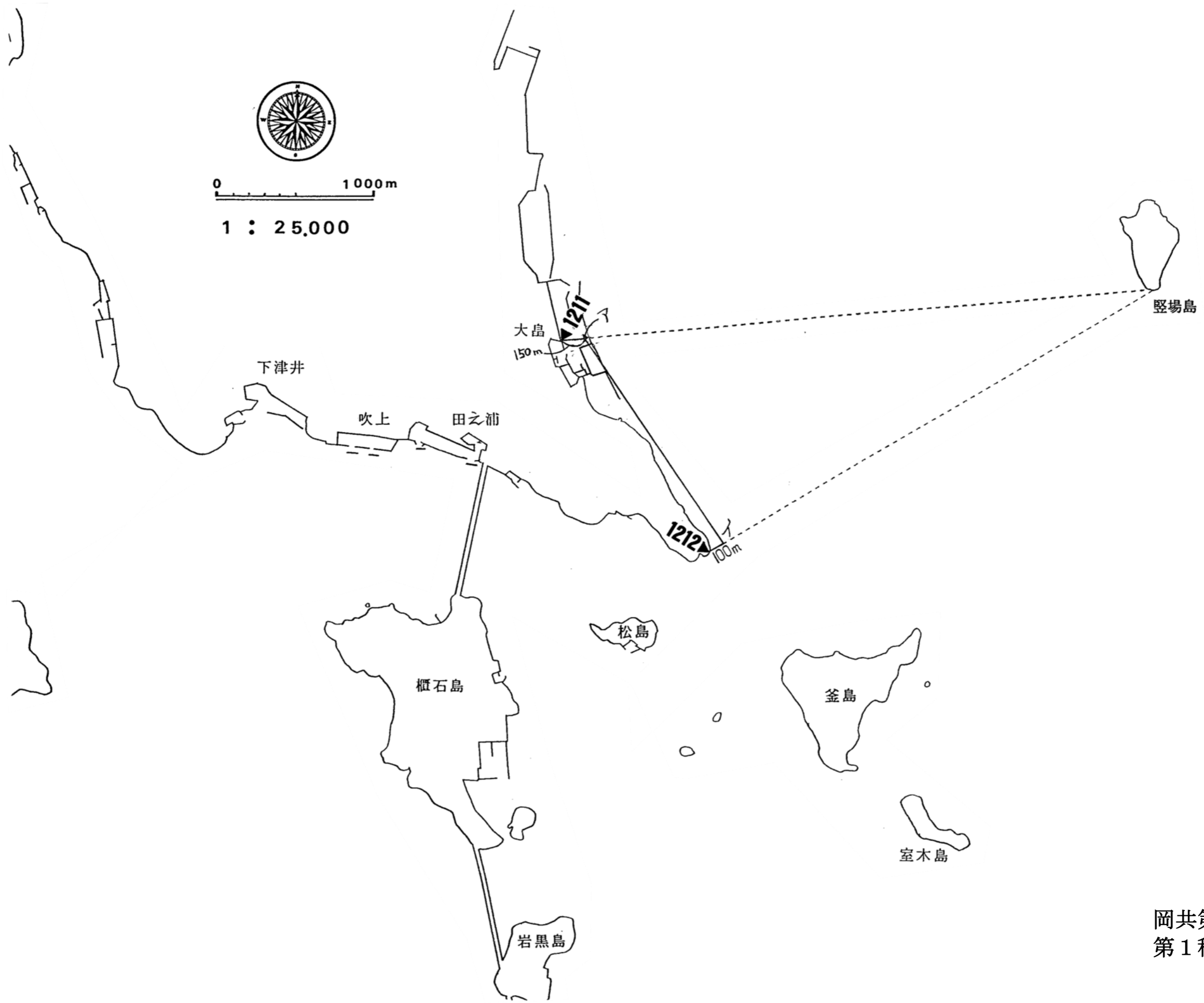
基点第1211号 倉敷市大島1丁目大島漁港北波止基部に設置した標
識

基点第1212号 倉敷市大島久須美鼻突端に設置した標識

点ア 基点第1211号から倉敷市堅場島南端見通し線上
基点第1211号から150メートルの点

点イ 基点第1212号から倉敷市堅場島南端見通し線上
基点第1212号から100メートルの点

5 関係地区 倉敷市(旧児島市)



岡共第 121 号
第 1 種共同漁業権

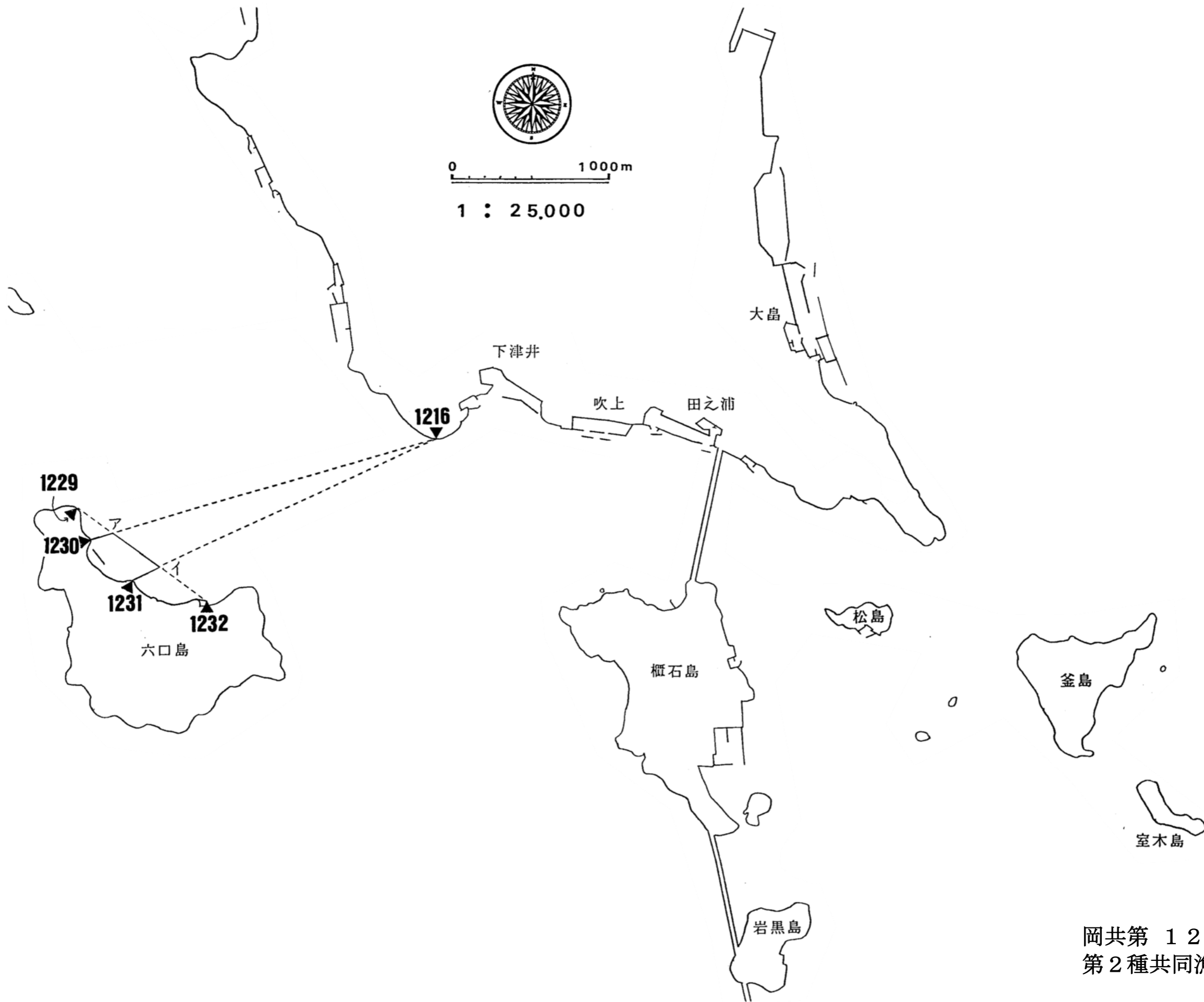
- 1 免許番号 岡共第122号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 倉敷市六口島北地先

- 4 漁場の区域 基点第1230号、点ア、イ及び基点第1231号の各点を
順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第1216号 倉敷市下津井4丁目灯籠崎（西ノ崎）突端に設置し
た標識
基点第1229号 倉敷市六口島牛の首北東端に設置した標識
基点第1230号 倉敷市六口島大首鼻赤辺の石に設置した標識
基点第1231号 倉敷市六口島茶屋鼻突端に設置した標識
基点第1232号 倉敷市六口島柳谷防波堤突端に設置した標識
点ア 基点第1230号から基点第1216号見通し線
と、基点第1229号から基点第1232号見通し線
との交差点
点イ 基点第1231号から基点第1216号見通し線
と、基点第1229号から基点第1232号見通し線
との交差点

- 5 関係地区 倉敷市（旧児島市）



岡共第 122 号
第 2 種共同漁業権

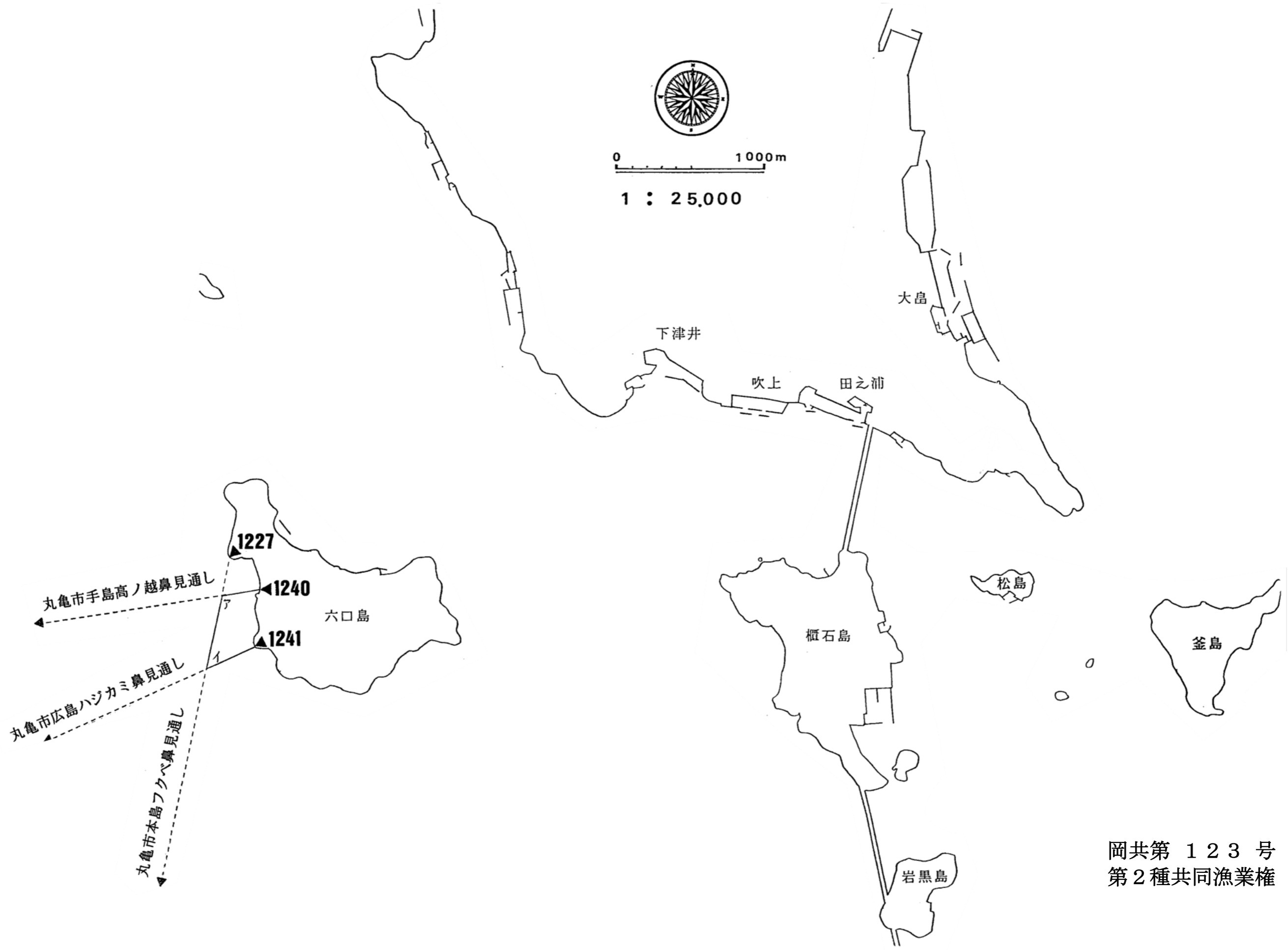
- 1 免許番号 岡共第123号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 倉敷市六口島西地先

- 4 漁場の区域 基点第1240号、点ア、イ及び基点第1241号の各点を
順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第1227号 倉敷市六口島西の中浜突端（大首西ノ鼻）に設置し
た標識
基点第1240号 倉敷市六口島五重の石塔
基点第1241号 倉敷市六口島長谷鼻に設置した標識
点ア 基点第1240号から香川県丸亀市手島高ノ越見通
し線と、基点第1227号から香川県丸亀市本島フク
ベ鼻見通し線との交差点
点イ 基点第1241号から香川県広島ハジカミ鼻見通し
線と、基点第1227号から香川県丸亀市本島フクベ
鼻見通し線との交差点

- 5 関係地区 倉敷市（旧児島市）



岡共第 123 号
第 2 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第124号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 倉敷市児島田の口、唐琴地先

4 漁場の区域 基点第1201号、点ア及び基点第1206号の各点を順次
結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。た
だし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第1201号 倉敷市・玉野市界松ヶ鼻突端大石に設置した標識

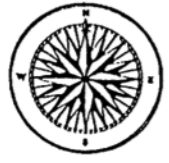
基点第1206号 倉敷市児島下の町9丁目18-34福山通運(株)児
島営業所岸壁南西端角に設置した標識

基点第1207号 倉敷市児島下の町10丁目18番港防波堤基部から
突端に向け最初の曲角に設置した標識

点ア 基点第1201号から基点第1207号見通し線
と、基点第1206号から倉敷市釜島東端見通し線と
の交差点

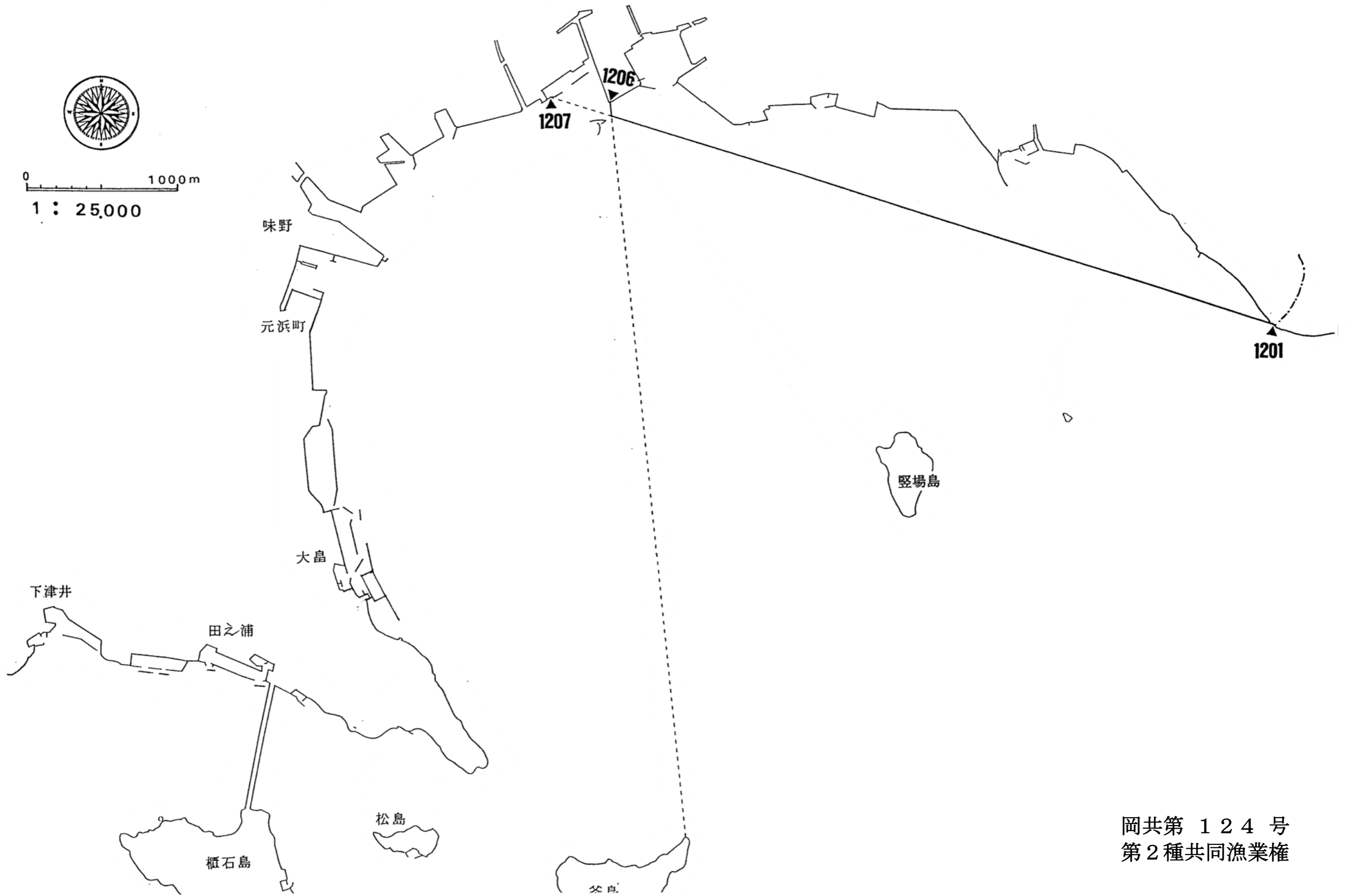
5 関係地区 倉敷市(旧児島市)

倉敷市



0 1000m

1 : 25,000



岡共第 124 号
第 2 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第125号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
建網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 倉敷市児島地先

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 基点第1201号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及び点スの各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

- 基点第1201号 倉敷市・玉野市界松ヶ鼻突端大石に設置した標識
- 基点第1205号 倉敷市児島田の口6丁目雁山岬突端に設置した標識
- 基点第1212号 倉敷市大島久須美鼻突端に設置した標識
- 基点第1215号 倉敷市下津井1丁目祇園神社
- 基点第1222号 倉敷市釜島西端に設置した標識
- 基点第1225号 倉敷市六口島南端に設置した標識
- 基点第1226号 倉敷市六口島北西端に設置した標識
- 基点第1234号 倉敷市大島久須美鼻南端に設置した標識

点ア 基点第1201号から香川県坂出市王越町乃生岬西端見通し線と、基点第1212号から玉野市向日比松ヶ鼻見通し線との交差点

点イ 基点第1205号から香川県坂出市与島町室木島東端見通し線と、基点第1212号から玉野市大槌島南端見通し線との交差点

点ウ 基点第1205号から香川県坂出市与島町室木島東端見通し線と、香川県坂出市与島櫃石島タテワ高から

玉野市大槌島北端見通し線との交差点

点エ 倉敷市大島鷺羽山山頂から香川県坂出市雌山山頂見通し線と、香川県坂出市与島町櫃石島タテワ高から玉野市大槌島北端見通し線との交差点

点オ 倉敷市大島鷺羽山山頂から香川県坂出市雌山山頂見通し線と、基点第1222号から香川県坂出市与島町櫃石島合戸鼻見通し線との交差点

点カ 倉敷市大島鷺羽山山頂から香川県坂出市与島町与島東の高見通し線と、基点第1222号から香川県坂出市与島町櫃石島合戸鼻見通し線との交差点

点キ 倉敷市大島鷺羽山山頂から香川県坂出市与島町与島東の高見通し線と、基点第1234号から倉敷市六口島牛ヶ首見通し線との交差点

点ク 基点第1234号から倉敷市六口島牛ヶ首見通し線と、基点第1215号から香川県丸亀市本島町長島高頂見通し線との交差点

点ケ 基点第1215号から香川県丸亀市本島町長島高頂見通し線と、香川県坂出市与島町櫃石島西浜の高から香川県丸亀市手島甚平鼻北端見通し線との交差点

点コ 香川県坂出市与島町櫃石島西の浜高から香川県丸亀市手島甚平鼻北端見通し線と、香川県丸亀市本島町雀ノ子島島頂から浅口市寄島町寄島北端見通し線との交差点

点サ 香川県丸亀市本島町雀ノ子島島頂から浅口市寄島町寄島北東端見通し線と、基点第1225号から香川県丸亀市手島甚平鼻北端見通し線との交差点

点シ 基点第1226号から倉敷市大柄杓島南端見通し線と、点スから香川県丸亀市広島ハジカミ鼻見通し線との交差点

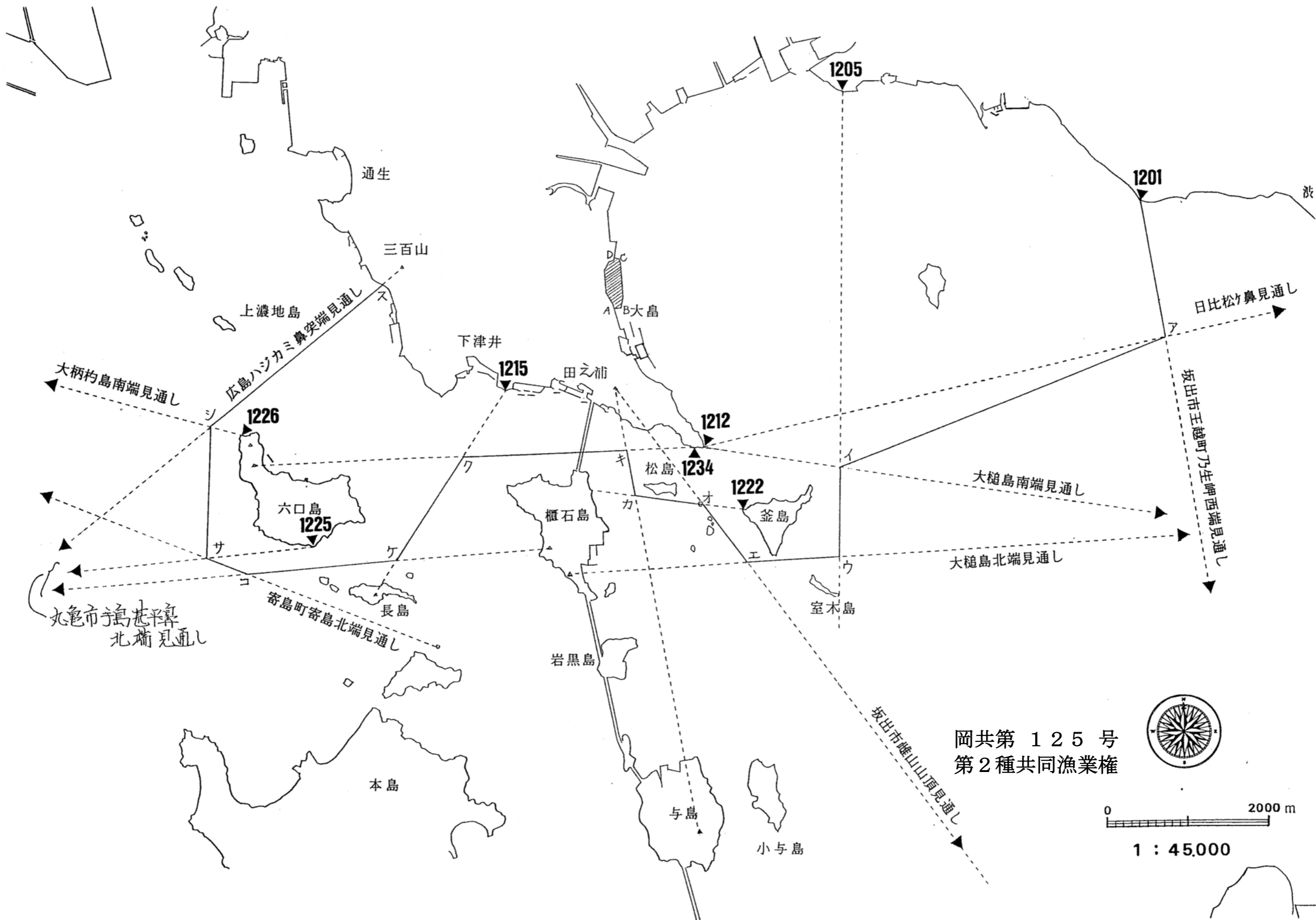
点ス 倉敷市菰池2丁目三百山三角点から香川県丸亀市広島ハジカミ鼻見通し線と倉敷市下津井大室海岸線との交差点

(2) 点A、B、C、及び点Dを順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

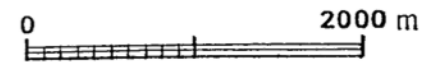
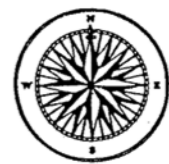
点の位置

- 点A 倉敷市大島1丁目1743番地(同6番13号)北端より市道上
パラペットの側溝の南端に設置した標識
- 点B 倉敷市児島元浜町6番地3地先防波堤上部南端(水平面南端)
- 点C 倉敷市児島元浜町6番地3地先防波堤北端(基部)
- 点D 倉敷市児島元浜町88番地22地先児島ボートレース場北の側壁
の東端に設置した標識

5 関係地区 倉敷市(旧児島市)



岡共第 125 号
第 2 種共同漁業権



1 : 45,000



1 免許番号 岡共第126号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
建網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 倉敷市濃地諸島、上水島地先

4 漁場の区域 点イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び点イの各点を順次結んだ7直線によって囲まれた区域。ただし、最大高潮時海岸線によって囲まれた陸地、及び点ケ、コ、サ、シを順次結んだ4直線によって囲まれた区域を除く。

点の位置

基点第1242号 倉敷市上濃地島東端に設置した標識

基点第1244号 倉敷市太濃地島南端に設置した標識

基点第1246号 倉敷市児島塩生高島北端南側防波堤基部に設置した標識

基点第1449号 倉敷市大柄杓島島頂に設置した標識

点ア 倉敷市菰池2丁目三百山三角点から香川県丸亀市広島町広島ハジカミ鼻突端見通し線と倉敷市下津井大室海岸線との交差点

点イ 基点第1242号から真方位90度見通し線上基点第1242号から50メートルの点

点ウ 基点第1242号から真方位180度見通し線上基点第1242号から100メートルの点

点エ 基点第1246号から倉敷市イザロ濃地島西端見通し延長線と、基点第1244号から倉敷市小杓島島頂見通し線との交差点

点オ 基点第1449号から真方位23度見通し線と、基点第1244号から倉敷市小杓島島頂見通し延長線と

の交差点

点カ 基点第1449号から真方位23度見通し線と、倉敷市児島塩生瀬戸埠頭(株)地先棧橋南端から浅口市寄島町青佐鼻東端見通し線との交差点

点キ 点アから浅口市寄島町竜王山山頂見通し線と倉敷市児島塩生瀬戸埠頭(株)地先棧橋南端から浅口市寄島町青佐鼻東端見通し線との交差点

点ク 基点第1246号から倉敷市イザロ濃地島西端見通し線と点アから浅口市寄島町竜王山山頂見通し線との交差点

点ケ 点オから基点1244号見通し線上、点オから1400メートルの点

点コ 点オから基点1244号見通し線上、点オから1130メートルの点

点サ 点オから真方位23度見通し線上、点オから1410メートルの点

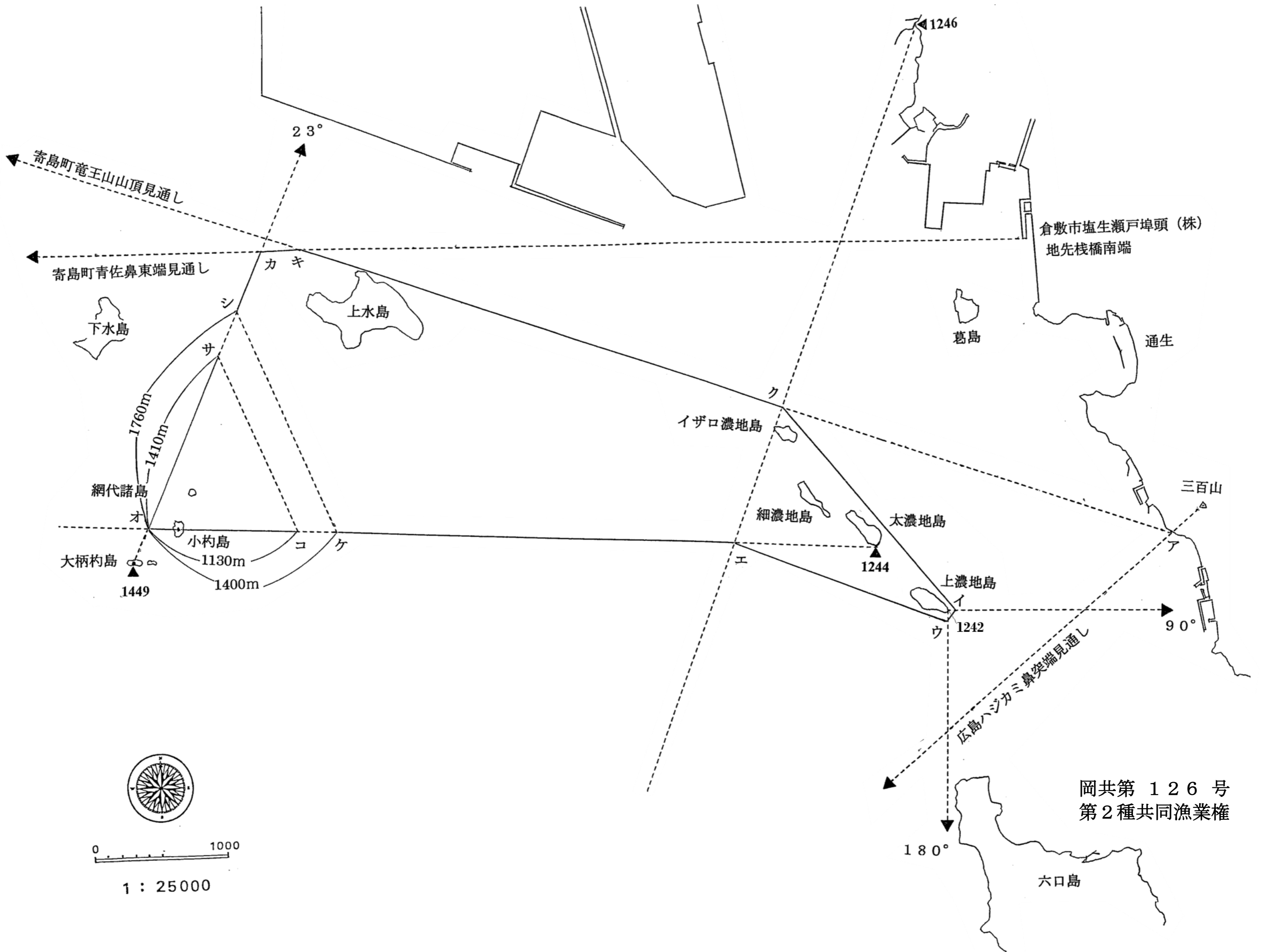
点シ 点オから真方位23度見通し線上、点オから1760メートルの点

5 制限又は条件

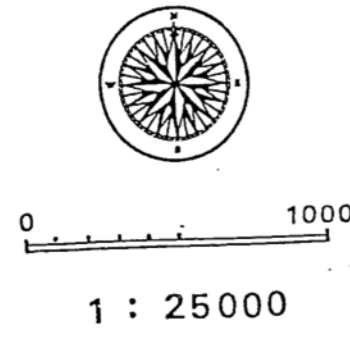
(1) まきえ釣漁業の竿先100メートル以内で操業してはならない

(2) 魚類を威嚇して(狩る)操業してはならない

6 関係地区 倉敷市(旧児島市)



岡共第 126 号
第 2 種共同漁業権



- 1 免許番号 岡共第127号

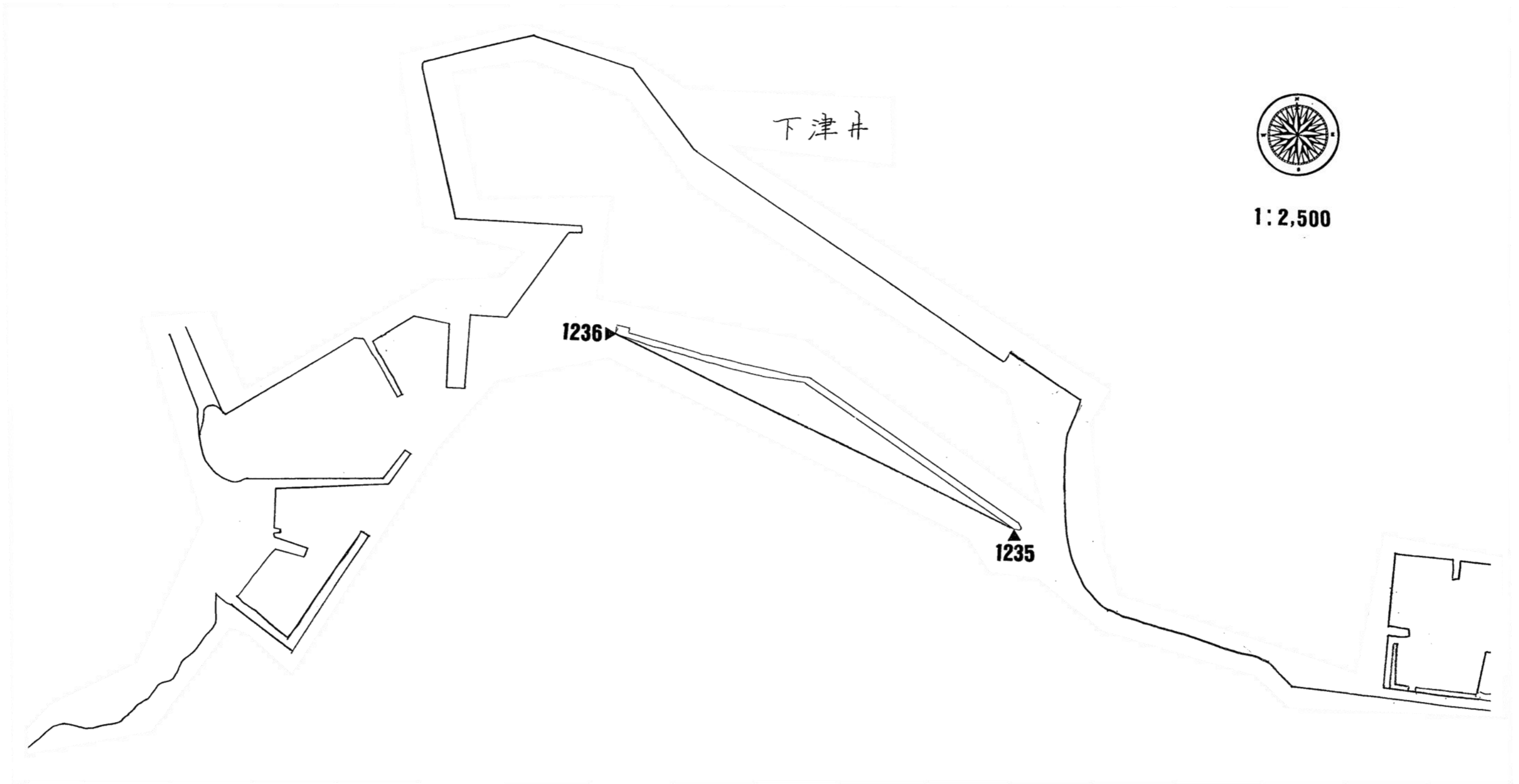
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 倉敷市下津井地先

- 4 漁場の区域 基点第1235号及び基点第1236号を結んだ直線と下津井港防波堤とによって囲まれた区域
点の位置
基点第1235号 倉敷市下津井下津井港沖防波堤東端に設置した標識
基点第1236号 倉敷市下津井下津井港沖防波堤西燈台

- 5 制限又は条件
(1) 一文字防波堤(捨石も含む)は、港湾構造物であるのでこれを破損してはならない
(2) 維持管理のための工事は、これを受認しなければならない

- 6 関係地区 倉敷市(旧児島市)



岡共第 127 号
第 3 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第128号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第1種共同漁業

しじみ、はまぐり、あさり、おおのがい、まてがい漁業

1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 倉敷市連島町西之浦鶴新田地先

4 漁場の区域 基点第1303号、点ウ、イ、ア及び基点第1306号の各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第1303号 倉敷市連島町鶴新田大がんぎ石地藏

基点第1304号 倉敷市連島町鶴新田水島大橋下流側東端から388メートルの点

基点第1305号 倉敷市連島町西之浦旧霞橋下流側西端から360メートルの点

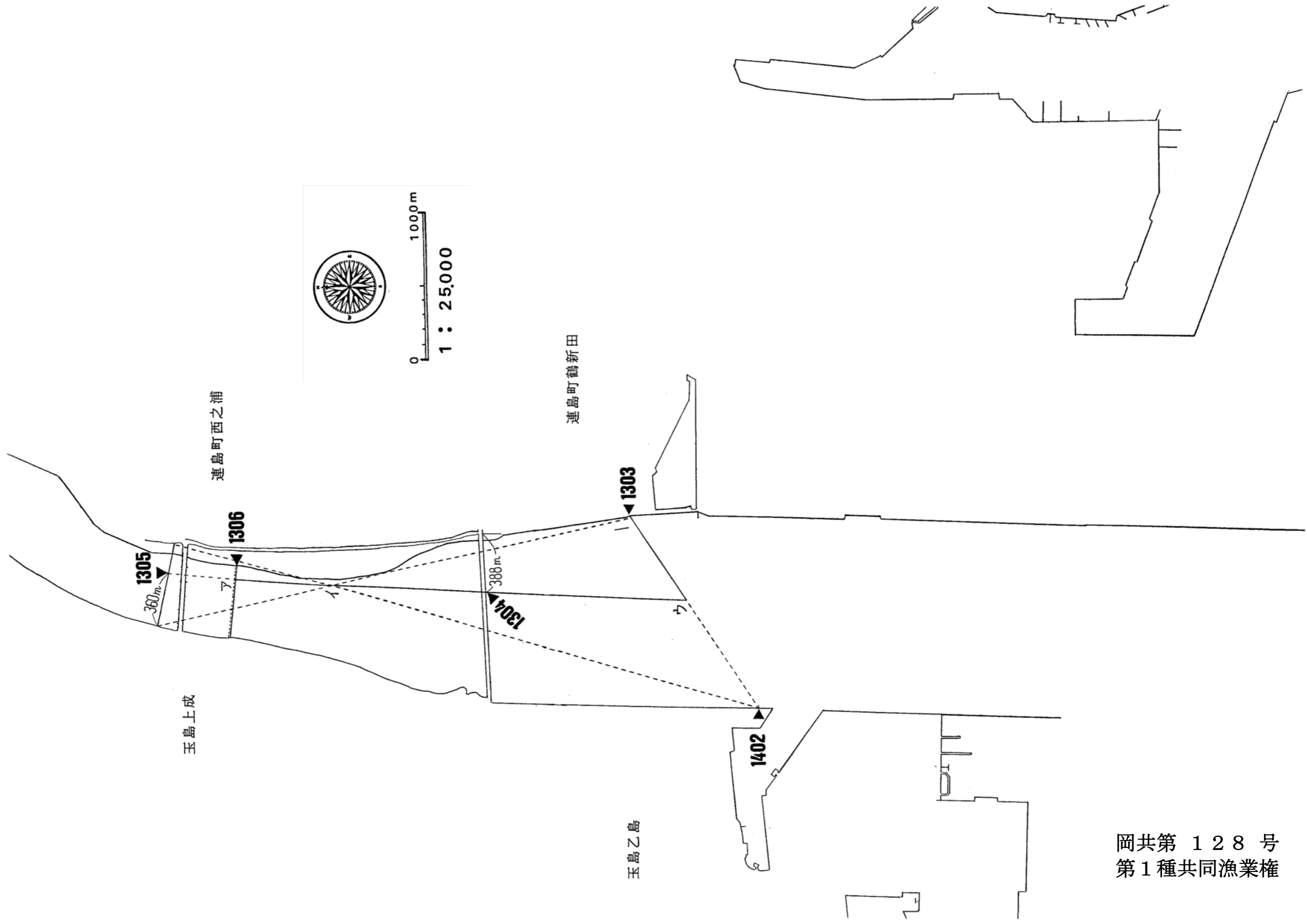
基点第1306号 倉敷市連島町西之浦潮止えん堤下流端東角に設置した標識

基点第1402号 倉敷市玉島乙島(株)クラレ南東国土交通省省の設置した標識

点ア 基点第1305号から点イ見通し線と、基点第1306号から倉敷市連島町西之浦潮止堰堤下流端見通し線との交差点

点イ 基点第1402号から倉敷市連島町西之浦旧霞橋東詰見通し線と、基点第1303号から倉敷市玉島上成旧霞橋西詰見通し線との交差点

点ウ 基点第1303号から基点第1402号見通し線と、点イから基点第1304号見通し延長線との交差点



岡共第 128 号
第 1 種共同漁業権

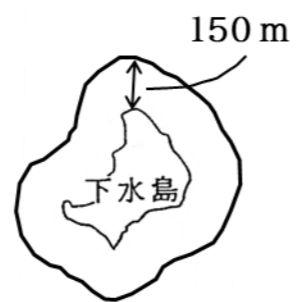
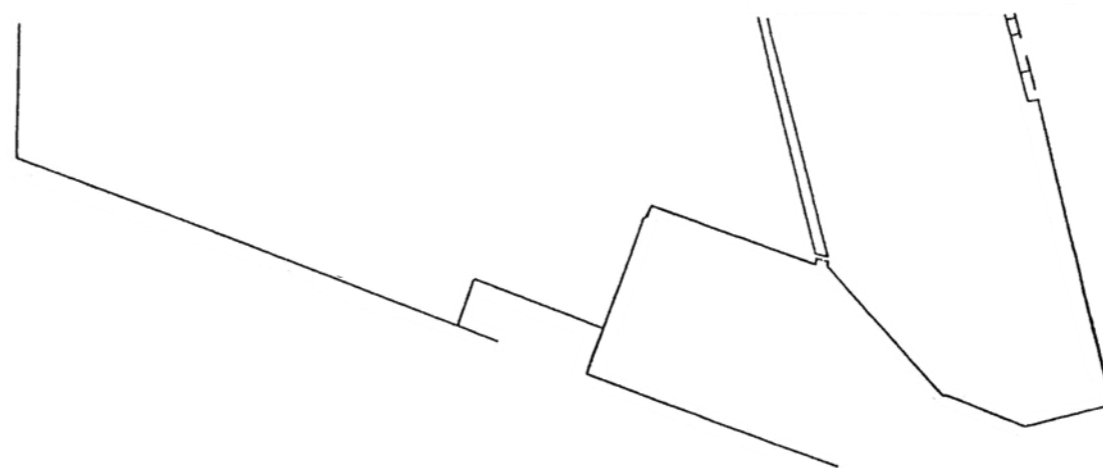
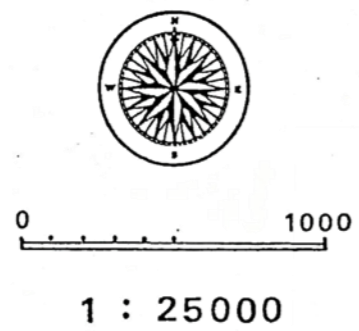
- 1 免許番号 岡共第129号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
なまこ漁業
11月1日から翌年3月31日まで

- 3 漁場の位置 倉敷市下水島地先

- 4 漁場の区域 倉敷市下水島の最大高潮時海岸線から150メートルの線に
よって囲まれた区域

- 5 関係地区 倉敷市玉島黒崎



岡共第 129 号
第 1 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第130号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
なまこ漁業
11月1日から翌年3月31日まで

3 漁場の位置 倉敷市玉島黒崎地先

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 基点第1435号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第1501号の各点を順次結んだ7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第1435号 倉敷市玉島黒崎番所鼻南東端に設置した標識
基点第1438号 倉敷市玉島黒崎諏訪鼻南端に設置した標識
基点第1439号 倉敷市玉島黒崎妙見川左岸角に設置した標識
基点第1440号 倉敷市玉島黒崎山王南東端に設置した標識
基点第1441号 倉敷市玉島黒崎帆崎南端に設置した標識
基点第1501号 倉敷市・浅口市界に設置した標識

点ア 基点第1435号から倉敷市下水島高頂見通し線上
基点第1435号から200メートルの点

点イ 基点第1438号から香川県丸亀市手島高頂見通し
線上基点第1438号から200メートルの点

点ウ 基点第1439号から香川県丸亀市手島東端見通し
線上基点第1439号から400メートルの点

点エ 基点第1440号から香川県丸亀市手島高頂見通し
線上基点第1440号から400メートルの点

点オ 基点第1441号から香川県丸亀市手島西端見通し
線上基点第1441号から200メートルの点

点カ 基点第1501号から香川県丸亀市小手島東端見通し
線上基点第1501号から300メートルの点

(2) 点キ、ク、ケ及び基点第1439号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

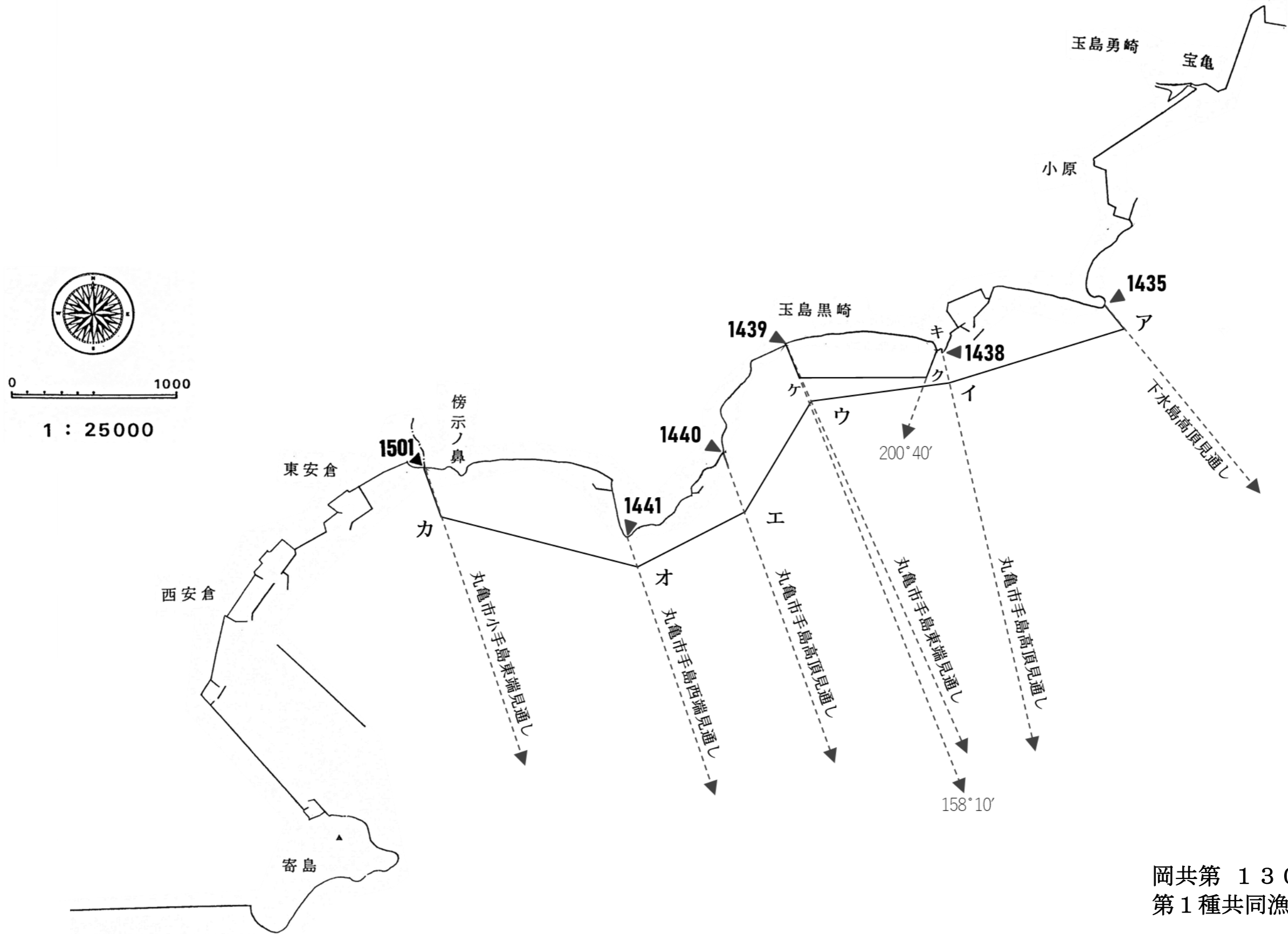
基点第1439号 倉敷市玉島黒崎妙見川左岸角に設置した標識

点キ 倉敷市玉島黒崎諏訪鼻西側突端に設置した標識

点ク 点キから真方位200度40分見通し線上点キから
198メートルの点

点ケ 基点第1439号から真方位158度10分見通し
線上基点第1439号から301メートルの点

5 関係地区 倉敷市玉島黒崎



岡共第 130 号
第 1 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第131号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 倉敷市玉島黒崎地先

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 基点第1434号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第1501号の各点を順次結んだ8直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。
ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第1434号 倉敷市玉島黒崎矢崎南東端に設置した標識
基点第1435号 倉敷市玉島黒崎番所鼻南東端に設置した標識
基点第1438号 倉敷市玉島黒崎諏訪鼻南端に設置した標識
基点第1439号 倉敷市玉島黒崎妙見川左岸角に設置した標識
基点第1440号 倉敷市玉島黒崎山王南東端に設置した標識
基点第1441号 倉敷市玉島黒崎帆崎南端に設置した標識
基点第1501号 倉敷市・浅口市界に設置した標識

点ア 基点第1434号から倉敷市下水島高頂見通し線上
基点第1434号から200メートルの点

点イ 基点第1435号から倉敷市下水島高頂見通し線上
基点第1435号から200メートルの点

点ウ 基点第1438号から香川県丸亀市手島高頂見通し
線上基点第1438号から200メートルの点

点エ 基点第1439号から香川県丸亀市手島東端見通し
線上基点第1439号から400メートルの点

点オ 基点第1440号から香川県丸亀市手島高頂見通し

線上基点第1440号から400メートルの点

点カ 基点第1441号から香川県丸亀市手島西端見通し
線上基点第1441号から200メートルの点

点キ 基点第1501号から香川県丸亀市小手島東端見通し
線上基点第1501号から300メートルの点

(2) 点ク、ケ、コ及び基点第1439号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

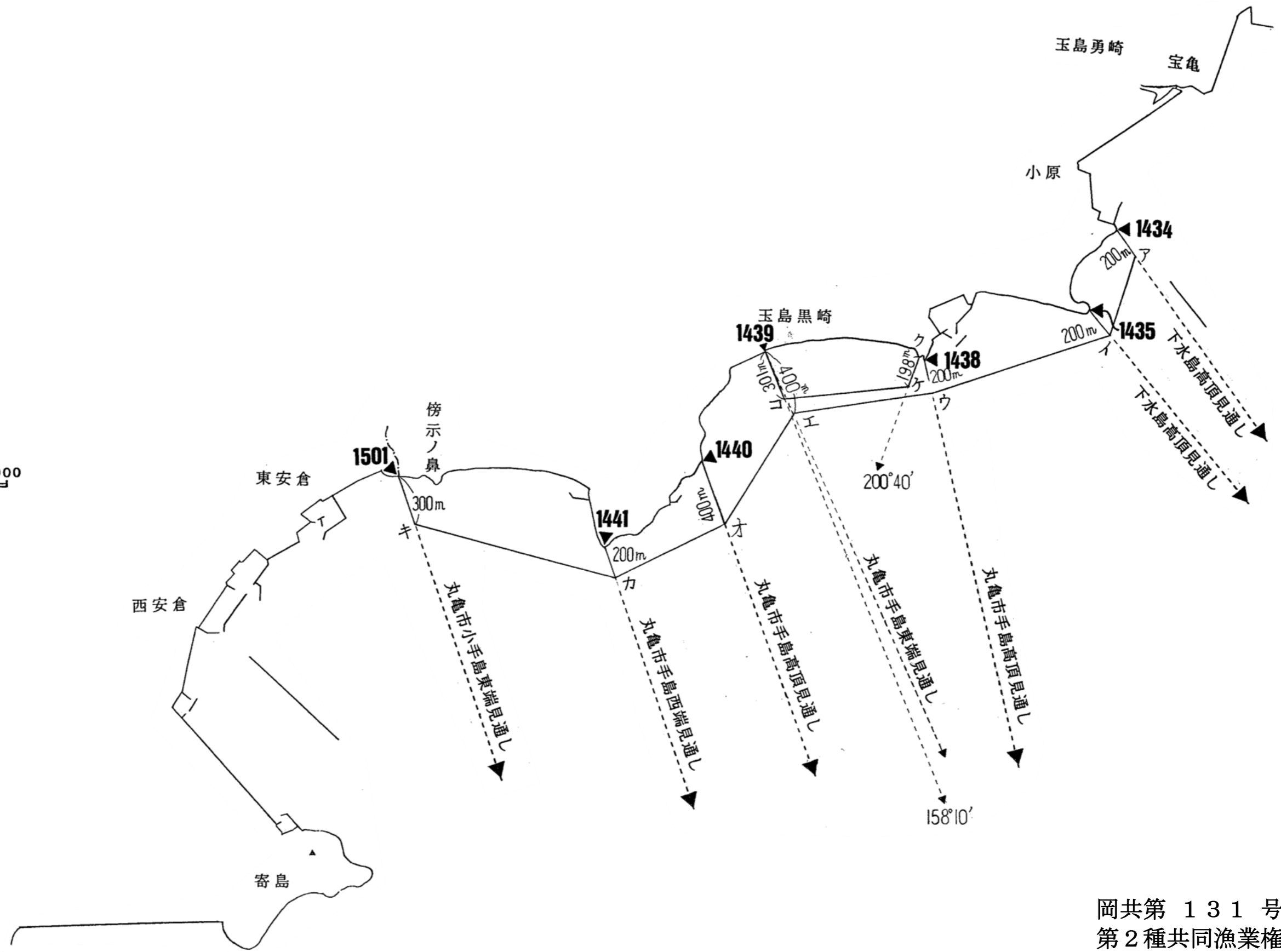
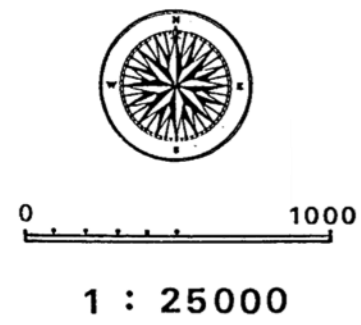
基点第1439号 倉敷市玉島黒崎妙見川左岸角に設置した標識

点ク 倉敷市玉島黒崎諏訪鼻西側突端に設置した標識

点ケ 点クから真方位200度40分見通し線上点クから
198メートルの点

点コ 基点第1439号から真方位158度10分見通し
線上基点第1439号から301メートルの点

5 関係地区 倉敷市玉島黒崎



1 免許番号 岡共第132号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
建網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 倉敷市下水島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、基点1449、点ウ及び点アの各点を順次結んだ
4直線によって囲まれた区域。ただし、最大高潮時海岸線によっ
て囲まれた陸地を除く。

点の位置

基点第1401号 倉敷市玉島乙島高梁川導流堤突端灯台

基点第1441号 倉敷市玉島黒崎帆崎南端に設置した標識

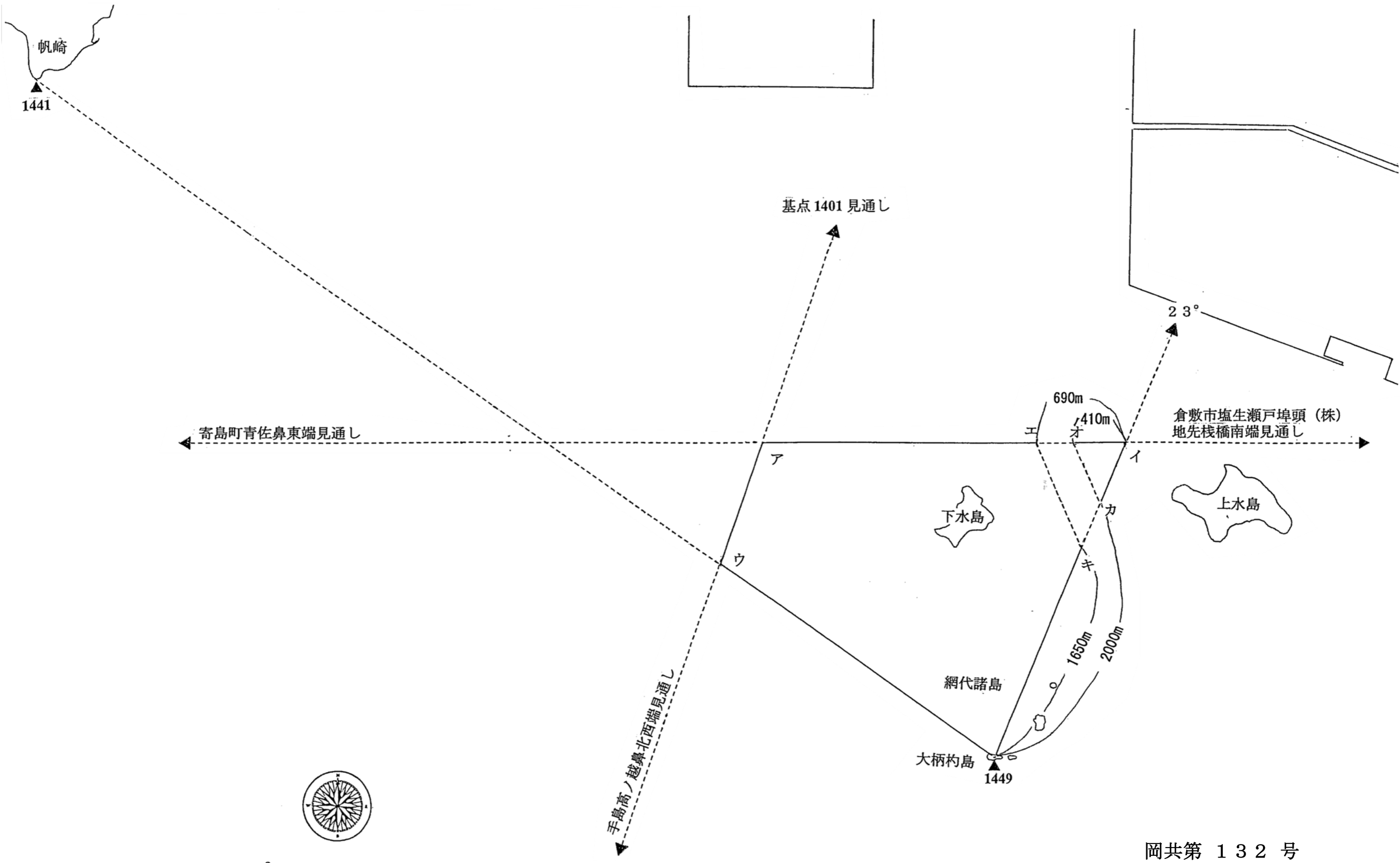
基点第1449号 倉敷市大柄杓島島頂に設置した標識

点ア 浅口市寄島町青佐鼻東端から倉敷市児島塩生瀬戸埠
頭(株)地先棧橋南端見通し線と、基点第1401号か
ら香川県丸亀市手島高越北西端見通し線との交差点

点イ 浅口市寄島町青佐鼻東端から倉敷市児島塩生瀬戸埠
頭(株)地先棧橋南端見通し線と、基点第1449号か
ら真方位23度の見通し線との交差点

点ウ 基点第1449号から基点第1441号見通し線
と、基点第1401号から香川県丸亀市手島高越北西
端見通し線との交差点

5 関係地区 倉敷市玉島黒崎及び浅口市寄島町



岡共第 132 号
第 2 種共同漁業権

1 : 25000

1 免許番号 岡共第133号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
建網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 倉敷市玉島黒崎、浅口市寄島町地先

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 基点第1435号、点ア、イ、ウ及び基点1601号の各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第1435号 倉敷市玉島黒崎番所鼻南東端に設置した標識

基点第1509号 浅口市寄島町三郎島南端に設置した標識

基点第1601号 笠岡市・浅口市界の標識

点ア 基点第1435号から香川県丸亀市手島甚平鼻北東端見通し線上基点第1435号から200メートルの点

点イ 基点第1509号から香川県丸亀市手島北端見通し線上基点第1509号から100メートルの点

点ウ 基点第1601号から笠岡市大島西端見通し線上基点第1601号から300メートルの点

(2) 点エ、オ、カ及び基点第1439号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

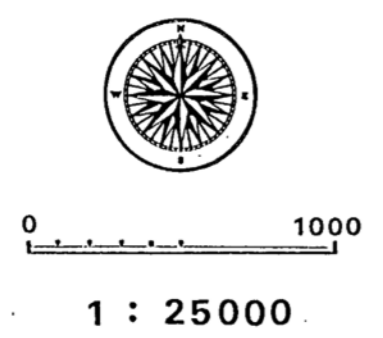
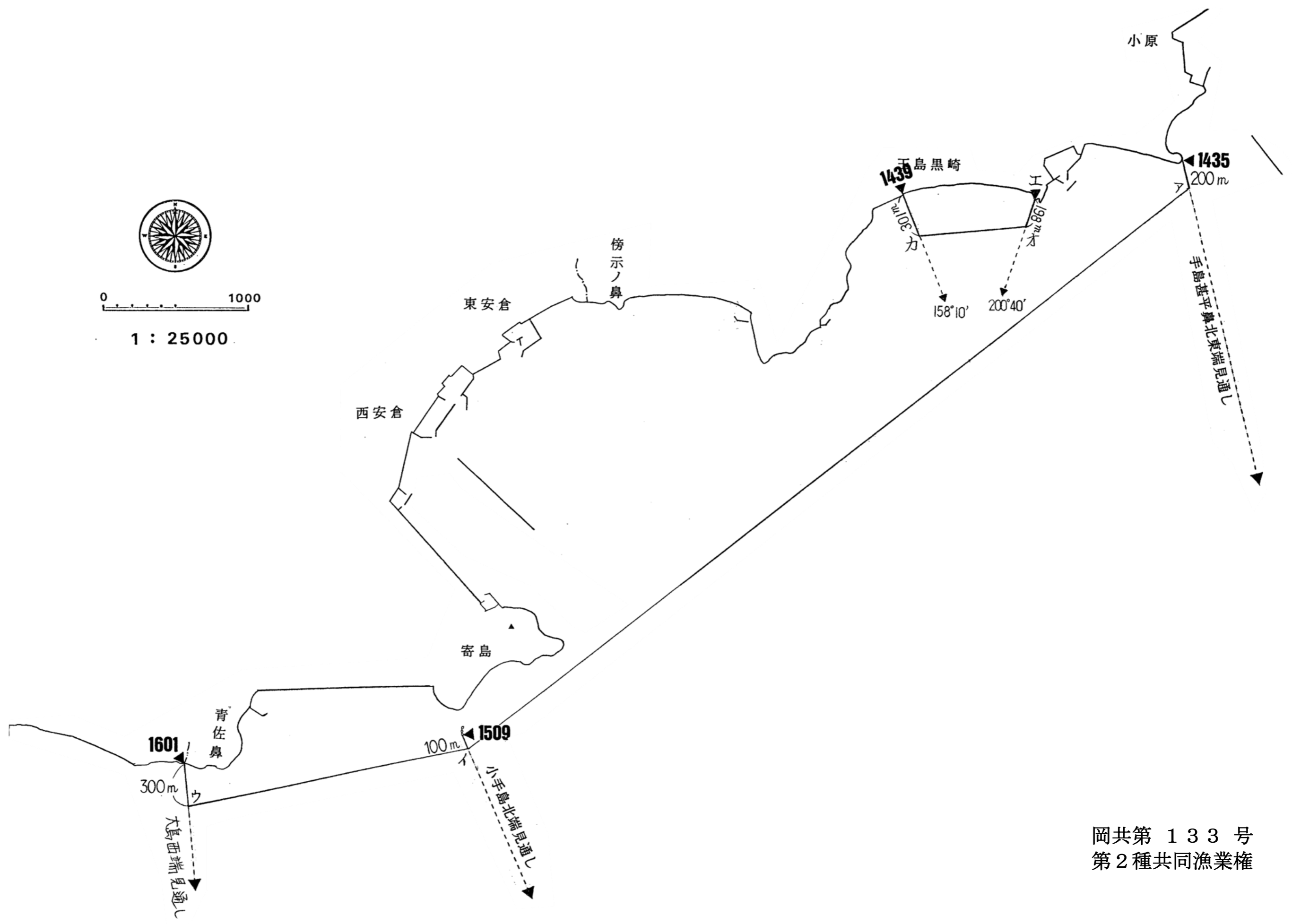
基点第1439号 倉敷市玉島黒崎妙見川左岸角に設置した標識

点エ 倉敷市玉島黒崎諏訪鼻西側突端に設置した標識

点オ 点クから真方位200度40分見通し線上点クから198メートルの点

点カ 基点第1439号から真方位158度10分見通し線上基点第1439号から301メートルの点

5 関係地区 倉敷市玉島黒崎、浅口市寄島町



岡共第 133 号
第 2 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第134号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第1種共同漁業

しじみ、はまぐり、あさり、おおのがい、まてがい漁業

1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 倉敷市玉島乙島地先

4 漁場の区域 基点第1403号、点ア、イ、ウ及び基点第1402号の各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第1303号 倉敷市連島町鶴新田大がんぎ石地藏

基点第1304号 倉敷市連島町鶴新田水島大橋下流側東端から388メートルの点

基点第1305号 倉敷市連島町西之浦旧霞橋下流側西端から360メートルの点

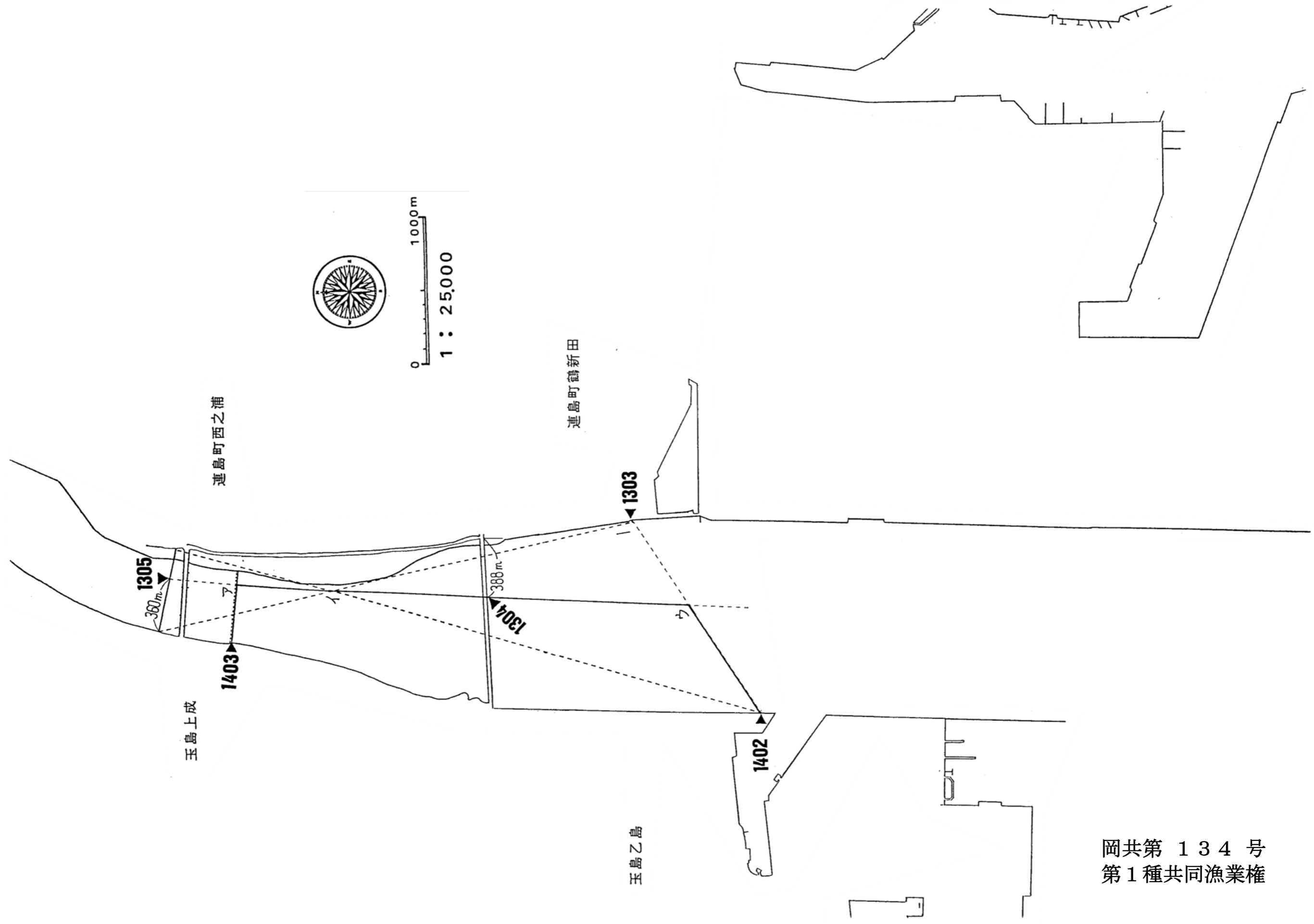
基点第1402号 倉敷市玉島乙島(株)クラレ南東国土交通省の設置した標識

基点第1403号 倉敷市玉島上成潮止えん堤下流端西角に設置した標識

点ア 基点第1305号から点イ見通し線と、基点第1403号から倉敷市連島町西之浦潮止堰堤東詰見通し線との交差点

点イ 基点第1303号から倉敷市玉島上成旧霞橋下流西詰見通し線と、基点第1402号から倉敷市連島町西之浦旧霞橋下流東詰見通し線との交差点

点ウ 基点第1402号から基点第1303号見通し線と、点イから基点第1304号見通し延長線との交差点



岡共第 134 号
第 1 種共同漁業権